

として再発足して今日に至つておるのであります。而して国営競馬の形態は、世界でも異例のものであります。競馬法におきましても、この制度は、暫定経過的なものであることが明記されておるのであります。従つて政府は、一昨昭和二十七年六月、競馬制度審議委員会を設け、衆智を求めて、この制度の改善方針について検討を進めておりましたところ、政府の基本的方針の一つである行政簡素化の趣旨をも勘案して、今回成案を得、本法律案を提案するに至つたものとされておるのであります。今回の改正は、国営競馬についてでありまして、その意図するところは、これが実施を国営から離し、日本中央競馬会なる特殊法人を設け、競馬会をしてその施行に当らしめることとなし、日本中央競馬会の組織及び運営等について規定せんとするのが本法律案の趣意でありまして、その主な内容は、大略次のようであります。

第一は、日本中央競馬会（以下便宜單に競馬会ということにいたします。）の性格でありまして、競馬会は、法人として公法に準ずる性格のものとなし、役員は、任命並びに収支予算及び事業計画等について国が関与することになつており、又、役員は、欠格条項を設け、且つ営利事業に対する兼職を禁止してあります。次は、競馬会の資本金でありまして、資本金は、競馬会の成立の際、現に国営競馬特別会計に属している動産の大部分及び不動産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資することになつております。次は、競馬会が行う事業でありまして、これは現在政府が行なつておる国営競馬事業の一切を一応そのまま引継いで行ふこと

になつております。次は、競馬会の会計についてでありまして、競馬会の収支予算及びその変更、資金の借入、余裕金の運用並びに財産の処分等は、すべて農林大臣の認可或いは許可を受けなければならぬことになつており、又、競馬による収益については、勝馬投票券の売得金に対して百分の十に相当する金額、更に毎事業年度の剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付せしめることとなし、その他の剰余金も一定部分を積立て、その任意な処分を制限しておるのであります。次は、競馬会に対する監督についてでありまして、競馬会は農林大臣がこれを監督することとなし、このため必要な監督上の諸規定を設け、なお、政府の出資によつての関係上、会計経理を厳重にすることとなるのであります。次は、本法の施行期日でありまして、本法は昭和三十年三月三十一日までの間に競馬会の設立に関する規定は、公布の日から施行することになつております。なお、本法の施行によつて、農林省畜産局の競馬部及び競馬事務所は廃止せられることになり、現在農林省における競馬関係職員定員五百二十名のうち、監督の事務に存置される五十五名を除き、他は農林省の定員から除かれることとなるのであります。併しこれら職員の職は、そのまま新団体に移行するものと考へられており、又、現行競馬法においては、政府は、勝馬投票券の売得金の総額から払戻金及び返還金の総額を控除した残額の三分の一に相当する金額を畜産業の振興のために必要な経費に充てなければならぬことに規定されておるのであります。今回この規定を削ること

になつておるのであります。なお又、地方競馬につきましても、問題は今後に残して、この際は、何ら触れられていないのであります。

かかる政府の原案に対して、衆議院において、第一、役員は、欠格条項を拡大して、国務大臣、国会議員、政府職員又は地方公共団体の議会の議員は、政府原案のように、在任中は勿論、退職後も一カ年間、但し競馬会の設立当時に限つては政府職員だけは差支えないことになつておりますが、役員となることのできないこととなし、更に競馬会が行う競馬に關係する馬主も欠格者とする。第二、運営の審議会の委員に競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手の代表者を加える。第三は、競馬会が行うことができる任意的業務の範囲の規定中「競馬の健全な発展を図るため必要な業務」の中には、「馬術競技の発展」を含んで、旨を明記する。第四は、競馬会が納付する国庫納付金の割合を百分の十から百分の十一、但し本法施行後一年以内に開催されたものは百分の十・五に引下げる。第五は、政府は、国庫納付金は、これを畜産酪農業の振興及び民間の社会福祉事業のために支出することを規定する。第六は、競馬会が本来の事業に供用する固定資産については固定資産税を免除すること等の修正を加え議決して本院に送付せられました。

委員会におきましては、政府当局及び衆議院代表に対して、本法律案が提案されるに至つた経緯、本法律案の前提をなす諸条件、これが内容並びに衆議院における修正の理由及びその内容等、諸般の事項について、極めて熱心な質疑が行われ、競馬の性格、競馬の意

義及び利害並びにこれが存続の当否等に関する根本的な問題を初めとし、民営移管の理由及びその是非、旧日本競馬会資産継承の経緯及びその当否、日本中央競馬会の性格並びに諸外国の例、日本中央競馬会の設立、事業運営及び役員等に関する具体的な事項、国庫への納付金の使途、配分及びその支出方法等、諸般の事項に亘つて總括的に、或いは逐条的に、当局の所見が質されたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることをお許しを願ひたいと思ひます。

併しながら、取りわけ本法律案による民営移管の理由及びその当否並びに競馬、特に民営の競馬が、社会風教に及ぼす影響に対して特別の関心が払われ、かかる措置は好ましくないことであるが、併し止むを得ない悪の調整として一応考へられるとしても、現実においては敗戦国特有の廢頽的風潮がみなぎり、射倖的弊風が氾濫しているこの間に処して、できるだけ健全な社会を作り上げることを立法政策の基調としなければならぬのであるが、国営競馬の民営移管について、政府の方針と心構えと責任とが究明せられましたところ、これに対し、農林当局から、「現行競馬法は、その附則において現行制度は近くこれを改廢するように規定されているので、この方針に即応して政府に競馬制度審議会を設け、検討を重ね、この結果国の嚴重な監督の下における競馬とすることとなし、併せて現行制度における監督者と被監督者とが同一体である弊を除き、且つ行政簡素化の線に沿う等の理由によつて民営とするものである」と答へられ、又、今後の運営については、保利農林大臣から、「戦後の混乱した社会における射倖的風潮については憂いを同じくするもの



である。競馬の沿革からみても、又、畜産振興との関連においても、その健全な発達を期待し、政府においては極力弊害を防止し、健全性を保持するため各方面の意見を聞いて極力善処したい。本法によつて、戦後の変態的状态から回復して公正な競技が行われると思ふ」旨の言明がありました。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、宮本委員から、関連法律案の審議状況等に即応して、一部立法技術的修正の動議が提出せられ、又、松浦委員から、競馬の健全性を保持するため政府の善処を期待して、次のような附帯決議、即ち

一、日本中央競馬会の事業運営の公正及び経理の厳正に対して万全を期すること。

一、日本中央競馬会の職員並びに調教師及び騎手等の待遇の改善及び身分の安定に遺憾なきを期すること。

という附帯決議の動議が提出せられ、続いて採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案に宮本委員の動議による修正を加え、松浦委員の提案にかかる附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。

### ◎国際労働機関憲章の改正に関する文書

(昭和二九、三、二七条一)

#### 一、提案理由(二月十三日)

(国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに関し規定を設けることと国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めの件(昭和二九一条一〇)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(二月二十五日)

(日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めの件の委員長報告を一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(三月五日)

(国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を

将来において遂行することに関し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めの件(昭和二九一条一〇)の委員長報告を一括して掲載)

### ◎国際司法裁判所規程及び日本国が同規程の当事国となるための条件に関する文書

(昭和二九、四、二条二)

#### 一、提案理由(二月二十日)

○下田政府委員 たいま議題となりました国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

国際司法裁判所規程は一九四五年十月二十四日発効いたしましたものでありまして、その内容は国際司法裁判所の構成、任務、権限、適用法規、訴訟手続等を規定したものでございます。

国際連合憲章第九十三条一によりまして「すべての国際連合加盟国は、当然に、国際司法裁判所規程の当事国となる」とあるのでござい

ますが、同条二によりまして、国際連合加盟国でない国も、「安全

七三九

#### 二、衆議院外務委員長報告(三月九日)

○上塚司君 たいま議題となりました、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認

を希望する次第でございます。

以上を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第でございます。

わが国はこの条件に対する受諾書を国連事務総長に寄託することにより、国際司法裁判所規程の当事国となることができるわけでございますが、この規程の当事国となることによつて、わが国は今後諸外国との国際紛争を規程の定むるところによりまして国際司法裁判所に付託することにより、これを平和的に解決する道が開かれることになる次第でございます。

国際司法裁判所規程及び日本国が同規程の当事国となるための条件に関する文書



を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、これを要約いたしますれば、国際司法裁判所に当事国として参加することの承認を求めることであります。元来、国際連合加盟国は、同憲章第九十三条1により、当然に国際司法裁判所規程の当事国となることとなっておりますが、同条2によりますと、国際連合加盟国でない国も、安全保障理事会の勧告に基いて總會が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国となることのできるることとなっております。わが国は、また国際連合加盟国ではありませんので、昨年十月二十四日、この規定に基きまして国際司法裁判所の当事国となるための条件を国際連合事務総長に問い合せておりましたところ、国際連合總會はその条件を決定して、昨年十二月十四日、事務総長から正式にこれを通告して来たのであります。その条件の内容は、第一に、国際司法裁判所規程を受諾すること、第二に、国際連合憲章第九十四条に基く国際連合加盟国のすべての義務を受諾すること、第三に、裁判所の費用を分担することの三つであります。これらは先例に照し、しても当然な条件であると考えられます。わが国は、この条件に対する受諾書を国際連合事務総長に寄託することにより、国際司法裁判所規程の当事国となることのできますが、この当事国となりますれば、今後諸外国との国際紛争を国際司法裁判所に付託し、これを平和的に解決する道が開かれるわけでありませぬ。

本件は、二月十七日内閣から国会に提出され、同日本委員会に付

託されましたので、二月二十日、三月三日及び六日の三回にわたり委員会を開き、政府当局の説明を聞き、質疑の後、討論に入り、自由党福田篤泰君、改進黨須磨彌吉郎君、日本社会党戸叶里子君及び日本社会党穂積七郎君から、それらの党を代表して賛成の意を表明され、続いて採決の結果、全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(三月十七日)

(日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告と一括して掲載)

## ◎日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定

(昭和二九、四、二八条四号)

### 一、提案理由(三月十日)

○小龍政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を

求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の郵便為替の交換業務に関しましては、戦前は、明治十八年の約定及びその追加條款によつて規制されて参りましたが、戦後も、アメリカ合衆国政府は、サンフランシスコ平和条約第七条の規定に基いて、この約定及び追加條款の復活を通告して参りましたので、現在もこの戦前の約定が両国間に適用されております。しかしながらこの戦前の約定の中には、今日の事態に適合しない規定が多く含まれておりますので、政府といたしましては、新約定締結の希望を米國側に申し入れますとともに、ワシントンに専門官を派遣いたしました先方と予備交渉を行わしめましたところ、その内容についてほぼ両者の意見の一致を見ましたので、その結果に基き案が作成されまして、この約定は、昨年十月二十九日に東京で、及び同年十二月十日にワシントンでそれら署名が行われました。

この約定は、両国間の郵便為替の交換業務の改善を目的とするものでありまして、その内容は、為替金額及び振出し料金に関する事項、為替の振出し及び払渡し手続に関する事項、為替総額の精算手続に関する事項等を規定いたしております。

よつて慎重御審議の上、なるべくすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

### 二、衆議院外務委員長報告(三月十八日)

○富田健治君 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定

との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

日米間の郵便為替の交換業務に関しましては、戦前には、明治十八年、すなわち一八八五年の約定及びその追加條款によつて規制されて参りました。また戦後には、米國政府は、サンフランシスコ平和条約第七条の規定に基いて、この約定及び追加條款の復活を通告して参りましたので、昨年七月以降これらの約定及び追加條款は両国間に適用されておるのであります。しかしながら、この約定中には今日の事態に適合しない規定が多々ありますので、政府は、これが改訂を米國側に申し入れるとともに、ワシントンに専門官を派遣して予備交渉を行わしめ、その結果に基き案が作成されまして、この約定は昨年十月二十九日に東京で、また十二月十日にワシントンで、それらの代表によつて署名が行われたのであります。この約定は、その内容において為替金額及び振出し料金に関する事項等、両国間の郵便為替の交換業務の改善を目的とする純然たる郵便事務的事項を規定するものであります。

本件は、三月九日内閣から国会に提出され、同日本委員会に付託されましたので、三月十日及び十三日の委員会において政府当局の説明を聞き、質疑の後討論に入りました。自由党福田篤泰君、改進黨並木芳雄君、日本社会党細迫兼光君及び日本社会党戸叶里子君から、それらの党を代表して賛成の意を寄せられ、続いて採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。



以上御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(三月三十日)

○佐藤尚武君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、日本国とアメリカ合衆国との間の郵便為替の交換業務に關しましては、戦前は、明治十八年の協定及びその後三回に亘り追加された同協定の追加條款によつて規制されて参りましたが、戦後は、昭和二十八年四月二十二日にアメリカ合衆国政府から我が国へ、サンフランシスコ平和条約第七條の規定に基いてこの協定及び追加條款を復活する旨を通告して参りましたので、同年七月二十二日以降これら戦前の協定及び追加條款が両国間に適用されておるのであります。併しこの戦前の協定の中には、今日の事態に適合しない規定が多く含まれておりますので、政府は、新協定締結の希望を米國側に申入れますと共に、ワシントンに専門官を派遣しまして、先方と予備交渉を行わしめましたところ、その内容については両者の意見の一致を見ましたので、その結果に基き協定案が作成されました。そしてこの協定は、昨年十月二十九日に東京で、及び同年十二月十日にワシントンで、それ〴〵署名された次第であります。

この協定は、両国間の郵便為替の交換業務の改善を目的としておるのでありまして、その内容は、為替金額及び振出料金に関する事項、為替の振出及び払渡手続に関する事項、為替総額の精算手続に関する事項等、専ら技術的な事項を規定いたしております。又本協定は、双方により合意される日に効力を生ずることと定められております。

以上が政府側の説明でありました。委員会におきましては、別段の質疑もなく、三月二十九日討論を経て採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎国際砂糖協定 (昭和二九、四、三〇条五)

一、提案理由(四月三日)

○下田政府委員 ただいま議題となりました、国際砂糖協定の批准について承認を求めめるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、国際連合主催のもとに、昨年七月からロンドンで開催されました国際砂糖会議において作成されたものでありまして、

わが国もこの会議に代表を派遣して審議に参加し、その後昨年十月二十八日に駐英大使をしてこの協定に署名いたさせました。

この協定は、砂糖の輸出入国の立場を相互に調整し、世界自由市場の砂糖価格を安定せしめることを目的としておりまして、わが国も協定の当事国となることによりまして、砂糖輸入国としての立場を十分保護することができるようになるのみならず、自由市場の砂糖需給計画策定の積極的な役割を演ずることができるようになります。

この協定は、すでに批准を了した国の間では昨年十二月十五日より効力を生じておりますので、わが国としましては、以上に述べました利点を考慮に入れ、できるだけ早く批准を行い、この分野における国際協力の実をあげることが必要であると認めます。

よつて、この協定の批准につき御承認を求めらる次第であります。右の事情を了承せられ、御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

二、衆議院外務委員長報告(四月八日)

○上塚司君 ただいま議題となりました国際砂糖協定の批准について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、三月二十日内閣から国会に提出され、ただちに本委員会に付託せられましたので、四月三日、五日及び七日の三回にわたり委員会を開き、審議を重ねました。

この協定は、砂糖の輸出入国の立場を相互に調整し、世界自由市場の砂糖価格を安定せしむることを目的とし、砂糖の最高価格と最低価格を設定しているほか、その需給計画に関する規定を設けております。

政府は、協定起草の任に当りました理事会にオブザーヴァーを派遣して右起草の審議に参加し、昨年のロンドン国際砂糖会議には代表を派遣し協定の作成に参画し、十月二十八日この協定に署名を了しました。

わが国がこの協定の当事国となつた場合の利益を要約いたしますれば、第一、わが国は輸入国のうちで米國及び英國に次ぐ多くの投票権を与えられているので、砂糖の輸入国としての立場を十分に保護することができること、第二に、この協定には、輸入国として英、米、独、ポルトガル、輸出国としてはキューバ、ソ連、中国、ドミニカ、オランダ等二十四箇國が署名を了しておりますので、わが国は、この協定の当事国となることにより、世界の砂糖自由市場の需給計画策定に積極的に参加し、これをわが国に有利に導く機会を得ることができまこと、第三に、砂糖が世界的に供給不足となつた場合、わが国が契約輸出国から砂糖を優先的に輸入し得ること等であります。

この協定につきまして政府当局の説明を聴取いたしました後、質疑応答が行われ、討論はこれを省略して採決の結果、本件は四月七日全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

右御報告申し上げます。



三、参議院外務委員長報告(四月十二日)

○團伊能君 只今、議題となりました国際砂糖協定の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この協定は、国際連合主催の下に、昨年七月からロンドンで三十六カ国参加の下に開催されました国際砂糖会議において作成されましたが、二十四カ国によつて署名せられたものでありまして、我が国も、この会議に代表を派遣して審議に参加し、昨年十月二十八日に署名を行いました。この協定は、砂糖の輸出入国の立場を相互に調整いたし、世界自由市場の砂糖価格を安定せしめることを目的としております。

その内容を要約いたしますと、不相応な統制や課税を差控え、砂糖産業における公正な労働基準の維持に努力することを約し、又価格の下落及び騰貴を防止する措置につきまして規定をいたしました。輸出国につきましては、生産の調整、輸出品の制限及び割当、輸入国の需要充足の義務等につきまして規定いたしました。輸入国につきましては、非締約国からの輸入量の制限、輸入量の見積り、通貨窮乏の場合の義務の軽減等について規定しております。そして、この協定は、すでに批准を了した国並びに我が国のごとく本年の四月十五日までに批准するよう努力する旨を通告した国の間で、昨年十二月十五日より効力を発生しておりますが、この通告をして来た諸国については、本年五月一日までに批准書寄託を了しない

きは、その効力を失う旨定められてあります。有効期間は五年となつております。我が国は、この協定の当事国となることによりまして、砂糖輸入国としての立場を保護することができるとのみならず、自由市場の砂糖需給計画策定に積極的な役割を演ずることができるようになるわけでありまして、以上が、政府の説明でありました。委員会は、四月七日より三回に亘つて本件の審議を行いました。次に、質疑応答の主なものを簡単に御報告いたします。「この協定の眼目はどこにあるのか、日本にとつて具体的にどのような利益があるか、又我が国は、昨年十二月の会議に出席してどんなことを主張したか」という質問に対して、政府は、「現在世界において、砂糖は生産過剰の状態にありますため、生産国の間に、これを調整するため国際カルテルを組織しようとする動きがありましたので、そこで砂糖輸入国の側におきまして、かかる国際カルテルと対立するよりも、輸出入国双方を含めた国際協定を結ぶことを利益と考えたわけでありまして、重要な砂糖の輸入国であります我が国といはしましては、砂糖が生産過剰である今日、果してかかる協定に加入する必要があるかどうかについて十分考慮すると共に、各国の動向に注意して来たのであります。仮に我が国がこれに加入したくとも、他の諸国の間に、この協定が成立すると見通しを得ましたので、国際協定ができる以上、やはりこれに加盟することが利益であると考えた次第であります。我が国は当事国となつた場合には、輸入国の全投票数一千票のうち、米、英と同様に二百四十五票が与えられる模様でありまして、又執行委員会の正式の一員となり、大

な発言権を持つ点におきまして、大きな利益があります。会議の席上、我が国は、この協定に署名しなかつたインドネシア……インドネシアは協定に参加しなかつたのであります。そのインドネシヤから、我が国への輸入量を増加することを主張いたしました。又我が国内統制に関する規定を緩和して道徳的義務を負う程度にとどめることを主張いたしましたところ、この両主張は、いずれも採択され、これに従つて第七条第一項二の規定が設けられ、インドネシヤからの輸入は、年十五万トンが認められ、又第五条の規定が我が国の希望通りの形になつた次第であります」との答弁がございました。又、「この協定の規定は、甚だルーズのようであるが、それでよく目的を達し得るか」という質問がございましたに對して、「この協定の規定は、例えば国際小麦協定などに比べますと、甚だルーズなものであります。それは、余り厳格な規定を設けることによりまして、これが成立しない虞れがあつたからであります。この協定が、果してよく目的を達し得るかどうか、疑問がないわけではないが、もつぱら砂糖生産者が、必要な生産制限を履行するかどうかにかかつておる」との答弁がございました。

委員会は、四月十日、質疑を終了いたしました。討論に入りまして、杉原委員から、「本件は賛成である、ただ運用の面で我が国の利益を守ることに遺憾なきを期されたく、又、我が国とインドネシアとの関係が、単に協定だけにとどまらない点を重視してほしい」と述べられました。又佐多委員は、「価格の安定のためと価格を釣り上げることなく、よく消費者の立場を護るよう協定の運用

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書

を囫圇んことを強く希望して本件に賛成する」と述べられました。次で採決を行いましたところ、全会一致を以て、本件は承認すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書

(昭和二九、五、一条六)

一、提案理由(三月十二日)

○岡崎国務大臣 たいま議題となりました日米相互防衛援助協定その他の協定に關しましては、昨日本会議におきまして提案理由を委細申し述べたのであります。ここにさらに要点を大要御説明いたしたいと思ひます。

政府は、昨年六月米國議會において成立いたしました相互安全保障法の改正法によりまして、すでに西歐その他多数の國々に供与されて来た防衛援助が、わが國にも供与され得ることになつたことを承知いたしました。この米國の援助を受ける方針を決定する前に、戦力の保持を禁ずるわが憲法との關係において、また再建途上にあるわが國經濟力との關係において、十分米國政府の意向を確かめておくことが適當と考えましたので、これらの點に關するわが方



の見解を具して米国政府の意向をただしたのであります。その結果、当時本委員会において御報告いたしました通り、六月二十四日及び二十六日の日米往復書簡において彼我の見解は大體一致するところが明らかとなつたのであります。

よつてこの往復書簡の基礎に立つて、昨年七月十五日から交渉を開始いたしました、爾後の交渉経過については、本委員会においてあるいは中間報告として、あるいは御質疑に応じまして、これを明らかにいたして来たのであります。その結果去る三月八日お手元に配付いたしました通り協定十一箇条、付屬書七項目、付屬とりきめ一つよりなる文書に署名する運びとなつたのであります。

この文書の内容の大部分は、米国と他の外国との間の同種協定の内容と軌を一にするものであります。前述のわが国の特殊事情に基く特異な点もないのであります。

その第一は、相互安全保障法第五百十一条(a)に掲げられました六条件に關してであります。その第三条件たる条約上の軍事的義務の履行の点につきましては、わが国の場合は、日米安全保障条約に基く義務にはかならぬことを明らかにいたしてあります。これは第八條に記載してあります。またこの六条件を含めまして、本協定の全条項の実施が、憲法の条章に從つて行われる旨を明確にいたしますとともに、本協定が安全保障条約を何ら改変するものでないことも明らかにいたしまして、これは第九條に記載してあります。

なお海外への部隊派遣の問題のごときは、もとより裝備、資材等の援助の授受を定めることを目的とした本協定とは、何ら關係のあ

すが、わが国の特殊事情に対する考慮は十分に織り込み得たものと信じております。

次に、相互安全保障法第五百十條に基く農産物の円貨による購入及びその円貨の使用に關しましては、農産物の購入に關する協定及び經濟措置に關する協定の二つの協定を作成いたしました。その結果、農産物の購入代金たる五千万ドルに相当する円貨のうち、二〇%はわが国防衛産業の振興に使用されることとなり、残余の円貨は米国が日本における域外買付に使用することとなりました。これは防衛産業の強化と、わが國經濟の發展に役立つものと考えております。

購入すべき農産物といたしましては、さしあたり小麦五十万トン、大麦十萬トンを予定しておりますが、これは外貨を使用せず円で購入し得る点、その価格が國際小麦協定の価格と同様の廉価なる点を考慮すれば、相当有利な条件でわが國の食糧事情の緩和に寄与するものと考へております。

また今回同時に署名を見ました投資保証協定は、全文三箇條の簡単なものであります。その要旨はわが國の外貨事情等によりまして、米國民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が国内で取用されたような場合に、米國政府は投資家にドルによる補償を与えるとともに、その債權を繼承することを内容とするものであります。これは民間投資者が米國政府の保証により、安心してわが國に資本投下をなし得る道を開かんとしたものであります。

りようなない問題であります。国内の一部で懸念する向きもありましたので、本協定の署名式におけるあいさつにおいて、その無關係なることを明らかにいたした次第であります。

第二に、わが國經濟との關連につきましては、防衛力の増強にあつては、經濟の安定が不可欠の要素であることを前文と第一條において明らかにいたし、また他面わが防衛産業助長のために、日本及び第三國用の裝備、資材のわが國における調達、防衛産業に対する情報提供、技術者の訓練等に關する条項を設けておりまして、これは付屬書のAに記載してあります。

平和を脅威する國との貿易の統制につきましては、米國と他の國との協定の先例にかんがみまして、かつわが國の國連協力の方針にも照し、これを約束することはさしつかえないと認めましたが、さきの本院の決議の次第も十分に尊重いたしまして、付屬書において、わが國は米國その他の平和愛好國と、この目的のため協力する趣旨を掲げることとされた次第でありまして、これは付屬書Dに記載してあります。

なお軍事援助顧問團につきましては、これを大使の指揮下に行動する性格のものたらしめるとともに、その員数及び行政事務費につきましても、わが財政状況にかんがみまして、これを最小限度にとどめた次第でありまして、右は第七條及び付屬書のGに記載してあります。

以上述べました諸点につきましては、今次協定の交渉の経過において取扱ひに慎重を期し、從つて交渉も意外に長引いたのであります。これを要しまするに、今回署名されました相互安全保障關係協定は、わが國の憲法の條章のわく内で実施せらるべきこと、及びわが經濟の安定に支障を來さざる範圍で実施せらるべきことの明文上の保証を設けた上で、わが國の防衛力の増強と、あわせてわが國の産業の助長發展に資することを目標とするものであります。政府といたしましては、これら諸協定がわが國の自立自衛の達成に貢獻し、またこれにより日米兩國の協力はさらに強固の度を加え、ひいて自由諸國の安全保障と世界平和の維持に寄与せんとするわが國の意圖の実現に一步を進めたものとする次第であります。

つきましては以上の諸点を考慮せられ、これらの協定につき、慎重審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(三月三十一日)

○上塚司君 たいま議題となりました日米相互防衛援助協定、農産物の購入に關する協定、經濟的措置に關する協定及び投資の保証に關する協定の批准または締結について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

右四件は三月十一日内閣から国会に提出され、同日本會議において岡崎外務大臣から提案理由の説明が行われ、ただちに本委員会に付託されましたので、翌十二日から三十日まで十六回にわたり、日曜を除き連日午前午後外務委員会を開き、最も慎重に審議を重ねました。この間外務、内閣、農林、通産委員会連合審査会を開き、ま



た二日にわたり公聴会を催し、広く憲法、国際法学者、産業者、評論家、婦人等の代表者等から忌憚なき意見を聴取いたしました。まず四協定の交渉経過並びに内容について政府当局から詳細なる説明が行われました。

初めに、日米相互防衛援助協定につきまして御説明申し上げます。政府は昨年六月米國議會において成立いたしました相互安全保障法、すなわちMSAの改正法によりまして、すでに西欧その他の多数国に供与されて来た防衛援助がわが国にもひとしく供与され得ることが明らかとなりましたので、わが自衛力漸増の既定方針に従い、保安隊や海上警備隊を増強すべき装備その他の援助を同法に基き受けることを希望いたしました。わが国の特殊事情、すなわち戦力の保持を禁ずるわが憲法との関係において、またわが国経済力との関係において、十分に米國政府の意向を前もって確かめておくことを適当と考え、米國政府の意向をただしました結果、昨年六月の日米往復書簡において双方の意見は大筋において一致することが明瞭となりました。よつて七月十五日交渉が開始されて、約八箇月にわたる交渉の結果、兩國政府間で最後の意見の一致を見るに至り、本年三月八日に東京においてこの相互防衛援助協定の署名を了した次第であります。

この協定は前文、本文十一箇条及び附屬書七項からなっており、さらに援助された装備の返還に関するとりきめがこれに付屬しており、その内容は、おおむねわが国が英仏その他の諸国との間に締結しております同種の協定とほぼ同様であります。ただわが国の特殊にその価格が國際小麦協定の価格と同様の廉価なる点において、わが國食糧事情の緩和に寄与するものと考えられます。

最後に、投資保証協定は同じく三月八日東京において署名を了しましたが、その内容は前文と三箇条からなっており、わが國の外貨事情等により米國民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が國內で収用された場合に、米國政府は投資家にドルによる補償を与えると同時に、その債権を継承することを定めております。これは民間投資者が米國政府の保証により安心してわが國に資本を投下し得る道を開かんとするものであります。

これを要するに、今回署名せられました相互安全保障關係の四協定は、わが國の防衛力の増強とわが國の産業の助長發展に資することを目標とするものであります。これがわが國の自立自衛の達成に貢献し、またこれにより日米兩國の協力を一層強固にいたし、ひいては自由諸國の安全保障と世界平和の維持に寄与せんとするものであるとのことでありました。

続いて、外務委員と緒方國務大臣、岡崎外務大臣、木村國務大臣及び政府委員との間に活発なる質疑応答が行われましたが、その詳細は會議録に譲ることとし、そのうち最も注目すべきものをあげますれば、まずこの協定第八條には、いわゆる軍事的義務の履行を定めておるが、憲法第九條において戦力の保持を禁止しておるわが國としては憲法違反ではないかとの委員の質疑に對しましては、いわゆる軍事的義務と申すのは、米國相互安全保障法第五百十一條(a)項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び關係文書

事情にかんがみ、諸外國の先例に見られない特異な規定、すなわち、わが國が条約上負つておる軍事的義務が日米安全保障條約に基き義務以外にないこと、協定の実施が憲法上の規定に従うべきこと、わが國の防衛力の増大にとつて經濟の安定が欠くべからざる要素であること等の規定が設けられております。時間節約のため、その内容を事項別にあげますれば、一、援助の供与及びこれに關連する免稅その他の措置、二、わが國生産物の讓渡、三、秘密の保持及び弘報活動、四、産業上の技術的情報の交換、五、軍事顧問団及び行政事務費、六、MSA第五百十一條(a)項のいわゆる六条件、七、憲法及び日米安全保障條約との關係等であります。

次に、米國相互安全保障法第五十條に基き余剩農産物の円貨による購入及びその円貨の使用につきましては、農産物の購入に關する協定及び經濟的措置に關する協定の二つの協定が作成され、三月八日東京においてこれが署名を了しました。前者は前文と七箇条、後者は前文と五箇条からなっております。この二協定締結の結果、農産物の購入代金たる五千万ドルに相当する円貨のうち、二〇%すなわち一千万ドル相当分は、わが國の工業の援助のため及び經濟力の増強に資する他の目的のため贈与としてわが國に供与され、残余の四千万ドル相当分は米國の軍事援助計画に基きわが國における域外買付のために使用されることとなり、これは防衛産業の強化とわが國經濟的發展に役立つものであります。購入すべき農産物としては、さしあたり小麦五十万トン、大麦十萬トンを予定しておりますが、これは外貨を使用せず円で購入し得る点、並び

に掲げられておる援助を受け得る國の資格六条件の一つでありまして、いずれの國との協定にもこの六条件を列挙しており、特にわが國の場合は、日米安全保障條約に基き義務にはかならぬことを明文に明確にいたしております。すなわち安保條約に基き義務とは、米國陸海空軍の駐留を認めること、日本の基地を無斷で第三國に許さないこととの二つであります。またこの六条件のうちには、憲法との關連においてとかくの議論をされる向きもあるもので、念のため協定第九條において、この協定の実施が日米兩國それらの憲法の條章に従つて行われる旨を規定し、解釈上疑義の余地なきを期しました。さらに日本國憲法は、わが國が自衛力を持つことを否定していないことは明らかであります。憲法第九條では「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と規定しており、このいわゆる戦力をいかに解するかが問題でありまして、政府としては、戦力とは近代戦を有効に遂行し得る総合実力組織であると解し、従つて現在の保安隊、海上警備隊はいわゆる戦力には達しないものであると政府側の答弁がありました。

また、この協定によつて海外派兵の義務ないし可能性を生ずるのではないかとの委員の質疑に對しましては、海外派兵のごときはMSA援助とは何ら關係のないことで、もつぱらわが國が独自に決定すべき問題であるが、この点についても國內で懸念する向きもあるもので、昨年六月本交渉に入るに先だち交換された公文においても十分にこの点を確かめ、さらに署名の際の兩國代表者間のあいさつにおいても、この協定はいかなる意味でも海外派遣を含むものでは



ないとの趣旨を述べた次第である。そも／＼海外派兵のような重要な問題は、協定のうちに義務として明文を設けぬ限り、絶対に考えられぬことである。また自衛権の発動として海外へ兵を出すということは、理論的にはあり得るかもしれぬが、自衛権には大きな制約がある。すなわち、第一に急迫した危害が国家に加えられること、第二に必要な限度を越えないこと、第三には危害を除去するに他にとるべき手段がないことが絶対に必要であり、実際問題としてはほとんど起り得ないことであろうとの政府側の答弁がありました。

また、MSA協定による援助物資の数量についての委員の質疑に對しましては、援助物資の数量は協定成立の上両国間の交渉で決定されることで明確ではないが、陸上関係においては、二管区分の武器その他の装備品、海上関係において駆逐艦等を含めて十七隻、航空関係において練習機を主とし約百十三機ばかりで、金額に見積つて合計五百五十億円、すなわち約一億五千万ドルに上るであろうとの政府側の答弁がありました。

また、顧問団の人数、任務、経費その他顧問団が内政に干渉するおそれなきやとの委員の質疑に對しましては、顧問団の人数は大体六百五十人くらいの予定で、今年末までに半減するくらいまでにしたい。またその構成員は、主として援助計画の実施等に当る者で、多くは技術の指導者等であり、また日本政府の負担すべき行政事務費は、必要の最小限度に制限することに合意ができ、昭和二十九年年度において金銭以外のものによる負担を考慮に入れて三億

五千七百三十万円を越えないことになつておる。顧問団が内政干渉をするがごときは、英仏等の例を見ても、またその本来の任務からいつても、まつたくあり得ないとの政府側の答弁がありました。

また、平和を脅威する国との貿易の統制につき、今後中共、ソ連等の諸国との貿易がこの協定により圧迫あるいは縮小されるようなことはないかとの委員の質疑に對しましては、米國と他の國とのMSA協定では、本文にこれをあげておる先例にかんがみ、かつわが國の國連協力の方針に照し、これを約束してさしつかえないと認めしたが、さきに衆議院の決議もあり、本文から落して附屬書Dにおいて、わが國は米國その他の平和愛好國とこの目的のため協力する趣旨を掲げるとどめたとの政府側の答弁がありました。

また、MSA関係協定に伴うわが國に對する経済的利益いかんとの委員の質疑に對しましては、日本はその自立のためには防衛力の漸増はやらなければならぬ、よし米國の援助がないとしても、独力でもやらなければならぬ、その場合兵器等に対する費用が当然必要であるから、この面の経済的利益は相当である。さらに完成兵器の受注、すなわち域外買付では、米國の會計年度中、すなわち本年六月末日までに合計一億ドルの発注が期待される。その他小麦の購入では、日本の食糧事情緩和に寄与するばかりでなく、円貨で決済できること、また一千万ドル、すなわち三十六億円の贈与があり、これは日本の産業の振興に役立つことももちろんであるとの政府側の答弁がありました。また、農産物購入から生れる円貨の使用によつ

て、従来のドル買付が減るような結果にならないかとの委員の質疑に對しましては、大体さようには考えられぬ、すなわち、四千万ドル相当分だけ域外買付は加えられると思われ、これは米当局が発表した数字によつてほぼ推定ができるとの政府側の答弁がありました。

質疑終了の後、討論に入りましたが、日本社会党細迫兼光君及び日本社会党河野密君からそれ／＼反対の意見陳述があり、また自由党富田健治君及び改進黨喜多壯一郎君からそれ／＼賛成の意見が述べられました。

続いて採決の結果、相互防衛援助協定外三協定は多数をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准及び農産物の購入に関する協定、経済的措置に関する協定並びに投資の保証に関する協定の締結について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、相互防衛援助協定につきましては、政府は昨年六月、米國議會において成立した相互安全保障法の改正法により、同國がすでに西歐その他の諸國に對して供与している防衛援助が、我が國にも供与され得ることになつたことを承知いたしま

したので、我が國の自衛力漸増の既定方針に従い、この援助を同法に基き受けることを希望いたしましたのであります。その方針を決定するに先立ち、政府は戦力の保持を禁ずる我が憲法との関係及び我が國経済力との関係において、十分に米國政府の意向を確めておくことを適當と考えまして、これらの点に関する我が方の見解を具して、米國政府の意向を質したのであります。その結果六月二十四日及び二十六日の日米往復書簡において、彼我の見解が大筋において一致することが明らかとなりましたので、この基礎に立つて昨年七月十五日より東京におきまして援助協定の締結に関する具体的交渉を行なつて参りましたところ、本年三月に入り、兩國政府の間で最後の意見の一致を見るに至りました。かくて三月八日、東京においてこの相互防衛援助協定の署名を了した次第であります。

本協定は、十一カ条と附屬書七項目から成つておりまして、その内容は大部分米國と他の諸國との間の同種の協定とその撥を一にするものであります。その中には他國の先例に見られない、我が國の特殊事情に基く特異な規定が設けられておるのであります。即ち、

第一に、相互安全保障法第五百十一条(a)項に掲げられた六条件中、第三の軍事的義務履行の点につきましては、協定第八条において我が國の場合は、日米安全保障条約に基く義務以外に出ないことを明らかにし、又第九条において、本協定が憲法上の規定に従つて実施せられること、及び安全保障条約を何ら改変するものでないことを明らかにしたのであります。



第二に、我が国経済との関連につきまして、前文と第一条において、我が国の防衛力の増強に当つては、経済の安定が不可欠の要素であることを明らかにし、又附属書A項として、他面我が防衛産業助長のため、日本及び第三国用の装備、資材の我が国における調達、防衛産業に対する情報の提供、技術者の訓練に関する規定をも設けたのであります。平和を脅威する国との貿易の統制につきましても、米国と他の国との協定の先例に鑑み、且つ我が国の国連協力の方針に照らし、これを約束して差支えないと認めましたが、先の本院の決議の次第も十分に尊重いたしましたして、附属書D項において、我が国は米国その他の平和愛好国とのこの目的のため協力する趣旨を掲げるに留めたる次第であります。

又、軍事援助顧問団の性格につきましても、第七条においてこれを大使の指揮の下に行動するものと規定し、その員数及び行政事務費につきましても、附属書G項において我が国財政状況にも鑑み、これを最小限度にとどめることを定めた次第であります。

以上の諸点につきましては、今次協定の交渉の過程において取扱に慎重を期し、従つて交渉も意外に長引いたのであります。我が国の特殊事情に対する考慮は十分に織込み得たと信するのであります。

次に、その内容を条項別に要約いたしますと、前文には、この協定が国連憲章、対日平和条約及び日米安全保障条約の趣旨に副うものであり、経済の安定が日本国の防衛能力発展のために不可欠の要素であることを述べております。

次に、相互安全保障法第五百五十条に基く農産物の円貨による購入及びその円貨の使用に關しまして、同じく三月八日に、一、農産物の購入に關する協定、二、経済的措置に關する協定の署名を了しました。前者は、米国の余剰農産物につき同国の現会計年度において、総額五千万ドルの取引を行うことを目的とし、日本政府は、この購入代金を米国政府の特別勘定に円貨で積立てる旨を定めており、後者は、農産物の購入代金たる五千万ドルに相当する円貨のうち一千万ドル相当分は、贈与として我が国に供与され、残りの四千万ドル相当分は、米国が日本における域外買付に使用することを規定してありますので、これは防衛産業の強化と我が国経済の発展に役立つものと考へます。購入すべき農産物としては、小麦五万トン、大麦十万トンを予定しておりますが、これは外貨を使用せず、円で購入し得る点及びその価格が国際小麦協定の価格と同様の廉価なる点を考慮すれば、相当有利な条件で、我が国食糧事情の緩和に寄与するものと考えております。

又、今回同時に署名をいたしました投資保証協定は、我が国の外貨事情等により、米国の民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が日本国内で取用された場合に、米国政府は投資家にドルによる補償を与えると同時に、その債権を継承することを内容とするものであります。これは米国の民間投資者が米国政府の保証により安心して我が国に資本投下をなし得る

途を開かんとしたものであります。

これを要しまするに、今回署名せられました相互安全保障関係諸協定は、我が国の防衛力の増強と併せて我が国産業の助長発展に資することを目標とするものでありまして、政府としましては、これら諸協定が我が国の自立自衛の達成に貢献し、又、これにより日米両国の協力は更に強固の度を加え、延いて自由諸国の安全保障と世界平和の維持に寄与せんとする我が国の意図の實現に一步を進めたものと考へる次第であります。以上が政府の説明でありました。

これら四件は、先ず本会議に上程され、政府の説明と質疑が行われた後、三月十九日外務委員会に付託されたのであります。委員会は四月八日より審議を開始し、爾來農林及び内閣、大蔵委員会との連合審査会を合せて十四回に亘つて慎重審議を行いました。この間、吉田内閣総理大臣、岡崎外務大臣、木村国務大臣及び政府委員との間に詳細且つ活発なる質疑応答が行われ、又、これに先立ち委員会は二日間に亘つて公聴会を開催し、憲法、国際法、軍事、技術、経済の各分野における学識経験者の意見を聴取いたしました。

次に、質疑の要点を取りまとめ御報告いたします。先ず、「MS A協定は憲法に違反するとの考へ方があるが、条約と憲法とはいずれが優先するののか。憲法違反の条約は無効か。政府は憲法を独善的に解釈して、事実上再軍備を行なつてゐるが、これは非民主的ではないか。」との質問に対し、「憲法と条約といずれが優先するかの問題は、学者間では見解が分れており、我が国憲法の条章を見てもはつきりしていないが、一つの手がかりとなる点は、憲法と条約が、



その改正又は締結の手續において難易の別を設けていることである、これによつて判断すると、条約が憲法に優先するとは考えられない。違憲の条約は、国内法的には無効になると思う。これが国際的に無効かどうかは憲法の問題ではない。併し、条約は憲法の範囲内で締結するのであつて、憲法に違反した条約は結べない。又、これまでに確立した国際法規には、我が憲法に違反するごときものは存していないと信ずる。政府はみずからの所信と解釈に従い、その責任において政策を遂行している。そして予算の審議等を通じて、常に国会に諮つているのであるから、国会の知らぬ間に再軍備の既成事実が起きるということはない。「」との答弁があり、次に、「MSA協定第八条中に、「自国の防衛力と自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し」とあるのは、新たな義務であり、且つ、軍事的義務を負ふことにはしなないか。防衛力増強は具体的に言つてどこまで行けば戦力になるのか。米国が日本に対し、今日以上に大きな軍備を要求して来たらどうするのか。MSA援助と我が国防衛計画とは表裏一体の関係にあり、米駐留軍の引揚げと防衛力増強とが相関関係にある以上、防衛力増強について長期計画があるべきではないか。米駐留軍の現存兵力はどのくらいか。日本の自衛力がどの程度になれば米駐留軍は撤退するのか。」等の質問に対しましては、「防衛力増強に寄与することは義務だと考へる。これを軍事的義務と解するかどうかは各自の見方によるであらう。戦力についてはどれだけの装備があれば戦力になるか、その具体的数字を挙げることはできない。一般的社会通念に基いてきめるよりほかはない。米国

が駐留軍を漸減すると言へば、我がほうとしてはこれに應ぜざるを得ない。防衛力増強は初めから日本が自主的にきめることになつておる。米国が日本に対し、龐大な防衛力を要求して来るようなことは全然ないと考へておるが、仮にかかる要請があつたとしても、国力に相応しない軍隊は持つべきでないと考へる。MSA援助と防衛計画とは理論上関係はない。我が方に防衛力増強の計画があるときにMSAの援助の問題が起つたので、結果的に関係ができたのである。防衛力増強の長期計画を持つことは常識的であり、これができる。併し我が国の経済力との関係もあり、又原子力研究の進歩と共に、米国ではニュー・ルックと称し、国防計画を變更せんとしておる情勢でもあるので、日本として長期計画を立てることは時期尚早であり、又それはできないと思う。米駐留軍の現存兵力は、先方が秘密にしている全くわからないから、ただ推測するに過ぎない。我が自衛力をどの程度に増強する必要があるかについては、まだ的確な結論は出ていない。現実には我が自衛力増強の程度に応じて駐留軍が引揚げることになるのであつて、駐留軍の撤退はここ数年間は望めないと思う。撤退は一般に希望するところであるが、その実現は容易でなく、先ず我が財政力の強化を図るほかはない。現存の米駐留軍は、陸海空の力を総合すると戦力に該当するものと解せられる。従つて駐留軍に代る程度の自衛力増強は、憲法上できない。現在の志願制度の下で行い得る自衛力増強にはおのずから限度があり、二十二、三万以上の増強は徴兵制度によらなければ実行不可能であり、徴兵制度は憲法上許されない。自衛力増強計画

は、昭和二十九年年度分だけきまつたので、昭和三十年年度分については、こうしたいとの予想的な目標だけは立てているが、実際の計画は立てていない」との答弁がありました。

又、「日本の基本的防衛方針は、一国防衛主義によるのか。それとも集団防衛主義によるのか。集団防衛とすれば、二国間と多数国間集団防衛とのいずれの方式をとるのか。大西洋条約機構アンザスのごときものには不賛成か。昨今PATO、即ち太平洋条約機構とか、SEATO、即ち東南アジア条約機構等の構想について論議されているが、かかる地域的集団安全保障体制に対する政府の見解如何」との質問に対しては、「我が国の防衛方針については、当面は日米安全保障条約によつて立てられた二カ国間集団防衛形式を維持して行くわけである。政府は集団防衛について常に考へており、国際連合の集団防衛には強い希望を持つてゐる。地域的集団安全保障体制については、原則的に言へば、兵力提供の義務がなければ、国連憲章の下での地域的機構は結構だと思ふが、太平洋条約機構のごときに対しては非常な考慮を要する。現に濠洲、ニュージーランド、東南アジア諸国の日本に対する誤解はまだ解消していないし、ややもすると日本の経済侵略などと言われたりする状況であるから、地域的集団安全保障体制に参加することは、外国の側から見れば、日本が彼らの信用を回復することが必要であり、又内から見れば、これによつて日本がいろいろな義務を負わねばならないから考慮を要する問題である。日本がかかる機構に参加することには、外国中に反対の空気が多いだろし、又日本はこれに招請を受けていない。従

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書

つて仮にこのままで加入するとしても、各国の誤解は深まることがあつても、解消することはないであらう。今日日本として肝要なことは、先ず国内の態勢を整へることである」との答弁があり、次いで、「現在日本の有する自衛権は、国際法上認められる一般的なものではなく、対日平和条約、国連憲章第五十一条等にいう限定された意味の自衛権であつて、攻撃を受けて始めて発動するものではないか。自衛権によれば武力行使が認められ、従つて戦争が認められるのか。日本が領土の外から武力攻撃を受けた場合、自衛権の発動により、他国の領土に入つて行つてまで武力行使はできるのか。この協定により、日本は自由世界防衛の義務を負うに至つたと考へるが、この点につき、海外派兵をしないことをはつきりさせるため、協定に留保を付する考へはないか。国民が納得しない海外派兵などしないことを法的に裏付けるため、協定中にこれを明記することが必要ではないか。協定第一条中に、日米両国政府が合意すれば、第三国に対し、装備、資材、役務等を供与する旨を規定しているが、インドシナへも供与するのか。装備、役務とは何か。若し日本がインドシナに関する自由諸国の統一行動に参加を求められたらどうするか等の質問に対しましては、「自衛権の狭義の解釈には同感である。ただ日本が攻撃を受けた場合、国連が措置をとるまでの間、日本は一般国際法の認める自衛権をも当然有するものと考えらる。自衛権は国の生存権であつて、独立国として当然にする固有の権利である。憲法第九条第一項で国権の発動と武力行使を禁止しているのは、国際紛争解決の手段としてであつて、それ以外の場合ならい



わけであるが、同条第二項で、戦力と交戦権を否認しているから、如何なる場合にも戦力を以てする戦争はできないことになる。併し自衛権のためなら、それが国際法上認められる自衛権の限界内においてであれば、武力行使は許される。武力行使は必ずしも戦争になるとは限らない。自衛権の及ぶ範囲については、理論と実際とは違ひ、四辺海に囲まれる日本は、陸続きの欧州諸国とは事情が違つており、むづかしい問題であるが、他国の領土の中にまで追いかけることは、自衛権の範囲内ではなからうと思ふ。協定第一条中の規定は、日本が米国から受けた援助のうち、不要になつたものを他国の使用に供するといふのであつて、即ち米国とMSA協定を結んでいゝる国にはこれを供与することができるとあるが、この規定が適用されるのはつと後のことである。この協定は、憲法上の規定に従つて実施するのであるから、役務のうち軍事的役務を含むがごとき心配はない。次に、この協定は装備、資材等の援助を受けて、日本の防衛力を強めるためのものであつて、海外派兵のごときを問題にする協定ではない。海外派兵は夢想だもしないことであり、どこからも誘いをかけられたこともない。この問題は日本政府がみずからきめることであつて、派兵をしないことを他国によつて保証してもらふべき筋合いのものではない。かように本協定はこの問題と何ら関係のないものであるが、国民の間に不安を抱く向きもあるの、念のためその趣旨を協定調印の際の挨拶のうちで述べたのである。それで十分だと思ふ。従つてこの協定に留保を付したり、このことを明記したりする必要があるとは考へない。海外派兵は国民が

希望すれば別だが、国民の多くはこれを欲しないであらうし、仮に憲法上可能であつても、これはすべきことではない。さうなことは政府は全然考へていない。日本に対して若しインドシナについての統一行動への参加要求があつたら断わるはかはない。又日本の国力がこれを許さない」との答弁がありました。

又、「日本にとつては中ソとの国交が調整されなまに、MSA協定によつて、米国との連繫が進む点に一つの不安がある。中ソとの国交調整は積極的に進むべきではないか、政府の構想はどうか」との質問に対し、「趣旨は同感であるが、中ソとの問題は、日本だけの問題ではなく、世界の問題である。この問題が解決すれば、現在の国際緊張は殆んど解決されるであらう。日本はこれによつて直接利益を受けるのであるが、問題の解決には時が必要である。解決方法としては、日本だけの力でなく、集团的結合による国際的解決とか、中ソに対する第三国からの助言なども考えられるが、問題は国際的空氣が緩和することと、どういふ方法で接触し、交渉するかという点にあつて、今のところ具体的方策は持つていない」との答弁がありました。

残ることになると思ふが、この残額は小麦などの買付に用いることになるであらう。買付と売渡価格との差額は、すでにこれを予定して、食糧の輸入補給金の予算中に織込んである。来年度の小麦輸入量の見通しは、作柄にもよることであるが、人口の自然増と粉食の増加等のため、国内の小麦の需要増加が予想されるので、平年度の平均輸入量百五十万トンを上廻り、大体昨年程度の輸入が必要となると思ふ。従つて来年度もMSA法による買付は望ましく、これについては新たに先方と交渉するわけである。贈与分三十六億円は、開発銀行を通じての融資に用いる方針であつて、今回は防衛産業のために使用することにきまつているが、今後農産物の買付の際、贈与分が与えられる場合は、一般産業にも用い得るよう努力するつもりである」との答弁でありました。その他の詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

委員会は四月二十七日質疑を了し、引続き討論に入りましたところ、先ず中田委員は、「社会党を代表して本件に反対の討論をするものである。第一に、MSA協定に浮彫りされた政府の外交政策は、曾つて日独伊同盟が我が国を破局の運命に導いたと同じ轍を踏む虞れが多分にある。政府は平和条約、日米安保条約によつて米國に追随し、遂に西欧陣營に踏み切つた、対米一辺倒の危険な吉田外交に強く反対する。第二に、MSA機構に入り込むのは、米國の世界政策に我が國の運命を従属せしめることである。この協定の根柢法たる相互安全保障法は、米國の利益を目的とするものである。即ちMSA協定は、米國が日本をして中ソ兩國を牽制せしめんとする

ものであつて、これは戦争への道である。米國が極東において目指すのは、共產勢力を抑えるだけでなく、蔣政權を再び中国本土に返さんとするものである。我々は現在の米國の政策に反対し、眞の意味の親米政策を樹立せんことを希望するものである。第三に、この協定は、平和と安全保障に対し個別的及び集团的安全保障を無條件に信奉し、新たな要素である原爆、水爆等の兵器の發展に何らの考慮を払つていない。米國の要請のみによつてなされた自衛力の増強は、何ら我が國の安全保障にはならない。第四に、この協定は憲法に違反し、且つ新たな軍事義務を負つている。それは協定第八条によつても明らかである。又政府はMSA協定に照応して防衛関係二法案を提出した。それによれば、直接間接侵略に対する防衛任務を規定しているが、これは交戦権を想定しており、現行憲法に違反することは明白である。又協定第九条第二項の規定も何ら違憲性を阻却するものではない。第五に、援助とは名のみであつて、負担のみ多く、又、援助の受諾は我が國經濟の自立を危くし、國民生活を根柢より破壊する。これを要するに、米國の原爆、水爆の独占が破れた今日、MSAを受けて、対立する米ソ兩陣營の一方につくこと、何ら我が國の安全保障するものではない。隣りに敵國を作らない自主中立こそ最良の安全である。今、我が國のなすべきことは、未調印國との国交を調整し、經濟の自立体制を確立し、國民生活の安定を計ることである」と述べられ、

次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫



し、経済を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が国が政治経済上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次いで曾根委員は、日本社会党は、国連による国際平和と安全の確保に期待し、地域的集団保障制度の必要を認める。そして我が国の自衛力は、その基盤である経済、社会秩序の確立が根本であると確信する。併し不平等な日米安保条約は根本的に改訂すべきであり、自衛力については、警察予備隊程度のものと定めるべきことを主張し、「憲法を空文化し、国民生活を圧迫する再軍備には断固反対するものである。以上の観点によりMSA関係諸協定には反対である。一、国防衛の基本方針は、自主独立の立場において国民の理解と納得の下に策定すべきものであるにかかわらず、政府は自ら自主的な計画を持たずして、米国の要請に応じ、憲法空文化の方法によつて防衛力の飛躍的増強と本格的再軍備を実行せんとしておる。我々は再軍備に反対する当然の帰結として、これと裏腹の関係にあるMSA協定に反対するものである。二、政府は長期防衛計画を明らかにするとの先の公約を無視し、且つ財政の長期見通しを的確に把握することなくして、この協定により再軍備に乗りこんでいるのは賛成できない。三、安保条約は、二国間の片務的な安全保障協定であるが、今度の協定は、二国間の共同防衛協定であり、安保条約による軍事的義務以外は含まないという政府の説明は納得できない。かかる安保条約から本協定への推移は極めて重大な国策の変化を示しておる。又この協定から、太平洋同盟条約、東南ア

ジア条約機構等に発展するのではないかとの疑点に対し、政府が明確な説明を与えていないことも遺憾である。四、アメリカとの共同防衛、自由世界の防衛能力に対する寄与並びに日本の防衛力増強等の義務を規定する本協定は、憲法第九条に違反する疑が濃厚であるが、この点に関する政府の答弁は甚だあいまいである。五、次に本協定自体は双務的安全保障条約であるから、理論上海外派兵への道が開かれていることは否定できない。然るに政府がこれを明確に禁止する措置を講じていないことは容認し得ない。六、顧問団の任務は日本の自主独立を侵害する虞れがあると認められるが、政府の答弁は納得することができない。七、経済援助については、仮に政府の言うごとく若干の経済援助となつていても、他面再軍備に要する膨大な経費を考えると、財政経済上の負担は差引き極めて重いものとなる。八、最後に、対共産圏貿易の制限を、あらためて条約上の義務として認めたことは、我が国経済自立のための外交の本義にもとるものと思う。

以上の理由によつて反対の意向を表明する」と述べられました。梶原委員は、緑風会多数の意見を代表し、「我が国は、自衛権に基き、その本然の姿に立ち帰らんとして、この援助を受けるものであり、防衛力増強は自主的に行われるものであり、又本協定の諸般の義務は憲法違反にはならないものであるから、本件に賛成である。ただ、MSA協定による防衛力漸増は現憲法で許される限界点であると思う」等の意見を述べられました。

次に、高良委員は、緑風会数名の意見と婦人層並びに青少年の願

望を代表して、「アジアの危機と、アメリカの経済的破局を避ける

ため、人道的立場に立つて、本協定に反対する義務を有するものと信ずる、国連憲章第二条において全世界が希求することく、平和と安全と正義は平和手段によるべきであつて、武力行使は厳に慎むべきものである。然るに、この協定は、自衛の名の下に日本再武装を義務付けるものである。戦力を放棄した日本国民が、軍隊であり戦力である陸海空軍を持つことは憲法違反である。真に祖国自衛のためだけの防衛力は、国力に応じた警察予備隊を以て足れりとする。この協定は多数国間の域外買付の名によつて戦略兵器の国際的基地化を図るものである。原、水爆戦の脅威を目前にして、人類を破滅から救うためには、国連憲章と日本憲法の真精神に立帰らねばならない。そして日本は、MSA援助を受けないで、平和に貢献する強い決意を持つ国となること、アメリカに対して真の友情であり、又アジア諸国並びに共産陣営へ貢献し得るゆえんであると信ずる。日本の自衛隊が米国にとつて集団安全保障の大きな力となるであらうとの過大な期待を持たせることは、日米の真実な友情を損なう危険が強いので、本件に反対する」と述べられました。

最後に、鶴見委員は、改進黨を代表し、「この協定には多くの不安と不満があるが、戦後、自由を回復した日本が、本協定によつて自由諸国と協力し、世界国家への考を持つて国際連合の方向へ進まんとし、又建設的な道を歩まんとしているものであるから、これに賛成である。ただ、この際政府に対し、本協定の実施に当つては、日本の自主独立性を貫くよう遺憾なきを期するよう警告し、注意を

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

促したい」との旨を述べられました。

これを以て討論を終結し、四件を一括して採決を行いましたところ、これら四件は承認すべきものと多数を以て決定いたしました。右、御報告いたします。

### ◎農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

(昭和二九、五、一条七)

#### 一、提案理由(三月十二日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九一条六)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(三月三十一日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九一条六)の委員長報告を一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九一条六)の委員長報告を一括して掲載)



◎経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (昭和二九、五、一条八)

一、提案理由(三月十二日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(三月三十一日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の委員長報告と一括して掲載)

◎投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (昭和二九、五、一条九)

一、提案理由(三月十二日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(三月三十一日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書(昭和二九―条六)の委員長報告と一括して掲載)

◎国際労働機関の総会がその第二十八回

までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号) (昭和二九、五、二七条一〇)

一、提案理由(二月十三日)

○小瀧政府委員 ただいま議題となりました千九百四十六年の最終条項改正条約について、提案理由を御説明いたします。

この条約は、一九四六年の第二十九回国際労働総会で採択されたものでありまして、その内容は、国際連盟が解体した結果国際連盟の存在中に採択された諸条約(七十六条約)の最終条項を改正すると

国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)

もに、それらの条約に対して現行の国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えることを規定したものであります。

わが国は、本条約による修正の対象となる条約のうち十四条約を批准しております。従つて、これらの十四条約につきましては本条約に規定する修正が必要であり、また、今後この種の条約でわが国が未批准のものを批准する場合にも本条約による修正を認めておく必要があるであります。

この条約は、一九四七年五月に効力を生じ、現在までに四十一箇国がこれを批准しております。

以上の点を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

次に国際労働機関(ILO)憲章の改正に関する文書について、提案理由を御説明いたします。

この改正文書は、昨年の第三十六回労働総会で採択されたものでありまして、その内容は、現行の憲章の一部を改正して理事会の構成員を増加しようとするものであります。この理事会の構成員の増加は、最近におけるILO加盟国の増加の事実を考えますと、まことに妥当な措置であると思われ、同時にまた、わが国にとりまして、わが国が理事国となる可能性を増すものであるという点から、きわめて有意義であると考えます。

この改正文書は、現在常任理事国である八国のうち五国を含む全加盟国の三分の二、すなわち、四十四箇国がこれを批准または受諾したときに効力を生ずることになっておりますが、本年一月十五日



国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行すること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)

までに批准または受諾した国は二十箇国であります。たゞ、理事會の改選が本年六月の總會で行われることになつており、右總會の開催前にこの改正が効力を生ずるよう加盟国はいずれも本件に対するそのすみやかな措置を要請されているのであります。以上の点を察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

### 二、衆議院外務委員長報告(二月二十五日)

(日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めの件の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(三月五日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行すること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、通常、簡単に千九百四十六年の最終条項改正条約と呼ばれておりますこの条約は、一九四六年十月九日に

第十九回国際労働總會で採択されたものでありまして、現在までに四十一カ国がこれを批准し又は受諾しております。その内容は、国際連盟が解体した結果、国際連盟の存在中に採択された諸条約、即ち七十六に上る条約の最終条項を改正すると共に、これらの条約に対して、現行の国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えることを規定したものでありまして、これを要約いたしますると、第一に、旧条約の字句の修正に関して規定し、第二に、本条約の批准、効力等について規定しております。

我が国は、この条約による修正の対象となる条約のうち、十四条約を批准しております。従つてこれらの条約につきましては、本条約に規定する修正が必要であり、又今後この種の条約で我が国が未批准のものを批准する場合にも、本条約による修正を認めておく必要があるとの説明でありました。

外務委員会は、外務・労働連合委員会を合せ三回に亘つて本件の審議を行いました。別段質疑もなく、三月四日の委員会において、討論を経て採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次に、議題となりました国際労働機関憲章の改正に関する文書の受諾について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この改正文書は、昨年の第三十六回労働總會で採択されたものでありまして、その内容は、現行の憲章の一部を改正して、理事会の構成員三十二人を四十人に増加して、か、我が国の労働賃金が国際水準を下廻るとかという事実はないか。そのため常任理事国の重要な地位を占めながら、国際労働會議の席上で、曾つて日本が低賃金及びダンピング問題などについて専ら弁明に努めた当時と同じようなことになる虞れはないか」との質問に對しまして、「現在各国の間に、日本の労働状態が国際水準を下廻つておるといふような声があるとは聞いておらない。日本としては勿論十分ILO憲章の精神を遵守して行く方針である」との答弁がございました。

第二に、「我が国が理事国となつた場合、我が国におけるILO駐在員事務所を支局に昇格させるよう尽力する考えはないか。又我が国としてジュネーヴの国際労働事務局に日本側の事務局を設置し、又各国に労働アタッシェを派遣する意思はないか」との質問に對しまして、「支局への昇格は望ましいと考へておる。又国際労働事務局に日本側の事務局を設けるといふことについては、目下のところ考へていない。なお又現在、在ジュネーヴ総領事館と在英大使館に労働関係担当者を館員の身分で派遣しておるが、米、仏等その他の主要諸国にも、労働アタッシェのごときものをできるだけ早い機会に派遣したい意向である」との答弁でありました。

第三に、「我が国のILO代表の選出方法如何」との質問に對しましては、「従来労働者代表は、総評内に設けられておるILO代表推薦協議會、即ち国内の各労働団体が集まつて組織しておるこの協議會に推薦方を委嘱しており、又使用者代表は、日経連にその推薦方を委嘱しておる」との答弁でありました。

国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行すること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)

このうち政府代表十六人を二十人に、使用者代表八人を十人に、労働者代表八人を十人に増加しようとするものであります。この理事会の構成員の増加は、最近におけるILO加盟国の増加の事実を考えますと、妥当の措置であり、同時に又我が国にとりまして、我が国が理事国となる可能性を増すものであるという点から、極めて有意義であると考えます。而してこの改正文書は、現在常任理事国である八カ国のうち、五カ国を含む全加盟国六十六カ国の三分の二、即ち四十四カ国がこれを批准し、又は受諾したときに効力を生ずることになつておりますが、現在までに批准又は受諾した国は二十四カ国であります。たゞ、理事会の改選が本年六月の總會で行われることになつておりますので、右總會の開催前にこの改正が効力を生ずるよう、加盟国はいずれも本件に対するその速かな措置を要請されておるのであります。取りわけ新たに増加されるべき常任理事国は、來たる三月九日ジュネーヴにおいて開催の予定である理事會において内定せられる模様でありまして、それまでに我が国が本改正文書を受諾いたしますと、我が国が、ドイツと共に常任理事国として内定される見込であるとの内報を受けておりますので、取急ぎ本件の御承認を得たい次第であるとの説明でありました。

本件につきまして外務委員会は、外務・労働連合委員会を合せ三回に亘つて審議を行いました。次に質疑応答の主なるものを御報告申し上げます。

第一に、「国内労働行政がILO憲章の精神に逆行している」と



第四に、「この条約中に主要産産国という言葉があるが、その資格条件について明かな規定があるのか」との質問に對しましては、「主要産産国の資格については、ILO憲章に規定されていないが、これは国民所得、産業状態、労働組合の組織等によつてきめられるわけであつて、現在米、英、仏、カナダ、イタリア、ブラジル、中華民国及びインド、即ち現に常任理事国であるこれらの八カ国が主要産産国とされておる。そしてこれに日独兩國が主要産産国として常任理事国に加えられる見込である」との答弁でありました。

委員会は三月四日、質疑を了し、引続き討論に入りましたところ、佐多委員より、「本案件には賛成をする。本件を急いで決定するのは、我が国が主要産産国として常任理事国となるよう努力する必要上からであるとの政府より説明があつたが、その意味でこれに賛成する。そしてこの際言つておきたいことは、日本が必ず常任理事国となるよう格段の努力をして欲しいこと、又単に形式的に常任理事国の地位を得るのみでなく、ILOの諸目的を積極的に実現するために、あらゆる努力をすることを再確認して努力してもらいたいことである」との賛成意見が述べられ、次いで團委員より、「本件に賛意を表する。この条約によつて我が国は国内労働立法に責任を生ずるのみならず、国際的な労働問題に大きな発言権を持ち、重要な役割を持つと思つて、曾つてのごとく形式的に参加するだけでなく、十分な研究と活動とを期待するものである。そのため研究費、調査費等が必要だと思つて、予算面においても十分な考慮を払つて、活動に遺憾なきを期せられたい」との発言があり、最後に

高良委員より、「この条約は、進歩的社會立法の義務への参加であることを再確認した上で、これに賛成をする。我が国の現状はILO憲章の掲げる理想には遠く及ばない多くのものを持つてゐるのであるから、条約の精神を十分果たす覚悟で、常任理事国に参加することを希望する。なお、最近の国内の反動立法にも反省を要望してこれに賛成する」旨の発言がありました。

ついで採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。

### ◎万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書 (昭和二九、五、三二条一一)

#### 一、提案理由(四月十日)

○岡崎國務大臣 たいま議題となりました万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書につきまして提案理由を御説明いたします。

万国農事協会は、一九〇五年六月七日にローマで作成されました万国農事協会に関する条約によつて設立された国際機関でありまして、農業関係の諸情報の収集、研究、刊行等の任務を行つて参りま

した。しかるに、戦後一九四五年十月十六日にFAO憲章、すなわち国際連合食糧農業機関憲章が作成され、国際連合の傘下の専門機関たるFAOが万国農事協会の任務を含む汎汎な諸任務を遂行することとなりました。よつて、FAOの第一回總會は、万国農事協会を廃止してその任務及び資産をFAOに移転するための議定書を作成することを勧告する決議を行つた次第であります。本件議定書は、この勧告に応じて作成され、一九四八年一月二十八日に効力を生じたので、万国農事協会に関する条約は同年二月二十七日に同議定書の当事国について効力を失ひ、同協会は同日をもつて解散されたのであります。

このように万国農事協会はすでに事実上解散してその任務及び資産をFAOに移転しているにもかかわらず、わが国は、法律上は今もなお万国農事協会の加盟国でありますので、本件議定書に加入することによつてこの不合理を改める必要があると考へるのであります。

なお、本件議定書の当事国は、本年二月二日現在で五十箇国となつております。

以上の点を了察せられまして、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

次に、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この議定書は、国際連合主催のもとに、昨年五月からニューヨーク万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書

クで開催されましたあへん會議において作成されたものでありまして、わが国も代表を派遣して審議に参加し昨年六月二十三日にこの議定書に署名いたしました。

この議定書は、すでにわが国が当事国となつてゐる一連の麻葉条約をさらに推進し、各締約国が、けしの栽培及びあへんの生産、使用、取引等を取締るための機関を設立すること、あへんの在庫量を制限すること、特定の締約国で生産されるあへん以外のあへんの輸出入を禁止すること、並びにあへんの使用及び輸出入の目的を医学上及び科学上の需要に限定することにより、麻葉の害毒の流入を国際的に一層強力に防衛することを目的としております。

この議定書は、あへん主要生産国のうちの三箇国以上と、わが国を含むあへんアルカライド主要製造国のうちの三箇国以上とを含む二十五箇国が批准または加入した後三十日目に効力を生ずることになつていますが、わが国としては、以上に述べました議定書の目的にかんがみ、できるだけ早く批准を行い、この分野における国際協力の実をあげることが必要であると認めるのであります。

よつて、この協定の批准につき、御承認を求めめる次第であります。右の事情を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

最後に、通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

戦前日加兩國間の通商関係は、カナダが大正二年五月に加入した旧日英通商航海条約によつて規律されておりましたが、同条約は昭



和十七年七月失効いたしました結果、わが国よりカナダに輸出される産品は、同国の最高関税率である一般関税率を適用されることになつたのであります。このため、戦後のわが対加輸出は著しく阻害され、一九五二年及び一九五三年の対加貿易は、いずれも輸出約一千万ドルに対し、輸入約一億ドルで差引約九千万ドルの入超という片貿易を示しているような状態でありました。よつて政府は、相互に最惠国税率を与える協定を締結する目的をもつて、昭和二十七年十一月オタワにおいてカナダ政府との間に交渉を開始し、爾来折衝を重ねました結果、今般この協定について両国の合意が成立し、去る三月三十一日オタワにおいてわが松平大使とカナダ側ピアソン外務大臣及びハウ通商大臣との間で署名を行った次第であります。

なお、わが国は、昨年十月ガットに仮加入することを得ましたが、その際カナダが、わが国の仮加入に対し、他の英連邦諸国とは態度を異にして積極的にわが国の立場を支持してくれましたことは御承知の通りであり、この協定の交渉も右の仮加入の問題と並行して、わが国の輸出貿易の振興に対するカナダの理解ある態度により順調に進められた事実を申し添えたいと存じます。

この協定の骨子は、両国が相互に関税に関する最惠国待遇を与えることを定めておるほか、為替及び貿易制限に関し原則として無差別待遇を与えることとする一方、国際收支擁護のため必要な差別的制限を行い得ることとなつており、別に交換書簡により、カナダが一定の条件のもとに関税評価を行い得ること及びわが国が小麦、大麦、木材パルプ等の九品目について原則として無差別待遇を与える

こととなつております。

この協定の成立によつて、わが国の産品は、カナダにおいてガット税率による最惠国税率を適用されることになりまますので、今後のわが対加貿易は大幅に増大することが期待されるわけでありまます。よつて、ここにこの協定の批准について御承認を求め次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(四月三十日)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭二九一条一)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院外務委員長報告(五月八日)

○佐藤尚武君 只今議題となりました万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めらるる件について、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、万国農事協会は、一九〇五年六月七日にローマで作成されました万国農事協会に関する条約によつて設立された国際機関でありまして、爾来農業関係の諸情報の収集、研究、刊行等の任務を行なつて参りました。然るに、戦後、一九四五年十月十六日に、FAO憲章、即ち国際連合食糧農業機関憲章が作成され、国際連合の傘下の専門機関たるFAOが、万国農事協会の

任務を含む広汎な諸任務を遂行することとなり、その第一回総会は、万国農事協회를廃止して、その任務及び資産をばFAOに移転するための議定書を作成することを勧告する決議を行なつたのであります。本件議定書はこの勧告に応じて作成されたものでありまして、一九四八年一月二十八日に効力を生じ、万国農事協会に関する条約は、同年二月二十七日に同議定書の当事国について効力を失ひ、同協会は同日を以て解散されたのであります。然るに我が国は、法律上は今もなお万国農事協会の加盟国でありますので、本件議定書に加入することによつてこの不合理を改める必要があるわけでありまます。なお、本件議定書の当事国は、本年二月二日現在で五十カ国になつておる旨の説明でありました。

委員会においては、別段の質疑もなく、五月七日、採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、議題となりました第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めらるる件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

第二次世界大戦とこれに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、スウェーデン間の通信連絡が異常状態に置かれ、その結果工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送したり、又特許料、登録料等を相手国に送金納付することが極めて困難でありまし

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書

た。更に、連合国の占領政策は、一時、日本政府が外国人の出願を受理したり、又は日本人が外国に出願することを禁止いたしておりました。これらの理由により、日本、スウェーデン間においては互いに相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあつたのであります。ところが一昨年四月、スウェーデン政府から我が国がはうに對し、これらの権利を相互的な基礎に立つて救済するための協定を締結したい旨の申入があり、東京で交渉を行いましたところ、両国間に意見が完全に一致しましたので、本年三月三十一日に協定に署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、第一に、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長につき、第二に、消滅した工業所有権の回復、又は更新及び無効となつた特許出願、又は登録出願の効力回復について規定してあるのであります。先に、第十六回特別国会で御承認を得ました我が国とドイツ連邦共和国及びスイス連邦との間の協定並びに今国会において御承認を受けましたデンマークとの間の協定の内容と殆んど差異がないのであります。この協定の締結は、両国間の友好関係及び技術提携関係を増進させるに役立つものと信ずる旨の説明がありました。

委員会は、五月六、七両日審議を行いました。質疑におきましては、本協定が、他の諸国との同種の協定と異なる点、工業所有権に関する両国間の状況、附属交換公文の趣意等についての質問に對し、本協定の規定中、他の諸国との同種の協定と異なる点は、他の例に見る特許権、実用新案権及び意匠権のほかに、特にスウェーデン



側より希望があつたため、第五条の商標権に関する規定を設けた点だけである。戦後スウェーデンが日本に持つている有効な工業所有権は約三百七十件、このうち本協定によつて効力を回復すると思われるものは七十四件であつて、他方、日本がスウェーデンに持つている工業所有権は僅か数件に過ぎず、このうち効力を回復するものがあるか否かは明らかでない。我が国がこの種の協定を結んでいる国の中で最も関係の深いのはドイツであつて、以下スイス、スウェーデン、デンマークの順となつてゐる。次に、交換公文につきましては、日本といたしましては、中立国にある日本国民の資産は赤十字国際委員会に引渡すべき旨を定めた対日平和条約第十六条との関係を明らかにしておく必要がある、スウェーデン側としては、この国内の私有財産は、これを尊重する態度をとつておりまして、この両国の異なつた立場を調整する趣旨で公文を交換することになつた次第であります。なお、実際上は、スウェーデンにおける日本の工業所有権引渡は別段問題とならない模様である旨の政府の答弁がありました。

委員会は五月七日質疑を了し、採決に入りましたところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました。以上、御報告いたします。

### ◎日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 (昭和二九、六、一条二二)

#### 一、提案理由(四月十四日)

○小瀧政府委員 ただいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件並びに日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、国連軍のわが国における地位及び同軍隊に与えられるべき待遇を規定する協定を締結するため一昨年七月関係国政府と交渉を開始いたしました。本交渉は、刑事裁判権及び若干の財政経済問題等について双方の主張が対立したため一時停頓するのやむなきに至りましたが、幸い昨年八月NATO協定の効力発生に伴つて日米行政協定の刑事裁判権条項がNATO方式に改訂されましたので、国連軍についてもわが方の主張通りNATO方式による刑事裁判権条項を合意し、昨年十月とりあえずこれに関する議定書を締結いたしました。

よつて、残る財政経済問題について、すみやかに妥結をはかり国連軍に関する諸懸案を解決することは、わが国の国連支持の建前か

らんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(四月三十日)

○野田卯一君 ただいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、並びに日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本協定締結に至りました経緯並びに内容につきましては、長くなりますので、会議録にとどめることを議長にお願いいたしました。ここに御説明を省略いたします。

〔参照〕

先ず本協定締結に至りました経緯を申述べますれば、我国は、一昨年、桑港に於ける日米安全保障条約の署名に際し行われました吉田・アチソン交換公文に於て、朝鮮に於ける国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及び其附近に於て支持することを許し且つ容易にすることを約束しました。之に基いて、我国には若干の国際連合の軍隊が滞留することとなりましたので、之等国連軍の我国に於ける地位及び同軍隊に与えられるべき待遇を定める協定を締結する目的を以て、政府は一昨年七月関係諸国政府との間に交渉を開始しました。此の交渉は刑事裁判権及び若干の財政経済問題等について双方の主張が対立したため一時停頓するの止むなきに至りました

らも緊要と認められましたので、極力折衝に努めました結果、国連軍側においてもわが方の立場を了解いたしましたして、呉、広地区における相当数の施設の返還、労働調達における間接雇用方式の採用を認める等の譲歩を行う意向を示して参りました。これにこたえて、わが方も大局的見地から米軍との均等待遇の方針をもつて財政経済関係諸懸案の解決をはかりました結果、交渉は、円滑に進捗し、一年半余にわたる本協定交渉も妥結いたしましたので、去る二月十九日にわが国と統一司令部としての米政府並びに英連邦諸国及びフィリピン共和国政府との間でこの協定に署名を行つた次第であります。

なおこの署名と同時に、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の署名を行いました。これは、国連軍協定が在日米軍を規定の対象としておりませんので、民事上の請求権条項において二以上の派遣国が共同に責任を有する場合の請求権の処理について、その関係派遣国の一が米国である場合に対処するために、米政府が統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府としてではなく、アメリカ合衆国政府自身の資格において別個にとりきめられたものであります。

右の協定及び議定書のいずれに対しましても、わが国は受諾を条件として署名いたしておりますので、すみやかにその受諾を行うことにより、この協定及び議定書を締結することといたしたい所存であります。つきましては、その締結について国会の御承認を求める次第であります。慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あ



が、幸い昨年八月北大西洋条約機構即ちNATO協定の効力発生に伴つて日米行政協定の刑事裁判権条項がNATO方式に改訂されたので、国連軍についても我方の主張通りNATO方式による刑事裁判権条項につき合意が成立し、昨年十月取り敢えず此の部分に関する議定書が締結され、既に第十七国会に於て本院の承認が与えられて居ります。よつて残る財政経済問題について折衝の結果、国連軍側に於ても我方の立場を了解し、吳、広、地区に於ける相当数の施設の返還、労働調達に於ける間接雇用方式の採用を認める等の譲歩を行い、我方も之に依つて大局的見地から米軍との均等待遇の方針を以て諸懸案の解決を図りました結果、一年半余に亘る本協定交渉も妥結し、二月十九日に我国と統一司令部としての米政府並びに英連邦諸国及びフィリピン共和国政府との間で此の協定が署名された次第であります。また、此の協定とは別個に、「日本国に於ける合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書」が署名されました。これはこの協定が在日米軍を規定の対象としていないので、民事上の請求権条項において二以上の派遣国が共同に責任を有する場合の請求権の処理について、その関係派遣国の一が米国である場合に対処する為、米政府が「統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府」としてではなく「アメリカ合衆国政府」自身の資格において別個に取り極められた議定書であります。

この協定の内容は前文、本文二十五カ条及び末文から成り、日米行政協定の条項と殆んど同様の内容のものでありますが、その相違

点を挙げますれば

第一、行政協定に於ては、我が国が駐留軍に提供する総べての施設及び区域等に関しては合衆国に負担をかけないで提供する旨を定めているが、此の協定に於ては、我が国が国連軍に提供する施設は、国有財産に属するもののみ無償で、その他のものは有償であること

第二、行政協定に於ては我が国は合衆国に必要な役務及び需品を日本国で調達する為、年額一億五千五百万弗に相当する邦貨を合衆国に提供することを約しているが、此の協定に於ては国連軍の維持に伴うすべての経費は国連軍が負担すべきものとしていること

第三、行政協定に於ては駐留軍関係の船舶及び航空機は我が国の総ての港及び飛行場に出入する権利が与えられているが、この協定に於ては国連軍関係の船舶及び航空機は合同会議によつて合意される港及び飛行場に限り出入する権利を与えられていること

第四、行政協定に於ては協定の実施に関し合同委員会を設置することになつて居るが、この協定に於ては合同会議を東京に設置することになります。

本件は、四月十日内閣から国会に提出され、ただちに本委員会に付託されましたので、十四日から二十八日まで五回にわたり委員会を開き、慎重審議を重ねました。

まず政府当局の説明を聴取いたしました後、委員と岡崎外務大臣、

木村国務大臣及び政府委員との間に活発な質疑応答が行われ、続いて討論に入り、日本社会党穂積七郎君から、同党を代表して、国連軍の日本滞留に反対する見地等から本件に反対の意見が表明され、自由党宮原幸三郎君、改進黨並木芳雄君並びに日本社会党河野密君から、それらの党を代表して本件に賛成の意を表明され、かつ、政府において、国連軍の滞留する市町村のために米軍の場合と同様補償あるいは代替施設の建設等の立法的、予算的措施を早急に講ずるよう強き希望を述べられました。

かくして採決の結果、四月二十八日、本二件は多数をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

次に、万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件、並びに第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件について御報告申し上げます。

右三案の内容についても会議録にとどめることを議長にお願いいたしました。ここにおける御説明を省略いたします。

〔参照〕

先ず万国農事協会は古く明治三十八年に設立された国際機関であります。戦後昭和二十年に国際連合食糧農業機関即ちFAOが設立され、此のFAOが万国農事協会の任務を遂行することとなりました。よつて、万国農事協会を廃止してその任務及び資産をFAO

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定

に移転する為此の議定書が作成されたのでありまして、今回これに加入せんとするものであります。

第二に、阿片に関する議定書は国際連合主催の下に昨年五月からニューヨークで開催されました阿片会議に於て作成されたものでありまして、我国も代表を派遣して審議に参加し、昨年六月二十三日に此の議定書に署名致しました。今日迄世界三十六カ国が署名を了しております。我国は既に過去に於て一連の麻薬諸条約の締結約であり、麻薬の毒毒排除の為の国際協調に努力しており、此の議定書に参加することにより、更に麻薬の毒毒の流入から一層強力に防衛されることとなり、又麻薬の分野に於ける国際協力を促進せんとするものであります。

最後に、工業所有権に関する協定につきましては、第二次世界大戦と其の後連合国による我国の占領の為、約十年間は我国と「スウェーデン」との間の通信連絡が異常な状態に置かれ、相手国に於ける工業所有権の登録出願又は既に取得した工業所有権の保存の為の措置を執ることが困難となりました。仍つて、これらの権利を相互的に救済する為、一昨年四月から両国政府間に協定締結の為交渉が行われました結果、両国間に完全に意見の一致を見ましたので、去る三月三十一日東京に於て承認を与えましたドイツ連邦共和国、スイス連邦及びデンマークとの同種協定と差異はありません。

右第一及び第二の議定書につきましては四月七日、工業所有権に関する協定につきましては四月二十日内閣から国会に提出



され、ただちに委員会に付託されましたので、三回にわたり会議を開き、政府側の説明を聞き、質疑を行い、討論はこれを省略し、採決の結果、四月二十八日本三件とも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

○佐藤尚武君 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定並びに日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、在日国連軍の地位に関する協定を締結するため、一昨年七月関係国政府と交渉を開始いたしました。双方の主張が対立したため、交渉は一時停頓のやむなきに至りました。ところが昨年八月NATO協定の効力発生に伴って日米行政協定の刑事裁判権条項がNATO方式に改訂されましたので、昨年十月国連軍についても、同方式により刑事裁判権に関する議定書が締結せられるに至りました。よつて、残る財政経済問題について、引き続き極力折衝に努めましたところ、国連側は呉、広地区における相当数の施設の返還、労働調達における間接雇用方式の採用等、譲歩の意向を示して参りましたので、我がほうも大局的見地から、米軍との均等待遇の方針を以て、懸案の解決を図りました結果、本年二月

十九日に本協定の署名を行うこととなつた次第であります。

なお本協定と同時に、在日米軍及び国連軍の共同行為から生ずる請求権に関する議定書の署名を行いました。これは国連軍協定が在日米軍を対象としておりませんので、米国と他の派遣国とが、共同責任を有する場合の民事上の請求権について個別に取極めたものであります。右協定と議定書の署名は、受諾を条件としておりませんので、速かにその受諾を行うことにより、これを締結することにいたしました。所存である旨の説明でありました。

委員会は、四月三十日より五回に亘り審議を行いました。

次に質疑の主なるものを申し上げます。「交渉が長引いた原因として、双方の意見が対立したというのはいかほどか。在日国連軍の状態はどうか」との質問に対し、「意見の対立は、施設の返還と労務者の間接雇用の二問題についての我が方の主張と、国有財産の無償貸与、地方税の免除等に関する先方の要求についてであつた。在日国連軍は、主として呉、広地区に駐留する英連邦四カ国の地方部隊であり、その数は、最も多いときで一萬、少いときは四千、現在は四千人前後である。空軍は極く少数で、海軍は始終移動している。英濠軍以外の国連軍は、専ら往復の中継のために来るので、その数も僅かである。在朝鮮の国連軍兵力は、我が方に通報されていないから明らかにし得ないが、英濠軍とその他の国連軍は、およそ各一コ師団ぐらいで、それも最近減つておると思われる」との答弁があり、又、「この協定に基いて返還される施設の範囲はどうか。国有財産の無償貸与により、日本側の引受ける消極的負担及び国税地方

税の免除による日本側の収入減はどれくらいか。協定に基く日本側の財政上の負担はあるのか」との質問に対し、「国連軍の接収施設の総数七十九件のうち、取りあはず十八件の返還を申入れたのに対し、十五件の返還が受諾され、うち三件は、すでに引渡されていゝる。国有財産の使用料を仮に取り得たとすれば、その額は年七億円見当であり、地方税としては、電気、ガス税、揮発油税等の面において得べかりし収入は、年二千万円ぐらいであつて、その他のものは、例えば自動車税のごときは、大した額ではない。国連軍関係には、防衛分担金のごときはないもので、我が方から積極的に持出しになる財政上の負担はないわけである」との答弁がありました。

次に、「この協定に基く地方自治団体の財政上の喪失並びに国連軍の駐留により損害を受ける農林、水産等に関する補償の問題は、米駐留軍並みの取扱をするのが当然であり、建前として国が面倒を見るべきではないか、そのためには補償関係法令の整備、補償のための財源が必要と思うが、その準備はあるか」との質問に対し、「地方自治団体が、国連軍の駐留によつて生ずる行政費、地方税の徴収不能による喪失等に対しては、特別平衡交付金の配賦によつて操作できると思う。又農林水産に対する補償関係の法律案は、目下国会に提出中である。不法行為による事故の補償に対しては、大體平和回復善後処理費から賄う方針である」との答弁があり、又、「すべて国連軍が朝鮮から撤退することになるのはどういふ場合か、その時期の見通しはどうか」との質問に対し、「撤退の時期は、国連の決議によつてきまることもあり得るが、協定第二十四条では、朝鮮の

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定

政治会議の結果とか、ジュネーブ会議の結果など、具体的な場合を予想しておる。国連軍は、朝鮮事変が片付けば撤退するのであつて、仮に事変が片付かなくとも撤退することはあり得るだらうし、いずれにしてもそう長くはとどまらないと思う」との答弁があり、「吉田、アチソン交換公文は、朝鮮における行動に関してだけなく、包括的に国連軍に対する協力を約しておる。従つてこの協定の関するところは、朝鮮事変関係の国連軍だけにとどまらないと思うが如何。又他に新しい事態が発生した場合、この協定から新しい駐留問題が出て来るのか。新らしく駐留問題が起つた場合、交換公文のごとき簡単な方法で措置できるのか」との質問に対しては、「吉田、アチソン交換公文は、朝鮮事変に関するものであり、従つて国連軍が撤退すれば、この交換公文も、本協定も、当然その目的を終了したものと解すべきであると考へる。ほかの新らしい事態が起つた場合、この協定に基き駐留問題が生ずることはない。新らしく駐留問題が起つたとき、これをきめるには、条約なり、交換公文なり、国際的約束として国会の承認を得べきものであつて、原則的に交換公文ではいけないとは思われない。ただ、かかる場合は、同時に細目の実施取極を作つて、はつきりとしてやるべきである」との答弁がありました。

その他詳細については、会議録により御承知を願いたいと存じます。委員会は、五月十七日質疑を了しましたところ、その際、曾祿委員は特に発言を求められ、本件協定実施に関して、全委員の御同意



を得て政府に強く要望したいとの趣旨で次の要望を述べられました、即ち、「政府は国連軍の駐留する市町村に対して、米軍駐留の場合におけると同様、補償及び代替施設の建設等を実施し、又は喪失した財源の補填をなすよう法的、予算的措施を講じ、善後措置に遺憾なきを期せられたい」というのでございます。右の曾根委員の要望につきましては、同委員の希望により、委員会に諮りましたところ、全会一致を以て、委員会として右の要望をいたすことに決しました。これに対し外務政務次官より、「その趣旨に従つて十分善処する」旨の答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、中田委員は社会党を代表し、「次の理由により、両案件に反対する。第一に、本協定締結に至るまで、二十九月の長日時を費した外交的不手際を厳しく指摘しておきたい。第二に、外国軍隊の駐留に対する我が党の基本的立場から、これに反対する。殊に本協定は、国連憲章の基本的精神に反するものである」と述べられ、杉原委員は、「内容は妥当と考える。本協定の締結が長引いたことは遺憾であるが、これを以て協定否定の理由とはしたくない。なお協定実施の面には、政府として念には念を入れてやつてもらいたい」と賛成の意を表せられ、次いで曾根委員は、「社会党第二控室を代表して賛成する。本協定が今頃できたことは、悲しむべき外交の失態である。併し本質的には、本協定を作るのが正しく、内容においては、特に労務者の間接雇用の方針を買ったこと、国連軍は無期限に駐留することがあつてはならないが、本協定が撤退の時期を明らかにしておること等の点は大いに

賛成である。そして政府に対する要望に述べた希望と警告を附してこれに賛成する」と述べられ、最後に、梶原委員は、「国連軍の地位が今日まで不明確な状態におかれたことが、国民の国連及び国連軍の朝鮮における行動に対する正しい認識が不十分であつた一原因であるから、今回この協定のできたことは結構である。なお今後、外務当局の一層の努力を要望してこれに賛成する」と述べられました。以上を以て討論を終結し、ついで二件を一括して採決を行いましたところ、二件共承認すべきものと、多数を以て決定いたしました。右、御報告申し上げます。

### ◎日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定 (昭和二九、六、五条一三)

#### 一、提案理由(五月十五日)

○岡崎国務大臣 ただいま議題となりました、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。政府は、本年三月、米国政府との間に相互防衛援助協定を締結い

たしまして、わが国の防衛力の増強のために必要な援助の授受についてとりきめを行つた次第であります。この協定の締結交渉と並行して政府は、かねてから昭和二十九年防衛力増強計画に基いて、米国政府に対し駆逐艦以下十七隻の貸与を要請いたしておりますところ、最近米国政府は、まず駆逐艦二隻護衛駆逐艦二隻合計四隻の貸与を決定するに至りました。よつて、これらの艦艇の貸与に関する協定の締結方について在日米国大使館を通じて交渉の結果、両国政府間に意見の一致を見るに至りましたので、五月十四日私とアリソン駐日大使との間で、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に署名を行つた次第であります。

この協定は、日米間の相互防衛援助協定と密接な関連を有する協定でありまして、この協定に基いて貸与される艦艇は、相互防衛援助協定の規定に従つてわが国がこれを占有し、使用することになつております。協定の内容は簡単でありまして、一昨年末に日米両国間に締結いたしました船舶貸借協定の内容とほぼ同様であります。

なお、わが国が貸与を要請いたしました艦艇中今般貸与決定を見ました四隻以外のものについては、今後の交渉によつて貸与が決定次第、順次附属書に載せられることとなります。

この協定の成立によつて、わが国の海上防衛力の増強のために必要な艦艇の貸与を受ける道が開かれ、さきに締結された相互防衛援助協定に基いて貸与される他の装備と相まちまして、均衡のとれたわが国防衛力の建設に資することと相なるわけであります。

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

よつて、ここにこの協定の批准について御承認を求め次第であります。協定交渉のために意外に時日が遷延いたしました今日に至りました。会期中はなほだ急であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月十八日)

○上塚司君 ただいま議題となりました日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本協定は、本年三月日米相互防衛援助協定を締結いたしました、わが国の防衛力の増強のために必要な援助の授受についてとりきめを行いました。この協定の締結交渉と並行して、昭和二十九年防衛力増強計画に基き、米国政府に対し駆逐艦以下十七隻の貸与を要請いたしましたところ、最近米国政府は、駆逐艦二隻、護衛駆逐艦二隻、合計四隻の貸与を決定するに至りました。よつて、これらの艦艇の貸与に関する協定の締結方について交渉の結果、五月十四日、東京において、両国代表の間にこの協定の署名を了した次第であります。

この協定に基いて貸与される艦艇は、日米相互防衛援助協定に従つてわが国がこれを占有し使用することになつており、協定の内容は前文、本文十箇条、末文及び一つの附属書からなり、期間五箇年でありまして、一昨年末第十五回国会において承認を得ました日米



船舶貸借協定の内容とほぼ同様であります。なお、わが国が供与を要請いたしました艦艇十七隻のうち、今般貸与決定を見ました四隻以外のものについては、今後の交渉により貸与が決定次第、順次附属書に載せられることとなっております。

この協定の成立によつてわが国の海上防衛力の増強に必要な艦艇の貸与を受ける道が開かれ、さきに締結された相互防衛援助協定に基いて供与される他の装備品と相まつて、均衡のとれたわが自衛力の増強に資することと相なるわけであります。

本件は五月十四日外務委員会に付託され、翌十五日、十七日及び十八日の三日にわたり委員会を開き、岡崎外務大臣から提案の理由の説明を聞き、さらに委員と政府当局との間に活発なる質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会会議録により御了承をお願いいたします。

続いて討論に入り、日本社会党細田兼光君及び日本社会党戸叶里子君から、それらの党を代表して反対の意向を表明され、自由党福田篤泰君及び改進黨須磨彌吉郎君から、それらの党を代表して賛成の意向が表明され、採決の結果、本日、本件は多数をもつてこれを承認すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(五月二十九日)

○佐藤尚武君 只今議題となりました日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めの件につきまして、

するもの駆潜艇八隻等約三千トン、これに見合う乗組員と若干の航空機であつて、その任務は、平素は警備であり、万一の場合は対潜哨戒、掃海、商船護送等である。次に、我が国の防衛力漸増の考え方は、独力で防衛する建前ではなく集団防衛方式によるものである。併しどこまで増強すれば米軍に頼らない程度になるかとの問題は、的確にこれを示すことはむづかしい。長期年次計画の樹立は妥当だと考えて研究したが、これには財政、経済上の問題、米国の援助方針、憲法との関係等、不確定要素が多く、想定極めて困難であり、的確な目度が付かない。そこで差当つて昭和二十九年年度の計画を立てた次第であり、附属書に追加するのは、この計画の範囲内においてである。貸与艦艇が十八隻以上となる場合については、協定前文中に「若干の艦艇の貸与」云々とあるから、条件が同じならば理論上は附属書に追加すれば当然借受けられることになつてはいるが、米国側においては、公法第百八十八号の規定によつて駆逐艦程度のものを二十五隻まで貸与できることになつており、又、我が国としては、予算、人員等の点においておのずから制限があるから、実際上は無限に借受けることはない。十八隻以上となる場合は、附属書に追加すればよいと考へているが、なお、この点については十分研究してみたいとの答弁があり、次に、「借受ける駆逐艦の性格はどうか、国際法上の取扱はどうなるか」との質問に対し、「自衛艦は軍艦と条件が類似しているが、憲法上、交戦権否定の制約を受けるから、臨検、拿捕のごとき普通軍艦の持つている権利は行使しない、国際的には軍艦の取扱を受けるのではないかと考へるが、当方

通商に関する日本国とカナダとの間の協定及び関係文書

外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、政府はかねてより昭和二十九年防衛力増強計画に基き、米国政府に対し駆逐艦以下十七隻の艦艇の貸与を要請しておりましたところ、最近米国政府は、先ず駆逐艦二隻、護衛駆逐艦二隻、計四隻の貸与を決定いたしましたので、これに関する協定締結方につき交渉の結果、両国政府間の意見の一致を見るに至り、五月十四日東京において本件協定に署名を行なつた次第であります。なお、日本が貸与を要請いたしました艦艇のうち、このたびの四隻以外のものについては、今後の交渉により貸与が決定した都度、順次附属書附表に追加する仕組になつております。

協定の内容は、一昨年末、日米両国間に締結いたしました船舶貸借協定とほぼ同様であります。この協定の成立によつて、我が国の海上防衛力の増強のために必要な艦艇の貸与を受ける途が開かれ、先に締結せられた相互防衛援助協定に基いて供与される装備と相対つて、均衡のとれた自衛力の建設に資することができる旨の説明でございました。

委員会は五月十七日より四回に亘り、本件の審議を行いました。次に、質疑の主なる点を申し上げますと、「昭和二十九年年度の海上部隊の増強計画はどうなつてゐるか、増強艦艇の任務は何か、政府の方針は米軍に頼らない程度まで防衛力を増強するというにあるようだが、それはどの程度を言うのか、又、附属書に追加することにより増加し得る程度には限度があるのかどうか」との質問に対し、「昭和二十九年年度の計画は、貸与によるもの十七隻二万七千トン、建造

からこれを要求することはできない」との答弁がありました。なお、詳細は速記録につき、御承知願いたいと存じます。

委員会は、五月二十八日、質疑を了し、討論に入りましたところ、羽生、加藤、高良各委員より、本件協定に反対、杉原、梶原両委員より賛成の意見が述べられました。以上を以て討論を終了し、次いで採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと、多数を以て決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

### ◎通商に関する日本国とカナダとの間の協定及び関係文書 (昭和二九、六、七条一四)

#### 一、提案理由(四月十日)

(万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書(昭二九一条一)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(四月二十二日)

○上塚司君 ただいま議題となりました通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。



本件は、四月九日内閣から国会に提出、本委員会に付託されましたので、十日、二十日及び二十二日の三回にわたり会議を開き、審議を重ねました。

まず本協定の署名を見るに至りました経緯を申し述べますれば、日加両国間の通商関係は、戦前におきましては旧日英通商航海条約によつて規律されておりましたが、この条約は昭和十七年に失効いたしました結果、わが国からカナダに輸出される産品は同国の最高関税率である一般関税率を適用されることになりました。このため、わが対カナダ輸出は著しく阻害され、昨年のごときは輸出千五百万ドルに対し輸入一億四百万ドル、差引八千九百万ドルの輸入超過という片貿易を示している実情であります。よつて、政府は、相互に最惠国税率を与える協定を締結する目的をもつて、一昨年十一月、オタワにおいてカナダ政府との間に交渉を開始いたしました。その後、昨年十月ジュネーヴで開催されました関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガット会議において、カナダは他の英連邦諸国とまつたぐ態度を異にして、日本の同協定に仮加入することに同意いたしました結果、これを契機としてこの協定の締結交渉は著しく促進され、去る三月三十一日、オタワにおいて、両国代表の間でこの協定の署名を見るに至りました。

この協定の内容は、前文、本文七箇条及び末文からなり、このほかに三つの付属交換書簡があります。この協定において注目すべき諸点を列挙いたしますれば、第一、両国は関税事項に関し相互に最惠国待遇を与えること、第二、両国は原則として相互に貿易制限に

関する非差別的待遇及び外国為替制限に関する最惠国待遇を与えるが、国際收支擁護のために必要な差別的制限を行い得ること、第三、国家企業または特権を有する企業の貿易が非差別的待遇の原則に基づくこと、第四、この協定は一年間の効力存続期間を有し、その後は三箇月間の予告をもつて協定を終了させることを得ることとを定め、さらに、交換書簡において、一、沖繩に対して与えられていた利益についてはこの協定の最惠国待遇の規定が適用されないこと、二、カナダ政府が、国内産業に重大な損害を与える産品の輸入に対し、その損害を防止または救済するために必要な関税評価を行うことができること、但し、その場合においては、他国から輸入される同様の産品の価格を考慮に入れるべきこと、及び事前に日本国に通告して協議すべきこと、三、日本国政府が、両国間で別に合意される例外を除き、小麦、大麦、木材パルプ、亜麻仁種子、銅地金、鉛地金、亜鉛地金、合成樹脂及び粉乳に対して無条件の非差別的待遇を与えること等であります。

委員会においては、本件に関する政府当局の説明を聴取いたしました後、質疑が行われましたが、これらについては委員会議録により御了承を願います。

続いて討論に入り、自由党福田篤泰君、改進黨並木芳雄君、日本社会党徳積七郎君並びに日本社会党戸叶里子君から、それ〴〵党を代表して賛成の意が表明され、採決の結果、本件は本日全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(五月十四日)

(けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件の委員長報告を一括して掲載)

◎第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定 (昭和二九、六、三〇条一五)

一、提案理由(二月六日)

(日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(二月二十五日)

(日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告を一括して掲載)

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定 (昭和二八、一、二、二四国会において承認・未公布)

三、参議院外務委員長報告(三月十七日)

(日本国とインドネシア共和国との間沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告を一括して掲載)

◎奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (昭和二八、一、二、二四国会において承認・未公布)

一、提案理由(十二月二十四日)

○国務大臣(岡崎勝男君) ただいま議題となりました奄美群島に関する日米間の協定締結につき承認を求めるの件につきまして御説明いたします。

南西諸島の島々は歴史的にも経済的にもわが日本本土とは切つても切れない密接なる関係があり、現地の住民や出身者の日本復帰を望む声はきわめて熾烈なものがありましたので、政府といたしましても、平和条約の発効以来、種々米側と折衝を行つて参りました。そして、過渡的には、これら諸島の住民の生活をできるだけ内地住民の生活と同様にするため、行政、経済、文化等の面において各種の施策を行い、これを漸次拡大して参りましたが、これと並行



して、根本的解決についても交渉を行つて来たのであります。すなわち、米側としても、軍事的見地よりすれば南西諸島の全部につき一時に日本復帰の実現は困難であるとしても、段階的にその一部なりとも先に復帰せしむることの可能性はあり得べしと考へ、そのような趣旨で折衝をいたしましたところ、幸いにして米政府もこれにこたへ、本年八月八日ダレス國務長官の声明となつたのであります。爾來奄美群島復帰に関する協定の交渉を行つて参つたのであります。爾來奄美群島復帰に関する協定の交渉を行つて参つたのであります。熱心なる努力にもかかわらず意外に遅延し、今般ようやく双方の意見一致を見るに至りました。よつて、政府としては、この案によりまして至急協定を締結し、同群島の復帰を実現いたしたく、ここに国会の御承認を求めるとした次第であります。

次に協定案の概要について御説明いたしますれば、第一条は、米國が平和条約第三条によつて有しているすべての権利及び利益を奄美群島に關し日本國のために放棄し、日本國がその権能及び責任を引受けることを規定してあります。ここに米國の放棄する権利及び利益とは、同群島に対する行政、立法及び司法の三権のみならず、同群島を米國の信託統治に付することを提案する権利をも含むものであります。なお、日本に復帰する奄美群島の地理的範圍につきましては、第一条第二項及び協定附屬書によりまして、旧鹿児島縣所屬の島嶼全部を包含することとなつております。

第二条は、第一項において米國が現に奄美群島において利用している軍用設備及び用地は日米行政協定の手続に従つて同國軍隊が引

続き使用することを認めております。なお、現在米政府が利用しているものは、沖永良部島にあるレーダー施設を含め二箇所しかないのであります。

第三条は、復帰に伴う財務關係の事項を規定してあります。すなわち、第一に、日本國政府は復帰のときに奄美群島に流通しているB円を一對三の割合で日本円と交換し、回収したB円を無償で米國側に返還することを規定してあります。B円の流通高は大体二億円前後と推定してあります。第二に、予算及び財政に關する措置は、復帰前までは米側が維持し、その後は日本政府が責任を有することを規定してあります。第三は、日本國政府が奄美群島における郵便局の債務を引き継ぎ、これと南西諸島の他の郵便局との間の債權債務は後日決済することとしてあります。政府の調査によりますと、これはわが方に約五千数百万円の受取分があるようであり、第四は、奄美群島に存在する琉球政府所有の財産はすべて無償で日本國政府に移転されることを規定してあります。第五は、米國の管理下に置かれて来た元の日本國固有または都道府縣有の財産を無償で返還されることを規定してあります。第六は、合衆國政府及び琉球政府等が奄美群島にある大島食糧会社その他の団体等に対して有する当座勘定債權約七千五百万B円並びに琉球復興金融庫が団体及び個人に対して有する長期債權約一億六百万B円、合計約一億八千万B円、これは邦貨で約五億四千万円であり、この特權をすべて無償で日本國政府に移転することを規定してあります。

第四条は、いわゆる戰爭請求權の放棄及び占領期間中の行為の有

効性の承認に關する規定でありまして、平和条約第十九條の規定と同趣旨のものであります。今般は平和条約発効後米軍政期間中に關するものについてもあわせて規定してあります。

第五条は、民事裁判管轄に關するに制定された奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の定めるところに従い、現地裁判所の判決を承認し、現に係屬中のものはそのままこれを引継ぐことを規定してあります。

第六条は、刑事裁判管轄に關し、日本政府が、琉球政府の裁判所ですでに判決せられたは現に係屬中の事件につき、日本の法律及び手続に従つてこれを処理すべき旨を規定してあります。

第七条は、日本國が當事國となつてゐる條約その他の協定、特に平和條約、日米安全保障條約、日米行政協定、吉田・アチソン交換公文並びに日米友好通商航海條約が奄美群島に適用されることを規定してあります。

第八条は、この協定の實施に關する事項は兩國政府當局間で合意するべきことを規定してあります。

第九条は、この協定が明十二月二十五日から効力を生ずることを規定してあります。

次に、協定に附屬する交換公文について御説明いたします。まず、アチソン米國大使は、私あての書簡で、日本政府は奄美群島及びその領水は極東の防衛及び安全と特異の關係を有することを認め、南西諸島のその他の島嶼の防衛を保全する等のため、米國が必要と認める要請を考慮に入れるものと了解する旨を通報し、これに

日本國とインドネシア共和國との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を

對し、私よりアチソン大使あての返簡で、日本政府も同様に了解する旨を通報するものであります。もしこれにつき將來具體的な要求がありました場合は、もちろん行政協定の手続に従つて考慮せられるものであります。

以上は本協定の内容であります。政府といたしましては、その他の南西諸島や小笠原諸島につきましても、国会の屢次の決議及び住民の要望等を体して今後とも善処したき考へであります。幸いにして本協定が国会の御承認を得ますれば、本日中にもただちにこれに署名し、奄美群島の復帰を明二十五日午前零時を期して實現することといたしたいと思つてあります。

つきましては、右事情を御了承せられ、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。  
(註) 兩院共に委員會の審査は、省略された。

### ◎日本國とインドネシア共和國との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を求めの件

(昭和二九、三、一七国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(二月六日)

○小瀧政府委員 たいま議題となりました日本國とインドネシア共和國との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について



日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を  
求めるの件

七八二

承認を求めるの件について、提案理由を御説明いたします。  
わが国のインドネシア共和国に対する賠償に關しましては、昭和二十七年一月にサンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基く中間協定案が作成されましたが、この案は、インドネシア本国政府の承認するところとなりませんでした。その後同国政府は、さきに御承認を願いましたフイリピンとの沈没船舶引揚協定と同種の締結を希望して参りましたので、政府といたしましては、インドネシアとの正常な外交関係の樹立を促進し、かつその実現にとつて重大な障害となつております賠償問題の早期解決をはかる見地から、このインドネシアの申出に應ずることといたしまして、昨年十月来朝いたしましたスダルソノ氏一行の賠償調査団との間に交渉を進めましたところ、両国当事者間の意見がまとまりましたので、昨年十二月十六日に東京でこの協定の調印が行われました。

この協定は、第十六国会で御承認を得ましたフイリピンとの沈没船舶引揚に関する中間賠償協定と同一の目的及び意義を有するものでありまして、またその内容も、約六十隻の沈没船舶引揚げに充てられる賠償総額を二十三億四千万円に限りませんでしたこと、紛争解決の手續に關する条項を設けましたことの二点を除きまして、フイリピンとの協定と大差はございません。

よつて、慎重御審議の上、なるべくすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

次に第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關するデ  
ンマークとの間の協定について国会の承認を求めるの件につきまし

以上の事情を了承せられ、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認を与えられんことを切に希望いたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(二月二十五日)

○上塚司君 ただいま議題となりました、日程第一、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件、第二、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件、第三、国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることとを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件、第四、国際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件、第四、国際労働機関憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

第一及び第二の条約案は、いずれも二月二日内閣から国会に提出され、当委員会において二月六日、十三日及び十七日の三回にわたり慎重審議いたしました。

第一に、沈没船舶引揚に關する協定について御説明申し上げます。  
日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定の締結について承認を

七八三

て、提案理由を御説明いたします。  
第二次世界大戦とこれに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本・デンマーク間の通信連絡は異常状態に置かれ、その結果として、右期間におきましては工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送したり、また特許料、登録料等を相手国に送金納付することがきわめて困難であり、またときによつてはまったく不可能であつたこともありまして、さらに連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、または日本人が外国に出願することを禁止いたしておりました。これらの理由により、日本・デンマーク間においては、互いに相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができなかつた状態にありまして。

そこでデンマーク政府は一昨年十月にこれらの権利を相互的基礎に立つて救済するための協定を締結したい旨の申入れを行い、東京において交渉を行つて参りましたところ、両国間に意見が完全に一致いたしましたので、昨年十月二十一日に協定案に署名いたしました。

この協定は、工業所有権の特許または登録のための優先期間の延長、並びに消滅した所有権の回復及び無効となつた特許出願または登録出願の効力回復を内容としたしており、第十六回臨時国会において御承認を受けましたドイツ連邦共和国との間の協定及びスイス連邦との間の協定と内容においてほとんど差異がなく、この協定の締結は両国間の友好関係及び技術提携関係を増進させるに役立つものと信じます。

わが国のインドネシア共和国に対する賠償に關しましては、サンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基き、昭和二十七年一月、インドネシア共和国シユアンダ使節団との間に中間賠償協定案が作成いたしました。その後に成立いたしましたインドネシア内閣の承認するところとなつたのであります。しかるに、その後昨年三月、わが国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に關する中間賠償協定が締結されました等の事情もあり、インドネシア政府はこれと同種の協定を結びたいとの希望を申し出て参りました。よつて、わが政府はこの申出に應ずることとなり、昭和二十八年十月来朝せるスダルソノ氏一行のインドネシア賠償使節団との間に折衝を続けました結果、同年十二月十六日協定の署名を見るに至りました。この協定は、第十六回国会で承認されましたフイリピンとの沈没船舶引揚に關する中間賠償協定と同一の目的及び意義を持つており、かつその内容も大体同様であります。ただインドネシア領海にある約六十隻の沈没船舶引揚げに充てられる賠償総額を二十三億四千万円に限つたこと、並びに紛争解決の手續に關する条項を設けましたことの二点において相違があるだけであります。

第二の、工業所有権の保護に關するデンマークとの間の協定につき御説明申し上げます。第二次世界大戦勃発以來約十年間は、日本・デンマーク間の通信連絡はまったく杜絶いたしました。その期間中は、工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送したり、また特許料、登録料等を相手国に送金納付することがきわめて困難で、またときによつては、まったく不可能であつたこともありまして。さら



日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を  
求めるの件

七八四

に、一時占領政策上、日本政府が外国人の出願を受理したり、または日本人が外国に出願することは禁止されておりました。これらの理由によりまして、日本・デンマーク間においては、互いに相手国民の工業所有権を保護することができなかつた次第であります。そこで、デンマーク政府から、一昨年十月に、これらの権利を救済するための協定を締結したい旨の申入れがあり、東京において交渉を行いました結果、昨年十月二十一日に協定が署名されました。この協定の内容は、工業所有権の特許または登録のための優先期間の延長、並びに消滅した工業所有権の回復、及び無効となつた特許出願または登録出願の効力回復を規定しておりまして、さきに第十六回国会において承認せられました。わが国とドイツ連邦共和国及びイス連邦と結びました二協定と、内容においてほとんど同一であります。

この二協定案につきまして、政府当局の説明を聴取いたしました後、質疑、討論を行い、自由党野田卯一君、改進黨並木芳雄君、日本社会党徳積七郎君及び日本社会党戸叶里子君から、各党を代表して、二協定案にそれ／＼賛成の意を表明いたしました。

次いで採決を行いましたところ、二協定案とも全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

第三及び第四の条約案は、いずれも二月十二日内閣から国会に提出され、当委員会において、二月十三日、二十日及び二十四日の三回にわたり、また二十四日は外務労働連合審査会を開き、慎重審議いたしました。

この第三条の条約は、一九四六年の第二十九回国際労働総会で採択されたものでありまして、これを要約して一九四六年の最終条項改正条約と称しておりますが、その内容は、国際連盟が解体いたしました結果、国際連盟の存在中に採択された七十六の条約の最終条項を改正するとともに、これらの条約に対して現行の国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えたものであります。わが国は、この条約による修正の対象となる条約のうち十四条約を批准しておりますので、これら十四条約につきこの条約に規定する修正が必要であり、また今後この種の条約でわが国が未批准のものを批准する場合にもこの条約による修正を認めておく必要があるわけでありまして、この条約は一九四七年五月に効力を生じ、現在まで四十一箇国がこれを批准しております。

第四の条約案は、国際労働機関、すなわちILO憲章の改正に関する文書でありまして、昨年の第三十六回国際労働総会で採択されたものであります。その内容は、現行の憲章の一部を改正して理事会の構成員を増加しようとするもので、この理事会の構成員の増加は、最近におけるILO加盟国の増加の事実にかんがみ、まことに妥当な措置であると思われまじ、かつまた、わが国にとりまして、わが国が理事国となる可能性を増すものであるという点から、きわめて有意義であると考えられます。この改正文書は、現在常任理事国である八箇国のうち五箇国を含む全加盟国の三分の二、すなわち四十四箇国がこれを批准または受諾したときに効力を生ずることになつておりますが、本年一月十五日までに批准または受諾した国は

二十箇国であります。たまた／＼理事会の改選が本年六月の総会で行われることになつておりますので、右総会の開催前にこの改正が効力を生ずるよう加盟国の措置を要請されておる次第であります。

このILO関係二条約案につき質疑、討論を行い、日本社会党福田昌子君及び日本社会党戸叶里子君から、その他の国際労働条約がすみやかに批准されるよう等の希望を付して賛成の意を表されました。

次いで採決を行いましたところ、二条約案とも全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(三月十七日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、我が国のインドネシア共和国に対する賠償に関しましては、先に来朝したインドネシア使節団と折衝の結果、昭和二十七年一月にサンフランシスコ平和条約第十四条の規定に基づく中間協定案が作成されましたが、この案はインドネシア本国政府の承認するところとならなかつたのであります。その後、同国政府は、昭和二十八年三月に締結せられました日本国とフィリピン国との間と沈没船舶引揚協定と同種の協定を、日本との間に締結した

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を  
求めるの件

七八五

いと希望して参りました。そこで政府といたしましては、インドネシアとの正常な外交関係の樹立を促進し、且つその実現にとつて重大な障碍となつておる賠償問題の早期解決を図る見地から、この先方の申出に応ずることとしまして、昨年十月来朝いたしましたスダルトノ氏一行の賠償調査団との間に累次折衝を続けて参りました結果、両国当時者間の意見がまとまりましたので、昨年十二月十六日に東京でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、第十六回特別国会で御承認を得ましたフィリピンとの沈没船舶引揚に関する中間賠償協定と同一の目的及び意義を有するものであります。そしてその内容は、前文と本文五カ条及び末文からなつておりまして、これをフィリピンとの沈没船舶引揚協定の内容と比較いたしますと、異なる点は、本協定の前文において、両国間に二国間平和条約を速かに締結し、且つその条約の一部として、戦争賠償を解決するために、両国政府が努力すべきであることに同意した旨を定めておること。第一条において、六十隻より少くない沈没船舶を引揚げることに充てられる賠償総額は二十三億四千万円、即ち六百五十万ドルに相当する額を超えない旨を規定しておること。及び第四条において、本協定の解釈に関する両国間の紛争で、協議によつて解釈されないものは、三人の委員よりなる仲裁委員会において決定することを定めたこと。以上の三点であります。

なお、第二条は、インドネシア政府は、日本政府に協力して便宜を供与し物品調達の援助を行うこと。第三条は本協定の実施細目



は、両国政府当局間の協議によつて定めること。第五条は、この協定が将来両国間に締結される二国間平和条約中の最終賠償取極の不可分の一部となること。及び本協定は、それらの国内法上の手続に従つて承認せられたことを通知する公文が交換されたときに効力を生ずる旨を規定しておりました。

以上が政府の説明でありました。

委員会は、二月八日以来三回に亘り審議を行いました。次に質疑の主なるものを申し上げます。「日本とインドネシア 両国間の正常な外交関係樹立につき話し合いがあつたか、その見通しはどうか、又賠償問題はどうか、二国間平和条約の内容の大綱はどうか、はつきりした見通しはつかないか」との質問に對しては、「これら問題については逐次話し合いを進めているが、いつ正常関係が樹立せられるか、はつきりした見通しはつかない」との答弁がありました。又「中間賠償は沈船引揚に限定せず、経済的に協力するとか、例えば病院施設の設置について協力するとか、いま一層任務の觀念を広範囲のものにして、日本側の誠意を披瀝する考えはないか」との質問に對しては、「そのように考えたい」との答弁がありました。

委員会は三月十五日質疑を了し、ついで討論に入りましたところ、羽生委員は、「本件を承認することに賛成する。尤もこの協定は飽くまで中間賠償であるから、その根本である賠償協定を速かに締結し、国交回復につき速かなる方策を実行されんことを要望し

て、これに賛成するものである」との意見を述べられました。次に、團委員は、「現在日本とインドネシアとの間の国交は未回復であつて、その原因は賠償問題に関する。この協定が成立すれば、将来賠償問題が解決され、ついで国交回復に進むことになると思われる。そしてそれは誠に喜ばしいことであるので、その意味で本件の承認に賛成をする」との意見を述べられました。

かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、本件は承認すべきものとして、全会一致を以て決定された次第であります。

次に、議題となりました第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、第二次世界大戦と、これに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、デンマーク間の通信連絡は異常状態に置かれ、その結果として、右期間においては工業所有権関係の出願書類を相手国に郵送したり、又特許料、登録料等を相手国に送金納付することが極めて困難であり、又時によつては全く不可能であつたこともあり、更に連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、又は日本人が外国に出願することを禁止しておりました。これらの理由により、日本デンマーク間においては互いに相手国民の工業所有権を保護するための措置をとることができない状態にあつたのであります。ところが一昨年十月に至り、デンマーク政府から我がほうに對して、これら

の権利を相互的基礎に立つて救済するための協定を締結したい旨の申入れがあり、東京で交渉を行いましたところ、両国間の意見が完全一致いたしましたので、昨年十月二十一日に協定案に署名を行なつた次第であります。

この協定の内容は、第一に、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長について定め、第二に、消滅した工業所有権の回復並びに無効となつた特許出願又は登録出願の効力回復について規定してあるのであります。先に第十六回特別国会で御承認を得ました、我が国とドイツ連邦共和国及びスイス連邦との間の協定の内容と殆んど差違がないのであります。この協定の締結は、両国間の友好関係及び技術提携関係を増進させるのに役立つものと信ずる旨の説明でありました。

委員会は、二月八日以来、三回本件の審議を行いました。質疑の要点を御報告いたしますと、「日本とデンマークがそれ／＼相手国において有する工業所有権の登録数はどれくらいあるか」との質問に對しては、政府委員より、「デンマークが日本に持つている有効な工業所有権は全部で八十一件、その内訳は、特許四十一件、実用新案六、商標一件となつていて、このうち本協定によつて効力を回復すると思われるものは約二十件である。他方日本がデンマークに持つてゐる工業所有権については事情が判明していないので、目下先方に問合せ中であるが、殆んどないものと推定される」との答弁がありました。次に、「この協定附屬の交換公文は何を意味しているのか、又どんな必要があつて公文を交換したのか」との質問

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

に對して、「この交換公文中、我がほうよりの往翰には、この協定の規定が対日平和条約のいづれの規定の適用にも影響を与えない旨が示されているが、これは同条約第十六条の規定に関連したものである。即ち同第十六条は、日本国の捕虜であつた間に不当な苦難をこうむつた連合国軍隊の構成員に對する償いとして、戦争中、中立国であつた国にある日本国及びその国民の資産を赤十字国際委員会に引渡し、赤十字国際委員会はこれを被害者のために分配する旨を規定してあるのであるが、デンマークにある工業所有権がこの赤十字国際委員会に引渡すべき資産中に含まれるのかどうか必ずしも明らかではないために、この工業所有権の処理につき、平和条約署名国の中から、右第十六条の規定に基いて異議の申出があるかも知れない。そこでかかる場合を予想して、あらかじめ誤解を避けるために、日本が平和条約に忠実である旨を表明して、我がほうの立場を明らかにした次第である。他方デンマークよりの復翰は、同国は対日平和条約の署名国でないから、同平和条約はデンマークの何ら関知するところではない。従つて同国にある日本の工業所有権を平和条約の規定に従つて赤十字国際委員会に引渡すかどうかとの問題は、同国の関係するところではないとの趣旨を明らかにしたものであるという、そういう趣旨の答弁でありました。その他の詳細につきましては会議録により御承知頂きたいと思ひます。

委員会は三月十五日質疑を終了し、討論を経て、採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。



次に、議題となりました国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、この国際司法裁判所規程は、一九四五年十月二十四日に発効したものでありまして、現在当事国は六十二カ国に上つております。その内容は、国際司法裁判所の構成、任務、権限、適用法規、訴訟手続等を規定してあるものであります。国際連合憲章第九十三条によりますと、すべての国際連合加盟国は当然に国際司法裁判所規程の当事国となるのでありますが、同条2には、国際連合の加盟国でない国も、安全保障理事会の勧告に基いて総会が各場合に決定する条件で国際司法裁判所規程の当事国となることのできる旨の規定があるのであります。我が国は先に昭和二十七年六月二十三日に国際連合への加盟申請をいたしましたのでありますが、安全保障理事会で否決されたため、加盟は実現しないまま今日に至りました。併し政府は国際紛争を平和的に解決する見地から、右国連憲章第九十三条2の規定に従い、国際司法裁判所規程のみの当事国となる方針をとり、昨年十月二十四日国連事務総長に我が国が国際司法裁判所の当事国となるための条件を承知したい旨を申入れました。これに対し国連総会は直ちにこれを安全保障理事会に回付して後、同理事会の勧告に基き、同年十二月九日、五十一対零、棄権五、欠席四にてその条件を可決し、同月十四日、国連事務総長より我が国へ正式に右条件に関する総会の決議を

通告して参りました。その内容は、一、国際司法裁判所規程を受諾すること。二、国連憲章第九十四条に基く国連加盟国のすべての義務を受諾すること。三、裁判所の費用を分担すること。以上の三つでありまして、これらは先にスイス及びリヒテンシュタインがこの規程の当事国となつた場合の条件と同様で妥当なものと考えられる次第であります。我が国はこの条件に対する受諾書を国連事務総長に寄託することにより、国際司法裁判所の規程の当事国となることのできるのでありまして、かくして我が国は今後諸外国との国際紛争をこの規程の定むるところに従つて国際司法裁判所に付託することより、これを平和的に解決する道が開かれることになるのであります。よつて本件につき国会の御承認を得たいとの政府の説明でありました。

委員会は二月二十二日以降三回に亘り本件の審議を行いました。質疑におきましては、「国際紛争が外交手段で解決し得なかつた場合に、国際仲裁裁判や国際司法裁判に付することは現実問題としては十分に慎重にやる必要があり、軽々に決すべき問題ではないと思ふが、外務当局の考えはどうか」との質問に對しまして、「アラフラ海の真珠貝採取の問題は長い間の交渉の末、濠洲との間に国際司法裁判所に提訴する話合いができたのであるが、国際司法裁判所に参加したからといって今後も軽々しく問題をこれに持込むというわけではない、十分慎重を期するつもりである」との答弁がありました。

委員会は三月十五日質疑を了し討論を経て採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であ

ります。

最後に議題となりました、外務省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、本案は、第一条外務省設置法の一部改正、第二条在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正、第三条特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び第四条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正の四点に分れております。

第一条の要旨は国際連合日本政府代表部の設置及び名譽総領事館並びに名譽領事館に関する規定の改正の二点であります。政府は、昭和二十七年六月国際連合に對し正式に加盟申請をいたしましたのが、遺憾ながら加盟は実現しないで今日に至つております。併し我が国は同年十月オブザーヴァーの地位を認められて以来、国連の各種会議に出席すると共に諸種の事業に積極的に参加し、かくて我が国の国連における地位は事実上逐次確立されつつあるのであります。政府といたしましては一昨年十月以来在米大使館から所要の人員をニューヨークに駐在せしめ、対国連関係事務の処理に当らしめて来たのであります。我が国の対国連関係事務がますます増大し、且つ我が国が外交上その重要性も加わつて参りましたので、在外公館の一つとして国際連合日本政府代表部をニューヨークに設置し、その長を特命全權大使とすることとした次第であります。

次に名譽領事制度につきましては、政府は平和条約発効後大、公

使館及び領事館の設置に主眼を置いて参りましたため、未だこの制度を活用するに至つておりませんが、漸次名譽総領事及び名譽領事任命の必要も増して来たので、昭和二十九年年度から必要な個所に適當な人を名譽総領事及び名譽領事として任命したい所存であります。

現行外務省設置法によりますと、名譽総領事館及び名譽領事館は在外公館の一つとして法律を以て設置し、然る後に名譽総領事並びに名譽領事を任命する建前としておるのであります。が、その身分、職務等の性質上から見ると名譽総領事館及び名譽領事館を在外公館として規定することは必ずしも必要でなく、且つ同制度の運用上甚だ不便であります。そこで今般の改正の趣旨は名譽領事制度の實態に即してその運用を簡便ならしめるため、これを在外公館として法律を以て設置することなくして、名譽総領事及び名譽領事を任命し得るようになるのであります。

次に第二条は在外公館十二館の設置及びエジプト公使館の大使館への昇格を要旨としております。政府は平和条約発効後我が国外交施策の実施に必要な個所に在外公館を設置して参りましたところ、本年一月末現在開設済みのものは大使館十八、公使館二十一、総領事館十六、領事館十、在外事務所一館、合計六十六館でありまして、このうち九館は兼轄公館となつております。政府といたしましては、特に我が国の経済外交推進の見地から昭和二十九年年度における新設公館につき慎重検討を加えました結果、在ホンジュラス、エル・サルヴァドル、コロンビア、アフガニスタン、イラク、シリア及

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を  
求めるの件



日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を  
求めるの件

七九〇

びレバノンの七公使館並びに在シドニー及びハンブルグの二総領事館のほか、在トロント、メダン、レオポルドヴィルの三領事館、合計十二館を設置し、又在エジプト公使館を大使館に昇格することに決定いたしました。なお右新設予定の十二館のうち、在ホンジュラス及びエル・サルヴァドル各公使館は在メキシコ大使館に、又在アフガニスタン公使館は在イラン公使館にそれぞれ兼轄させるものであります。

第三に、本案第三条は大使及び公使の給与に関するものでありまして、その俸給月額現行法律では一号から三号までおの／＼三段階に分れておりますが、政府といたしましては、官民双方から新進気鋭の士を抜擢し大使又は公使に任命しやすくするため、現行一号俸の下にそれ／＼新たに低い号俸を設けようとするものであります。

第四に、本案第四条は、本案第一条の国際連合日本政府代表部の設置、第二条の在外公館十二館の設置及びエジプト公使館の大使館への昇格に伴いまして、これらの在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の額を定める必要がありますので、これに従つて当該法律の一部を改正せんとするものであります。これらの在勤俸の額は既設の在外公館分について算定いたしましたのと全く同じ方法に基づき算定いたしましたものであります。

なお本案附則において本案の施行期日を四月一日といたしてありますが、在コロンビア、アフガニスタン及びイラク各公使館に関する部分につきましては、国交回復後政令で定める日から施行するよ

う措置いたしました。

以上が政府の説明でありました。

委員会は三月八日以来三回に亘り本件の審議を行いました。次に質疑の主なるものを御報告いたしますと、第一に「名譽領事制度は、従来十分に活用されていなかったのではないか。実費弁償の程度にとどまらず、もつと経費を殖やし、その機能を發揮させる考えはないか」との質問に対し、「名譽領事に関する来年度予算に計上された額は三百七十万円であつて、従来とも名譽領事には謝礼金を出す程度で給料は支給していませんが、その多くが土地の資産家や名望家である点を考慮する必要はある。結局、人の問題であるが、その活用には十分努力する」との答弁でありました。第二に、「在外公館はこれだけでは足りないのではないか。外交陣営をもつと拡充する必要はないか。又、その配置は従来ヨーロッパ中心主義のごとく感じられていたが、現在の情勢から見ると、米、国、アジア諸国をも重点的に考えるべきではないか」との質問に対し、「戦後、外交陣容は著しく縮減された。在外公館二十三の増設を希望したが、予算の関係で、来年度は予算を必要としない兼轄の二館を除けば十館の増設が認められた。米国内に増加することは差当つて考えていないが、中近東、東南アジア、南米等は順次増加して行きたいと考えている」との答弁がありました。第三に「国交未回復のアフガニスタン、イラクとの関係、韓国との関係並びに今後の見通しはどうか」との質問に対し、「韓国に対しては、相互主義の立場から、しばしば公館の設置を要望しており、日韓会談後もこれを申入れたが、先

方からは現在日本の代表部を設置することは適当でないとの回答があつた。先方は日本人の入国を嚴重に制限しておる実情であり、現在のところ公館設置の見込みはつかない状況である。アフガニスタンは第二次大戦中は中立国であつたが、国交は断絶して、未だその回復を見ない。併しインドを通じて話しを進めているので、遠からず外交使節を交換することになつておる。イラクについてはエジプトを通じて話しを進めておるが、戦前における貿易上の支払決済について対日請求権の問題があつて、同国はこれを国交回復の条件としておるが、遠からず公使を交換することになると思う」との答弁がありました。第四に「エジプト公使館の大使館に昇格せしめた理由は何か」という質問に対し「エジプトはアラブ諸国中の最大の国であり、我が国との貿易関係から言つても重要であり、現に約二十カ国がエジプトと大使を交換しておる。先方も日本との大使交換を希望しておるので、大使館に昇格することにした」との答弁がありました。その他、経済外交促進のための民間人の任用とその活用、外務省とその他関係各省との人事の交流等につき活発なる質疑が行われました。

委員会は三月十五日質疑を了し、引続き討論に入りましたところ、加藤委員は、「在外公館の使命は重要であり、日本のあり方を率直に代表する必要がある。自分の外国旅行中に得た印象によれば、在外公館中には往々にして以前の日本帝国を背負つておるがごとき代表ぶりをしておるものがあるように感ぜられたことがある。よく新憲法下の日本の代表である建前を再認識して活動することを望

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

七九一

む」との意見を述べて本案に賛成されました。かくて討論を終り、引続いて採決を行いましたところ、本案は全会一致を以て可決されたと次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

(昭和二九、五、一四国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(四月十日)

(万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書(昭和二九一条一)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(四月三十日)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和二九一条一)の委員長報告を一括して掲載)

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

七九一



けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

七九二

### 三、参議院外務委員長報告(五月十四日)

○佐藤尚武君 只今議題となりましたけしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この議定書は国際連合主催の下に昨年五月からニューヨークで開催せられましたあへん会議において作成せられ、三十六カ国によつて署名せられたものでありまして、我が国もその審議に参加し、昨年六月二十三日これに署名いたしました次第であります。

本議定書は、従来の麻薬に関する諸条約を更に推進し、麻薬の害毒を一層強力に防衛することを目的としておりまして、各締約国が、一、けしの栽培及びあへんの生産、使用、取引等を取締るための機関を設立すること。二、あへんの在庫量を制限すること。三、特定の締約国で生産されるあへん以外のあへんの輸出入を禁止すること。並びに、四、あへんの使用及び輸出入の目的を医学上及び化学上の需要に限定すること等を主な内容とし、二十五カ国が批准又は加入したのち三十日目に効力を生ずることになつてゐる旨の説明がありました。

質疑におきましては、日本は曾つて、殊に戦時中は麻薬の取締について、とかく国際間に信用がなく、しばしば諸外国から問題にされてきたのであるが、現在は反対に密輸のために被害を受ける立場

に置かれている。「現在我が国におけるけしの栽培並びに麻薬の密輸入及び取締の現状はどうなつてゐるか」という質問に対し、「国内におけるけしの栽培はその八、九割が和歌山県と大阪府で行われており、国内での麻薬の密造は大したことはなく、いずれも落ちな

く十分に取締つてゐるが、問題は密輸入である。終戦後密輸事犯は激増し、例えば昨年検査数は千三十件、千四百六十二名に上り、うち日本人は八百三十八名で、朝鮮人、中国人がこれに次ぎ、密輸品の大部分はヘロインである。密輸ルートは朝鮮、大陸、南方の三つの方面からであつて、このうち大陸から香港経由で外国汽船と航空機によつて持込まれるものがその大部分を占めてゐる。日本での荷揚地は時により移動してゐて、一昨年は密輸品の六、七割が阪神地区に、昨年は六、七割が京浜地区に持込まれることになつた。密輸の数量は正確には掴み得ないが、国内に在る麻薬中毒患者の数は、最小限三万人と推定され、各自一日の使用量を〇・二グラムとし、又ヘロインの密売値段を一グラム平均五千元とみれば一年間の密輸量は二千九百九十キロ、価格にして実に百九億五千万円に上ると推定され、又香港経由で行われる密輸の根源地がどこであるかは確かめ得ない。国際間の麻薬密輸状況に関する情報は、国連麻薬委員会から入手してゐるが、これを確認するまでには至つてゐない。併し本議定書第十二条の規定によれば、密輸に対し、根源地の国に対し間接的に圧力を加えることが可能なわけである」との答弁がありました。

委員会は五月十日、質疑を終了し、討論を経て採決を行いました

ところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次に議題となりました通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、本件協定成立までの経緯とその内容は、おおむね、次の通りであります。

戦前、日加両国間の通商関係は、カナダが大正二年五月に加入した旧日英通商航海条約によつて規律されておりましたが、同条約は昭和十七年七月失効いたしました結果、両国間の通商関係は無条約状態となり、このため我が国よりカナダに輸出する産品には、同国の最高税率である一般関税税率が適用されることとなり、戦後の対加貿易は甚だしく阻害され、例えば一九五三年のごときは我が方よりの輸出千五百万ドルに対し、輸入一億四百万ドル、差引八千九百万ドルの入超という著しい片貿易となつております。よつて政府は相互に最惠国税率を与える協定を締結するために、昭和二十七年十一月以来カナダ政府との間に折衝を重ねました末、今般この協定について両国の合意が成立し、去る三月三十一日オタワにおいて署名を行なつた次第であります。

この協定の成立によつて、わが国の産品はカナダにおいてガット税率による最惠国税率を適用されることになりままするので、今後我が国の対加貿易は大幅に増大することが期待できるとのことであり

ます。なお昨年十月我が国のガット仮加入に際し、カナダは他の英

七九三

連邦諸国と異なり、積極的に我が立場を支持する態度に出たのであります。この協定の交渉も同国の理解ある態度によつて順調に進められることになりました。

次に本協定の内容としては、一、両国が相互に関税に関する最惠国待遇を与えること。二、為替及び貿易制限に関し、原則として無差別待遇を与える一方、国際取支擁護のため必要な差別的制限を行

い得ることを骨子とするものでありまして、批准書交換の日に効力を生じ、一年間有効と定められております。

なお本協定には、三つの附屬の交換公文がありますが、その交換公文におきましては、一、沖繩に対して与えられてゐる利益については、この協定の最惠国待遇の規定が適用されないこと。二、カナダにおいて国内産業に重大な損害を与える産品の輸入に対し、その損害を防止するために必要な関税評価を行ひ得ること。三、我が国において小麦、大麦、木材、パルプ等の九品目について、原則として無差別待遇を与える旨を述べております。以上が政府の説明でありました。

委員会は四月三十日以降五回に亘つて本件の審議を行いました。次に質疑の主なるものを挙げますれば、「協定有効期間の短い理由。日加貿易が片貿易である原因と今後の見通し。交換公文の趣意如何。又第二、第三の交換公文が片手落ちではないか」等の質問に対しましては、「我が方は恒久的通商条約の締結を希望したが、先方は一般的通商条約については、英連邦諸国の間では、日本と恒久的のものをつなぐに十分な申合せがあり、他方ガットの今後の成行と

けし栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件



けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めめるの件

も脱み合せて考える必要があるもので、今回は先ず急を要する貿易だけについて取極めたいとの意向でありましたので、我が方もこれに応じ、暫定的な意味でこの関税協定ができたわけである。対加貿易が著しく片貿易となつてゐるのは、我が国において絶対的に必要とする小麦、大麦の輸入が総輸入額の約七割を占めてゐるからであり、これに対し我が国からの輸出品はみかん、茶その他概して細かい雑貨類などであるから貿易のバランスは容易に望み得ない。併し本協定によつて我が輸出品に対する適用税率が著しく引下げられる結果、今後我が国の輸出が年額千万ドル見当の増加を見ることは困難でないと思われる。次に、沖繩に関する交換公文は、日米友好通商航海条約の附属議定書第十四項(b)の規定と同様の趣旨に則つたものであり、又タイ国などとの民間航空協定の附属交換公文の精神とも相通するものである。又第二の交換公文は、他国のダンピングを防止するために設けたカナダ関税法の規定の趣旨を明らかにしたものであつて、カナダは各国に対するガット税率の適用に際しても同様の留保を行なつてゐる。この関税法の規定は交換公文がなくてもカナダとしては自由に発動し得る性質のものであるが、我が国に対してこれを発動する場合にこれが濫用されることのないように意を用い、早目に日本側に通告するとか、日本に協議の機会を与えるとかを条件とすることを約束してゐるわけである。今日までの貿易状況では、この規定が発動される虞はない。将来これが問題となり得る場合といへば、カナダの紡績業者が本協定に反対してゐる現状に鑑みて、綿製品中、高級でない物の対加輸出が急激に増加する場合くらいのものであらう。第三の交換公文は、カナダの輸入制限を行

なつていないのに対し、日本が輸入制限を行なつてゐる事情を考慮し、日本はカナダからの輸入品中九品目に対して差別的待遇をしないといふだけの趣旨であつて、何ら片手落ちではなく日本はこれらの物をどこの国からでも自由に輸入し得ることには変りはない」との答弁がありました。

委員会は五月十一日、質疑を終了し、引続き討論に入りましたところ、曾根委員は「本件協定に賛成する。この協定により対加貿易の障害が一応除去されることになるので歓迎する。ただ政府に対して、対加輸出の増進に倍旧の努力を払う一方、輸入品についてはアジアその他の地域からも輸入するように市場の転換を図ること。二、これを切つかけとして全般的通商条約の締結に進むこと。三、英連邦の特恵関税の制度は現状では認めざるを得ないが、抜本的には容認したいから、これが是正に今後とも絶大の努力を払われんことを要望する」旨を述べられました。

次に佐多委員は「この協定は関税の最惠国待遇、為替及び貿易制限の無差別待遇を骨子として片貿易の是正を主目的としてゐるもので、これに賛成する。ただ、片貿易は正についての政府の努力にはまだ欠けるところがある。輸出については各品目別に詳細にその振興策を立て、輸入についても中国市場等への転換を図らんことを切望する」と述べられ、次に高良委員は「この協定を今後正式に通商条約に発展せしめること、隣邦たるカナダとは一層貿易、文化の交流を図らんことを希望して賛成」され、次に團委員は「この協定の成立は日本の経済発展上大きな効果がある。英連邦との調整上い

い例を開いたものであり、又これにより米大陸との貿易関係も緊密になる。ただ、日本が余りにカナダに力を集中する結果、先方に脅威を感じしめるがごときことのないよう公正な態度を持し、又粗悪品を出すことなく、信用を高め、以て健全な貿易の発展に努められたい」との希望を附して本件に賛成せられました。最後に鶴見委員は「賛成である。ただ一つ、希望としてカナダの英連邦内における比重が年々増加しつつある事実と、カナダの米国に対する比重の非常に大きいことを十分に認識して施策すべきであることを附言しておきたい」と述べられました。

以上を以て討論を了し、次いで採決を行いましたところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

### ◎日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

(昭和二九、五、一七国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(四月十四日)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭二九一条一)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(四月三十日)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭二九一条一)の委員長報告を一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭二九一条一)の委員長報告を一括して掲載)

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めめるの件



所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

七九六

### ◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

(昭和二九、五、二二国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(四月二十六日)

○岡崎国務大臣 たいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件並びに遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

日米両国間の経済上、文化上の関係は、戦後著しく密接となりましたが、昨年の秋、日米友好通商航海条約が発効いたしました以来、日米両国人の交渉がいよ／＼しげくなり、両国の領域にわたる財産の所有または移転もますます多くなつて来ているのであります。さらに、わが国といたしましては、外資導入による国内生産力の向上、輸出入貿易の促進等国家的見地から日米経済関係の緊密化に期待するところが大きいのであります。

この際、日米両国の税法が異なつておりますためにそれをそのままに適用いたしますと、両国間に二重課税の事実が生じ、また脱税の可能性が存することとなり、両国間の円滑な経済及び通商の關係に對して大きな支障となりますので、政府は、かねてから合衆国政府と交渉いたしました結果、今回所得税關係と相続税關係との二重課税の租税条約を合衆国駐在井口大使と合衆国代表との間で署名するに至りましたわけであります。

これらの条約が効力を生じますと、両国間における二重課税及び脱税の問題は、有効適切に処理されることとなり、日米両国の國民は、今後安心してその経済上、文化上の活動に従事できるのみならず、日米両国の経済協力も一層円滑に行われるようになることを信じて疑いません。

よつて、ここにこれらの条約の批准について御承認を求めめる次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関するスウェーデンとの間の協定について国会の承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

第二次世界大戦とこれに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、スウェーデン間の通信連絡が異常状態に置かれ、その結果として、右期間におきましては、工業所有権關係の出願書類を相手国に郵送したり、または特許料、登録料等を相手国に送金納付することがきわめて困難であり、またときによつてはまったく不能の二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件、遺産、相続及び贈与に對する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件、並びに外務省關係法律の整理に関する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税並びに相続税等に関する二条約につき御説明申し上げます。

日米友好通商航海条約第十一条においては、両国の國民が相手国において内国課税に関する内國民待遇及び最惠國待遇を与えられることを規定し、かつ両国間における二重課税を回避するための原則的規定を設けておりますが、これを実施するためには、租税体系を異にする両国間においてこれを調整し、適正な税負担をはかるとともに、脱税を防止するための詳細な租税協定を締結する必要があると見ます。よつて、通商条約交渉と並行して、昭和二十六年から日米両国の税務専門家が基礎的研究を行つた結果、所得に對する租税に関するものと、遺産、相続及び贈与に對する租税に関するものと二重課税の回避及び脱税防止のための専門家草案が作成されました。両国政府はこれらの草案を基礎として正式に交渉を行つて、去る四月十六日ワシントンで両国代表の間に両条約の署名が行われました。

○野田卯一君 たいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

七九七

可能であつたこともありまして。さらに連合国の占領政策は、一時日本政府が外国人の出願を受理したり、または日本人が外国に出願することを禁止いたしておりました。これらの理由により、日本とスウェーデン間においては、互いに相手國民の工業所有権を保護するための措置をとることができなかつた状態にありました。

そこでスウェーデン政府は一昨年四月にこれらの権利を相互的な基礎に立つて救済するための協定を締結したい旨の申入れを行い、東京において交渉を行つて参りましたところ、両国間に意見が完全に一致しましたので去る三月三十一日に協定に署名をいたしました。

この協定は、工業所有権の特許または登録のための優先期間の延長、並びに消滅した工業所有権の回復または更新及び無効となつた特許出願または登録出願の効力回復を内容としたしており、第十六臨時国会において御承認を受けましたドイツ連邦共和国との間の協定及びスイス連邦との間の協定並びに今国会において御承認を受けましたデンマークとの間の協定と内容においてほとんど差異がなく、この協定の締結は両国間の友好關係及び技術提携關係を増進させるに役立つものと信じております。

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月十八日)

○野田卯一君 たいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

その内容は、所得に関するものは、前文、本文二十箇条及び本文からなつており、遺産、相続及び贈与に関するものは、前文、本文







昭和二十九年一般会計予算、昭和二十九年特別会計予算及び昭和二十九年政府関係機関予

算 八〇〇

(一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(五月八日)

(万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書(昭二九一条一)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎昭和二十九年一般会計予算、昭和二十九年特別会計予算及び昭和二十九年政府関係機関予算

一、提案理由(二月一日)

○小笠原国務大臣 昭和二十九年予算の編成に関する基本方針並びに予算の大綱につきましては、過日本会議において説明いたしました。予算委員会の御審議をお願いいたすに付きまして、あらためてその内容を御説明申し上げます。

まず歳出について申し上げますと、第一に、防衛支出金五百八十四億円、保安庁経費七百八十八億円、平和回復善後処理費百五十億円、連合国財産補償費二十六億円を計上いたしました。

防衛支出金は、行政協定によりまして日本側において負担すべきものとされました米軍の駐留に関連して支出を必要とする経費でありまして、二十八年度に比し、総額において三十五億円を減少しております。この経費の内訳は、米軍の役務及び需品の調達に充てる

ため、米軍に対する交付金五百三十二億円、米軍の使用する施設及び区域の提供に必要な経費その他として五十二億円であります。保安庁につきましては、保安隊を陸上自衛隊(仮称)に改編し、制服職員及び一般職員の定員をそれ〳〵二万人及び八千七百人増加し、警備隊を海上自衛隊(仮称)に改編し、保有船腹量増加に伴い、制服職員及び一般職員の定員をそれ〳〵五千四百八十五人及び二百十九人増加し、このほか航空自衛隊(仮称)を新設し、定員を制服職員六千二百八十七人、一般職員四百七十八人とすることいたしました。経費の増加は給与改善のほか、人員の増加、施設装備の整備強化をはかるためであります。

以上防衛支出金と保安庁経費との合計千三百七十三億円は、二十八年度のこれらの経費千二百三十三億円に比し、約百四十億円の増加となっております。

平和回復善後処理費百五十億円は、旧連合国に対する賠償の支払い、その他対外債務の処理等平和条約の発効に関連して処理を必要とする経費、及び平和回復の結果として必要を生ずる諸般の経費等に充てることを予定いたしております。

連合国財産補償費は、二十六億円を計上いたしましたが、これに二十八年度以前の繰越額を合せますと、百億円の支出を行い得ることになっております。

第二に、経済力の充実発展のための措置として、まず財政投融资の面におきまして、全体としては、金融引締めによる民間投資の抑制と相まつて、財政投融资の削減を行うこととしたのであります。

すが、電源開発、中小企業等については特に配意を加えております。財政投融资計画については、一般会計、資金運用部資金、簡保資金、産業投資特別会計並びに公募公社債及び地方債による資金を合せまして、総額二千八百五億円の投融资をいたすこととし、二十八年度に比し、五百八十四億円を削減いたしました。

公共事業費及び食糧増産対策費につきましては、予算が年々増加するとともに、総花的傾向のうらみなしとしなかつたのであります。

が、二十九年におきましては、治山治水対策、道路事業、土地改良等に重点を置いて計上し、この際新規計画は一切認めず、さらに一部既定計画の休止を断行するほか、零細補助金についてもこれを大幅に整理し、本年度に比し、総額において百四十一億円を削減し、一千六百九億円を計上いたしました。

この内訳を申し上げますと、治山治水対策費としては四百三十一億円を計上し、本年度に比し、三十三億円の増加となっております。災害復旧費は五百三十三億円を計上し、本年度に比し、百四十三億円を減少となっております。また食糧増産対策費として三百六十三億円を計上し、本年度に比し、五億円を増加しており、道路港湾等事業費として二百八十一億円を計上し、本年度に比し、三億円の増加となっております。

第三に民生安定のための経費であります。国民生活の現状について見ますと、今日衣食についてはおおむねその充足を見ているのであります。住宅事情はいまだ十分ではないので、二十九年においては、住宅対策として約十万户の建設を目標とし、公営住宅の

建設等に百三十四億円を計上し、住宅金融公庫及び勤労者住宅に対する投融资百八十億円と相まつて、本年度に引続き住宅対策の推進をはかることとしたしております。

緊縮財政に伴う社会的摩擦に対処するため、二十九年においては、特に社会福祉関係経費については意を用い、生活保護費として二百八十二億円、児童保護費として五十六億円、国民健康保険等社会保険の充実のために九十八億円、結核対策費として百三十三億円、失業対策費として二百五億円、合計七百七十四億円を計上し、本年度に比し、三十八億円を増額いたしました次第であります。

なお旧軍人遺族等の恩給については、制度の平年化に伴う増額等により、百八十八億円を増加し、六百三十八億円を計上いたしましたほか、遺族等援護費、留守家族援護費についても所要の経費を計上いたしております。

第四に文教の振興のための経費であります。まず教職員の給与費の実支出額の半額を国庫において負担することとし、義務教育費国庫負担金として七百億円を計上いたしました。

文教施設については、その整備に努めることとし、公立文教施設については、義務教育年限延長に伴う中学校一般校舎の建築に重点を置き、その基準の引上げをはかりましたが、その他危険校舎の改築、戦災復旧を行うこととして所要の経費を計上いたしました。

その他育英事業費、科学振興費等も増額し、文教の振興をはかつております。

第五に警察につきましては、わが国の実情に即して警察制度を改

算 八〇一



算 革するため、本年七月より国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して都道府県警察を置き、これに伴い定員を三万人減ずるとともに、負担区分を調整いたしましたので、本年度に比し六十二億円の減少となりました。

なお今回の警察制度改正に伴う中央、地方を通ずる財政負担は、平年度約八十三億円の軽減と相なるのであります。

第六に地方財政につきましては、中央、地方を通ずる財政の調整をはかり、地方財政の健全化に資するため、入場税を国税に移管し、タバコ消費税を創設するとともに、地方財政平衡交付金制度を廃止し、新たに地方交付税交付金一千二百六十六億円及び地方譲与税譲与金七十九億円を計上いたしました。右の交付税交付金及び譲与税譲与金と義務教育費国庫負担金を合せますと、本年度の地方財政平衡交付金及び義務教育費国庫負担金の合計額に比し、二十五億円の増額となりますのであります。なお別に財政資金による地方債引受のわくを八百九十億円とし、本年度より百八億円圧縮いたしましたわけでありす。

次に歳入について申し上げます。二十九年度の一般会計歳入総額は九千九百九十五億円でありすが、その内訳は、租税及び印紙収入七千七百十八億円、専売納付金千三百四億円、官業益金及び官業収入百三十二億円、政府資産整理収入八十四億円、雑収入三百五十四億円、前年度剰余金受入れ四百三億円となつております。

租税及び印紙収入及びその他歳入につきましては、最近の収入状況及び二十九年度における緊縮財政に伴う物価の低落その他の諸般

の経済事情の推移等を勘案して、堅実な見積りをいたしました次第であります。

なお過去数回にわたる減税にもかかわらず、国民負担はなお過重であり、さらに租税負担の軽減をはかることが望ましいのであります。が、現下の財政及び経済の情勢にかんがみ、特に低額所得者の負担が過重となつていゝ不合理な現状を是正するため、税制につき若干の調整を加えることが必要であると考えられますので、所得税につき基礎控除及び扶養控除の引上げを行うことといたしました。これとともに奢侈的消費の抑制をはかるため、奢侈品、高級品に対する課税を中心とする間接税の新設、増徴を行うこととしたほか、資本蓄積の促進等のため所要の税制改正を行うことといたしました。これらの税制の調整に伴う減税額三百二十一億円及び増徴額二百七十六億円を織り込んだ租税及び印紙収入は、さきに申し述べました通り七千七百十八億円となり、本年度に比し、百五十一億円の増加となるのであります。

日本専売公社納付金につきましては、最近の販売実績を勘案し、ピース五円の値上げを見込み算定いたしますと、本年度に比し、八十八億円の増加となりますが、地方制度改正に伴う、タバコ消費税の創設により、二百九十一億円の新たな支出を生じますので、二十九年度の国庫納付金は千三百一億円となり、本年度に比し、二百四億円の減少となつた次第であります。

なお一般の税制の調整の詳細につきましては、政府委員をして説明いたします。

以上一般会計歳出及び歳入について申し述べましたが、次に特別会計及び政府関係機関について申し上げますと、まず特別会計につきましては、米国対日援助物資等処理及び緊要物資輸入基金の二特別会計が二十八年度末をもって廃止され、一方新たに二十九年度から交付税及び譲与税配付金特別会計が新設されますので、特別会計の数は二十九年度末において三十二となるわけでありす。

次に政府関係機関予算は、日本専売公社外八機関に関するものでありまして、さきに申し述べました財政投融资の方針によつて、それぞれその予算を編成いたしております。

以上をもつて昭和二十九年予算について、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議をいただきたいと存じます。

## 二、衆議院予算委員長報告(三月四日)

○倉石忠雄君 たいま議長より報告を求められました昭和二十九年一般会計予算、同特別会計予算及び政府関係機関予算につき、その内容及び予算委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本予算案は、二月一日より審議を開始いたしました以来、一箇月余り熱心に質疑応答が行われ、三月三日討論採決に至つた次第であります。以下、その概要につき御報告申し上げます。

まず明年度予算案の特徴とせられる点につき申し上げます。なれば、何と申ししても、国費の節約、財政規模の圧縮をはかつてい

る点であります。すなわち、この数年来膨脹の一端をたどつて参りました予算に対し根本的に検討を加え、財政の規模を圧縮し、緊縮予算を編成いたしたのであります。これがため、政府は、従来至難といわれた行政整理をあえて断行いたし、不要不急の経費の節約または削減を行うとともに、他方においては奢侈的消費を抑えるため税制の改正にも留意いたしましたこととあります。

顧みますれば、終戦後のわが国経済は、極端な物資の欠乏から激烈なインフレーションの奔流の中にあえぎ、国民経済の破局は必至であると思はれておつたのであります。しかるに、ドッジ・ライン以来、財政の緊縮がはかられ、また海外貿易も漸次回復に向いたため、その先行きを案じられておりましたインフレーションも、その進展をようやくにして阻止されるに至つたのであります。しかるに、情勢はさらに変化をいたしました。朝鮮動乱の勃発により巨額の特需が起り、また輸出貿易も増進を見、従つて国際収支も著しく順調に進展いたして参つたのであります。その反面、生活水準の上昇となり、いわゆる消費景気を招来いたし、再び物価をして騰勢に向わしめたのであります。かかる情勢に加うるに、さらにまれに見る風水害と冷害、凍霜害等が相次いで発見いたしました。ために巨額の補正予算を組まざるを得なくなつたことは、諸君すでに御承知の通りであります。しかるに、政府は、あくまで健全財政主義を堅持いたし、公債の発行等を極力避けましたので、ここに国庫資金はほとんど余裕をなくし、財政政策上弾力性の乏しいものとなつて参つた次第であります。これらの諸事情は、わが国物価の騰勢



に拍車をかける作用をなし、国際物価と比較いたしましたして二、三割の割高となり、ために海外への輸出貿易は極端に困難を加えて参つたことも御承知の通りであります。このような情勢のうちに、朝鮮休戦協定の成立は特需依存を不可能ならしめ、手持ち外貨の激減は避くべからざる情勢となつて参りました。国民経済の前途きわめて深憂にたえないものがあるに至つた次第であります。御承知のごとく、世界各国とも競つて産業の合理化、物価の引下げを行い、もつて輸出貿易の増進に努力いたしておるのであります。従つて、わが国においても、この情勢に対応いたし、外は貿易の伸張、国際收支の改善に努めるとともに、内は国民生活の安定のために積極的措置を講ずることが絶対に要請される次第であります。それには、まず何よりも物価の引下げ、消費の抑制に力をいたすことが肝要であることは、あらためて申し上げるまでもないことであるが、その前提として、まず国家及び地方の財政規模の圧縮、金融の引締め等が断行されなければならないのであります。

今回政府の提出にかかる昭和二十九年予算案は、以上のような一般的条件のもとに編成されたものであります。

さて、明年度一般会計予算総額は、歳出入とも九千九百九十五億円でありまして、これを本年度すなわち昭和二十八年度に比較いたしまするに二百七十六億円の減少となります。昭和二十九年の国民所得推計は五兆九千八百億円でありまして、総予算額はその一割六分七厘に相当いたすのであります。明年度予算を一兆円以内に押えなければならぬということ、経済界はもとより、政界にお

きましては、党派を超越した強い要望でありましただけに、九千九百九十五億円の予算を組むにあたりましては、政府の苦心並々でなかつたことが察せられるのであります。このようにして、各経費ともおおむね前年度に比し減額となつてゐることは当然であります。減額のおもなるものは、公共事業及び食糧増産関係の経費百四十一億円、国民金融公庫その他への出資及び投資の二百二十八億円、警察経費の六十二億円、平衡交付金の全額千三百七十七億円、輸入食糧価格調整補給金の二百十億円等であります。右のうち平衡交付金の減は、新たに地方交付税交付金、地方譲与税譲与金の合計一千二百九十五億円が計上されておることや、タバコ消費税を創設したこと等により、地方財政へのさほど重大な影響はないものと存ぜられるのであります。

次に、歳出中増加いたしましたものを申し上げますならば、大体次のごとくであります。

第一は、防衛費の増百三十九億円であります。自衛力の漸増という政府の根本方針に沿ひ、保安隊の増強をはかるため、保安庁経費は百七十四億円増額となりましたが、反面防衛支出金において三十五億円の減少をいたしておることを見のがし得ない点であります。

第二は、文教関係の経費の増九十七億円であります。その内容といたしましては、文教施設費において十二億円の減少を計上いたしておりますが、一方盲英事業費、義務教育費国庫負担金において百十億円を増加いたしておりますので、差引前述の金額になる次第であります。

第三には、社会保障諸経費の増加であります。すなわち、生活保護費十五億円、児童保護費四億円、社会保険費三億円、結核対策費六億円、失業保険費一千八百万円、計二十八億円の増加であります。

もしこれにその他の失業対策費の増加を加えまると三十八億円になります。さらに遺家族援護費、留守家族援護費、旧軍人遺族等恩給費及び文官恩給費等を加えまると二百二十億円の増加となるわけです。この意味の社会保障費の総額は一千六百億円となりまして、歳出総額の二割六分強に当る次第であります。

なお、民生安定のための住宅対策費は百三十四億円でありまして、本年度に比べて三億円ほど減少のごとくにも見えますけれども、減額の原因は、十三億円の公営住宅災害復旧費の全額が計上を見なかつたことによるものであります。従つて、公営住宅施設費のみについて言えば十二億円の増加となるものと申されるわけであり

ます。

歳出については大要以上の程度にとどめまして、さらに歳入について申し上げます。

歳入は、租税及び印紙収入の七千七百十八億円及び専売納付金の一千三百四億円をもつて大宗といたしまして、この二つで全歳入の九割を占めておりますこと従来と異なるところがございせん。ただ、租税及び印紙収入におきましては前年度に比しまして百五十一億円の増加であります。専売納付金におきましては二百三億円の減少となつてゐる点が注目されるのであります。この専売納付金の減少は、地方税たるタバコ消費税の創設により二百九十二億円の

昭和二十九年一般会計予算、昭和二十九年特別会計予算及び昭和二十九年政府関係機関予算

新たな支出が生ずるためのものであります。

歳入面で第二に注意すべき点は、従来租税払戻金はこれを税収内に包含させ、別に歳出面に同一額を計上いたしたものであります。が、二十九年からはこれを差引いたものをもつて租税及び印紙収入といたしておるのであります。

第三には、直接税の比重を軽くし間接税の比重を重くいたしておる点であります。すなわち、現行法による直接税の比率五五・五％間接税四二・二％に対し、明年度は、改正法に基き、直接税五三・七％、間接税四三・三％となつておるわけです。換言すれば、直接税は減収、間接税は増収を見込んでおるわけです。

第四には、中央と地方との収入の調整をはかつてゐる点であります。たとえば、新設の交付税及び譲与税配付金特別会計に入つた入場税の九〇％を地方に配付し、残り一〇％を国の一般会計の雑収入としたことや、タバコ消費税を創設したことなどはそれであり

ます。これがなければ、専売納付金はピースの値上げを見込み八十八億円の増加と相なつて参るわけです。

第五は、消費の抑制、勤労の尊重、最低生活の保障等、社会政策的考慮をいたしておる点であります。たとえば、高級酒及びビール等に対する酒税引上げ、奢侈品、高級品等に対する物品税の引上げ等を行つたことや、所得税につき基礎控除及び扶養控除を引上げたことなどはそれです。

第六には、資本蓄積の促進を考慮いたしておる点であります。すなわち、所得税において生命保険料控除の引上げ、預貯金利子の税



率引上げなど、また法人税に対する各種措置などにおいてこれを見ることが出来る次第であります。

以上、一般会計の歳出入につき御説明申し上げます。

次に、特別会計は、米国対日援助物資等処理及び緊急物資輸入基金の二つの特別会計が廃止されまして、新たに交付税及び譲与税配付金特別会計が設置されるため、二十九年年度末における特別会計の数は差引三十二となるわけでありませう。これら特別会計の予算総額は、歳入一兆六千九百四十四億円、歳出一兆六千八百八億円でありませう。これを本年度に比べますと、それ〴〵二千九十八億円、一千八百五十億円の増加であります。

最後に、政府関係機関予算について申し上げますならば、これら諸機関の収入支出予算は、収入八千七百五十四億円、支出七千三百五十四億円でありまして、前年度よりそれ〴〵六百九十二億円、八百七十五億円の増加であります。

以上のごとく、明年度予算案は政策の大きな変化を包蔵いたしておりますだけに、委員会における質疑は、主としてこの予算の性格、またその実施の結果が日本経済に及ぼす影響ともいふべき点に重点が置かれておるわけでありませう。

次に、それらのおもな点について申し上げますならば、第一に、この予算は世上デフレ予算と称されておるが、そう断定してさしつかえないか。この予算の執行により、はたして政府の期待するがごとく五分ないし一割の物価の引下げが可能であると信じてよいのか。また、原料の大部分を海外からの輸入に仰がなければならぬ

日本経済の基本的な条件ないしは産業構造から見て、物価を国際物価に近づけることは困難なものではないか。一時的あるいは部分的に投売りの形での価格下落はあつても、根本的なコストの引下げにはならないではないか。ことに、外貨の激減は輸入を阻止し、物価引下げの困難を予想させるものが多いではないか。

第二に、この予算は、ここ数年来政府が提案し來つた予算とはまったく異なつた基本方針に基いて作成され、しかもその変更が財政経済政策の基本を大転換させるような性質のものであり、日本経済力はこれにより重大な影響をこうむるものであると思ふが、それにしてはその出し方があまりに唐突のきらいがあり、国民をしてその前途に多大の危惧の念を抱かしむる懸念なしとしない、少くともこれに対応した経済産業の全般にわたる一定の計画をあらかじめ立て、これを国民の前に示し、その納得を得るだけの用意がなければならぬかつたのではないか。大体、この予算は外国の指示によつてつくられたものではないのか。さらに執行にあつては時期的に支払い計画を立てることが必要なのではないか。要するに、緊縮方針は緊縮方針なりに、計画性あるいは積極性を持たせなければならぬのではないか。

第三に、政府は、予算編成にあたり、いわゆる一兆円のわくにとられ過ぎ、自然その編成に無理があつたのではないか。たとえば、歳入面において租税の自然増収を全然見込んでいないことや、租税払戻金を差引いて計上してあることや、入場税の九割及びタバコ消費税を一般会計からはずして新設の地方交付税交付金及び譲

与税譲与金特別会計または地方への直接納付に移しているなどが指摘せらるべきであるし、さらに、歳出面においては、国民生活に直接至大の関連を有する重要経費に対しきわめて無理な削減を加へ、特に財政投融资の削減は産業活動の沈滞を必然的に招来するものとなりはしないか。しかも、一方防衛費を増額させていることは、この予算が再軍備予算の性格を持つものと言われてもしかたがあるまい。これらの点から見て、この予算は必ず近い将来に補正予算を組まざるを得なくなるであらう。

以上が質疑のおもな点でありませう。

これに対する政府側の答弁は、すなわち、緊縮予算は決して政府が国民の意思に反し国民に押しつけるものではなく、予算を一兆円のわくに納めよというものは、むしろ輿論の一致した要望であつたのである。いわんや、外国の示唆によつて急遽つくり上げたなどという性質のものでは断じてない。この予算のねらいは、日本の物価を引下げることによつて国際收支の均衡の回復を早めたいという点にあるのであつて、もちろん急激なる物価の下落によつてわが国経済に著しい打撃を与えないよう十分に注意する。従つて、明年度に実現しなければ翌年度、翌々年度と逐次所期の方向に進めたい。しこうして、物価引下げの用途は大体昭和二十七年の物価水準に持つて行くことにある。財政面だけでなく、金融その他の面においても十分効果のあるような施策をとり、もつてこの予算の意図するところのものを達成したいと思ふ。また、一兆円のわくに納めたことには別段無理があるとは思わぬ。財政投融资については、最近は過

剩投資の傾向が見られるので、財政投資を重点的に行いたい方針である。予算の実行にあつては十分慎重に行い、たとえば年度の初めに偏して支出を行うようなことは厳に戒めたい。また、予算のわくを拡張し財政規模を膨脹させるような補正予算は絶対に出す意思がない。防衛費が増加したのは、自衛力漸増という政府の根本方針から当然出て来る結果であり、その内容は保安庁経費の増加である。保安隊の増強は再軍備を意味するものでないことは、総理大臣初め政府が繰返し御説明申し上げたところであり、これをもつて再軍備予算という意味におとりになることは政府とまつたく見解を異にするところである。

予算の性格その他本質的問題に関しては、大要以上のような質疑応答がかわされました。

その他、租税、金融、貿易、特需、MSA援助、為替、農業、地方財政、中小企業等、予算と関係の深い幾多の重要経済問題も熱心に論議せられました。これを一々申し上げることは省略させていただきます。

審議の途中公聴会を開きまして、各方面の権威者により忌憚なき意見の開陳を求めました。また分科会を開き、細目にわたり熱心な質疑も行われた次第であります。これらも会議録に譲ることといたします。

かくて、質疑は昨日午前をもつて打切りになりました。午後、委員会におきまして、社会党両派より予算の編成がえを要求する動議が提出され、また自由、改進黨、日本自由の三党よりは共同修正案



が提出されました。三党を代表して改進黨稻葉修君より修正案の説明があり、社会党両派の組みかえ動議については別に御説明があるようございますから、この三党修正について簡単に御報告をいたしておきます。

この三党共同の修正は、まず九千九百九十五億円のわくを絶対にはずさないことを原則とし、金額の修正は九十億円として、そのうち五十億円は物件費の節約等によつて支出すべきも、当分の間政府は予備費よりこれを支出することを認め、さらにこの趣旨に沿つて一般会計歳出増加所要額五十億円の財源は、予備費を同額修正減少するも、政府は成立後その実行に際し物件費及び施設費等につき節約を行うこととし、その節約額は五十億円を用途とする。なお予算不足または予算外支出の必要が生じた場合は、できる限り節約額の使用によつて対処する。なお、国民金融公庫及び中小企業金融公庫資金増四十億円のうち、十九億円は中小企業金融公庫よりの日本開発銀行への返還資金を延期することにより措置し、二十一億円は別途地方負担の増加四億円と合せ二十五億円につき、さしあたり資金運用部資金の運用計画を変更し、日本開発銀行に対する貸付金を十五億円、金融債引受十億円をそれぞれ減少することとする。一般会計歳出修正増加に伴う農林漁業金融公庫に対する資金需要の増は、同公庫の既定の資金の範囲内において処理するものとする。さらに、この修正動議に加えて、代表者稻葉修君よりは、今日この予算を通過するについて三本の支柱を希望する、第一は、投融資計画委員会というふうなものの設置を要望する、第二は、第三次資産

再評価の立法的措置を要望する、第三は、労使協調制度の確立を要望する、という点であります。これらに対して、政府から、御趣旨は尊重して十分検討するという答弁があつた次第であります。

なお詳細については会議録を御参照の上参考になされるようお願いいたしますが、右動議及び修正案並びに政府原案を一括討論に付したのであります。

採決の結果、編成がえの動議は否決され、一般会計予算及び政府関係機関予算は三党の共同修正案の通りいずれも修正議決され、特別会計予算は政府原案通り可決された次第であります。

以上をもつて委員長の報告といたします。  
(註) (日本国憲法第六十条第二項の規定の適用により四月三日自然成立)

### ◎昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号) (昭和二九、三、二九成立)

#### 一、提案理由(三月十六日)

○小笠原国務大臣 今回昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)及び昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号)を提出いたし、御審議を願うにあたりまして、その内容につき御説明いたしたいと存じます。

まず、昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)についてであり、政府はさきに第十八回国会において昭和二十八年年度予算補正(第2号)を提出するにあたりまして、義務教育費国庫負担金につきまして、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案を再提出し、同法案の成立を前提といたしまして、いわゆる富裕都府県に對しては、昭和二十八年十二月以降不交付ないし減額の措置をとることを予定し、同年十一月までの所要額約二十五億円のみを計上いたしたのであります。しかるに、同法案が不成立に終り、富裕都府県に對する昭和二十八年十二月以降の給与費負担金控除額相当が不足することとなりましたので、その所要額二十七億八千万円を修正追加するため、ここに昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)を提出いたしました次第であります。

今回の修正追加額二十七億八千万円の内訳は、東京都十五億六千五百万円、大阪府十億三千九百万円、神奈川県一億七千六百万円であり、その財源の調達にあたりましては、あくまでインフレ抑制のため、財政規模の膨脹は絶対に避けることとし、このため、所要財源のすべてを、輸入食糧価格調整補給金、国債諸費、保安庁経費等既定経費の不用見込額をもつてまかなうことといたしましたので、昭和二十八年年度一般会計予算の規模は、今回の修正前の一兆二百七十二億円と何らかわりはございません。

次に、昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号)について申し上げますが、今般いわゆるMSA協定の締結に伴い、アメリカ合衆国政府から経済的措置に関する協定に基いて贈与される円資金を、

工業の助成等経済力の増強に必要な費途に充てるため、経済援助資金を置き、この資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、経済援助資金特別会計を設置することといたしましたので、このため、ここに昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号)を提出いたしました次第であります。この特別会計の資金は、右のアメリカ合衆国からの贈与による受入金三十六億円及び資金の運用による収益金約三千三百万円等をもつて充て、これをわが国工業力の強化に資するよう投融資することといたしております。

#### 二、衆議院予算委員長報告(三月二十日)

○倉石忠雄君 ただいま議題となりました昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本補正案は、三月十五日予算委員会に付託されまして、本日討論採決をいたしましたのであります。この修正予算案は、義務教育費国庫負担金の不足金二十七億八千万円を修正追加せんとするものであります。この不足金が生じた理由は、去る十八国会に提出されました義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案、すなわちこれは、いわゆる富裕都府県に對し二十八年十二月以降義務教育費国庫負担金を不交付または減額する法律案でありましたが、不成立に



終りましたので、昭和二十八年十二月より二十九年三月までの所要額二十七億八千余万円を補正追加せんとするものであります。この追加支給額の配分の内訳は、東京都十五億六千余万円、大阪府十億三千余万円、神奈川県一億七千余万円であります。これに対する財源といたしましては、昭和二十八年年度予算のうちの見込額をもつてまかなうこととなっております。不用見込額のおもなるものもいたしましては、輸入食糧価格調整補給金より十億余円、国債諸費より七億八千余万円、保安庁費より二億余円、その他であります。従つて、昭和二十八年年度一般会計の規模は何らのかわりがないわけでありませぬ。

以上が提案の要旨であります。これに対し真摯なる質疑応答が行われました。

まず第一に問題となりましたのは、富裕都府県を除く他の府県では、年度末までに最低十億円程度の赤字が予想されておるので、年度末には教職員の給与は不払いまたは支払い遅延という事態が起るのではないかと心配されておるのであります。その不足額はどのよう処理されるのであるか、なおまた、富裕都府県への追加補正もさりながら、この赤字に対しても補正すべきではないかとの質問であります。これに対し、政府側よりは、二十八年年度の決算の結果不足額が明らかになりますれば、不足額の二分の一を国が負担せねばならないが、予算措置といたしましては三十年度に行えばよいのである、また年度末の支払いについては、今までに支払つてある分は概算払いでありますから、過不足を生じました場合は地方団体でしか

るべく金繰りしてもよろしい、またあとで精算するが、その具体的方法としては、この問題に限らず、年度末には地方財政は全面的に調整されるので、かりに不足額が生じましたも調整できる道が開かれておるのである。さらにまた、どうしても金繰りが困難の地方団体に対しましては、預金部資金の短期融資の方法もあるという答弁があつた次第であります。

次に問題となりましたのは、予算とその予算に係る法律案との関係であります。法律に支払いが規定されると予算に組まねばならないのもちろんであるが、提出予算案に係る法律が否決されたは審議未了となつた場合は、たとい予算案は可決されても実施ができなくなりますので、今回のごとく穴埋めが必要となつて参るわけでありませぬ。これはむしろ政府側において政治的見通しを誤つた結果ではないかとの質問に対し、政府側よりは、法律案は必ず通るものという確信をもつて提出いたしました。不幸にして成立いたしませんでしたので、やむを得ずこの補正予算案を提出した次第であるとの答弁があつたのであります。

その他、ビキニ環礁の水爆実験による日本漁船の被災問題、外航船舶利子補給問題、あるいはまた自衛隊の問題、国有財産下げ問題、政府民間共有低能船舶下げ問題等についても盛んなる質疑がございましたが、これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、質疑は十九日全部終了いたしました。本日討論に入るにあたり、社会党両派より共同組みかえ要求の動議が提出されましたが、採決の結果、組みかえ要求の動議は否決されました。政府提

出の補正予算案は原案通り多数をもつて可決された次第であります。以上御報告を申し上げます。

### 三、参議院予算委員長報告(三月二十九日)

○青木一男君 只今議題となりました昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)の概要であります。政府は、先に第十八回国会において昭和二十八年年度予算補正(第2号)を提出するに当りまして、義務教育費国庫負担金につきまして、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案を再提出し、同法案の成立を前提といたしまして、いわゆる富裕都府県に対しては、昭和二十八年十二月以降不交付乃至減額の措置をとることを予定し、同年十一月までの所要額約二十五億円のみを計上いたしましたのであります。然るに、同法案が不成立に終り、富裕都府県に対する昭和二十八年十二月以降の給与費負担金控除額相当分が不足することになりましたので、その所要額二十七億八千余万円を補正追加するため、ここに昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)を提出いたしました次第であります。

今回の補正追加額二十七億八千余万円の内訳は、東京都十五億六千五百万円、大阪府十億三千九百万円、神奈川県一億七千六百万円でありませぬが、その財源の調達に当りましては、飽くまでインフレ抑

制のため、財政規模の膨脹は絶対に避けることとし、このため所要財源のすべてを輸入食糧価格調整補給金、国債諸費、保安庁経費等既定経費の不用見込額を以て賄うことといたしましたので、昭和二十八年年度一般会計予算の規模は、今回の補正前の一兆二百七十二億円と何ら変わりはないのであります。

さて、本案の審査に当りましては、三月二十三日、先ず大蔵大臣より提案理由の説明を聞いて後、質疑に入りましたが、主として義務教育費半額国庫負担法に基く諸般の財政事項に関し、政府側と各委員との間に熱心なる質疑応答がなされたのであります。以下その中の主要なるもの若干について申し上げます。第一に、「義務教育費国庫負担金に關して第三次補正予算を出すことは政府の政治的責任ではないか、折角特例法を二度までも出して遂に断念したのは余りに腰が弱過ぎはしないか」という質疑に対しまして、緒方国務大臣より、「方針の変更又はそれに類したことを認めざるを得ない。政府としては特例法が何とかして通過することを期待していたのであるが、政治的理由で失敗に終つたので、法律に基いて今回の措置に出でざるを得なかつたのである」との答弁がありました。第二に、「第三次補正予算実施に伴い、富裕な東京、大阪、神奈川の三都府県と他の四十府県との間に存する財政上の不均衡は更に拡大される、四十府県の中には予算不足を生ずるものが相当あると思われ、この際何らかの財政措置を必要としないか」との質疑に対し、政府側から、「どの程度不足するか目下調査中ではつきりしたことは言えぬが、三月の概算の残り七億円で足りなければ、二十八年年度



決算が終了して、その不足額が判明すれば、国としては当然これを補わねばならぬが、それは三十年度の予算に計上する。又実際問題として、その間に金融上困る府県に対する措置としては、預金部資金の運用又は二十九年年度予算の概算払を早目に出す等によつて地方に迷惑をかけないようにしたい」との答弁がありました。又、第三の問題として、「義務教育費国庫負担の支給対象は教職員に限るべきであると思うが、地方からの要求としては、例えば教育委員会の事務に従事する職員等も含まれていないか、政府はこれをどう扱っているか」との質疑に対しては、「教職員の免許を持つた者が教育委員会の事務に従事している場合、その者にも支払うべきだとして要求されることは事実だが、国としてはそういう者を支給対象とすることはできないので計算には入れてない」との答弁がありました。第四として、「予算の概算払を受けている各府県の中には、富裕な三都府県を除き相当な赤字で困っている県があると思う。そういう県に対しては今度の補正額二十七億八千万円を、単に三都府県だけに限らず公平に配分したらどうか」との質疑に対し、文部大臣より、「最近の調査で約十億ぐらいの赤字があると考えられるが、予算は一本になつているから、残額七億円と今度の補正額二十七億八千万円合せて、実際に即して公平に交付する所存である」との答弁がありました。然るに右文部大臣の答弁に対し、「只今の文部大臣の答弁と、先の大蔵大臣の提案理由説明とは相違することになる、大蔵大臣の提案理由は変更するのか」との質疑がありましたので、政府側から統一的答弁として大蔵大臣より、「第三次補正に

よる二十七億八千万円の追加の積算の根拠は、提案理由に述べたところと変りがございません。この分を合せて二十八年度の教育費の国庫負担金の総額は六百三億円となるが、全体としてこれで足りるか不足を生ずるかは、目下文部当局で調査中であつて、未だ判明いたしておりません。万一若干不足を生じた場合のことであるが、年度内に支出するのは概算払であつて、都道府県の決算の確定に伴つて国庫負担金の不足額が確定すれば、昭和三十年度において予算措置をとることといたします。なお、先ほど申上げた調査の結果が判明し、若し富裕都府県以外の府県について金繰りが窮迫するようなものがある場合において、全体の概算払の配分を一層公平にする見地から、富裕都府県に対する概算払が積算の根拠になつた金額と多少異なつた金額となるようなことが起つても、それは予算執行の責任に当る文部大臣の当然の権限に委ねられた問題であると考え、この答弁がありました。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、湯山委員より、日本社会党第四控室を代表して、この予算案は当然措置すべきものを措置せず、且つ措置されているものは却つてバランスを乱すものであつて、政府の不見識の結果に基づくものである等の理由を挙げて反対、高橋委員より自由党を代表して、この予算案は法律の要請に基く当然の措置であり、財源調達に当つても既定予算の不用節約額を以て充てている等の理由を挙げて賛成、松澤委員より、日本社会党第三控室を代表して、この予算案は編成の前提に誤りがあること、財源の調達に当つては必要な経費を削減して、不必要な経費を

削減していない等の理由を挙げて反対、小林委員より、緑風会を代表して、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律を再三提出して不成立に終り、止むなく補正第三号を提出したのは、政府の不見識の結果に基づくものであるが、窮乏県に対する不足額の措置は、融資の方法を講ずると共に、成立の上は公平に交付するよう希望を付して賛成、木村委員より、無所属クラブを代表して、提出の過程及び提案理由に疑義があること、国庫負担の方法が不十分であること、補正するなら住宅対策の拡充をすべきであり、財源調達に当つても民生費が犠牲にされていること等の理由を挙げて反対、堀本委員より、改進黨を代表して、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律の不成立による不足額を補填しようとするものであつて、補正予算を組むほかないこと、財源調達に当つて既定予算の枠を動かさないこと等の理由、及び実施に当つては情勢の変化に即応するよう希望を付して賛成の旨、それら述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号) (昭和二九、四、二八成立)

一、提案理由(三月十六日)

(昭和二十八年年度一般会計予算補正(第3号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(四月十五日)

○倉石忠雄君 ただいま議長より報告を求められました昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号)について、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算案は、さきに可決されました昭和二十八年年度一般会計予算補正(第三号)とともに、去る三月十五日予算委員会に付託されましたので、両補正予算案を一括して三月二十八日審議が行われましたが、二十八年度一般会計補正予算とは切り離して、本特別会計予算補正の審議は延期されて参つておつたのであります。MSA協定が議決されましたので、四月十三日より再び審議を開始いたしまして、活発なる審議が行われたのであります。

本予算案は、去る三月三十一日本会議において議決されましたいわゆるMSA協定に基き米國政府より贈与を受けることになつております経済援助資金を処理するため、一般会計と区分いたしましたので、



経済援助資金特別会計を新設いたしましたものであります。この新設に伴いまして、二十九年特別会計の数は合計三十三となりま

した。次に、この特別会計の資金は、米国政府よりの贈与受入れ資金三十六億円及びこの資金の運用による収益金三千余万円、合計三十六億三千余万円を財源としたものであります。この資金を投融資することによりまして、わが国の工業力を強化し、経済力を増強せんといたすわけであります。また、この三十六億円の贈与受入れ資金につきましては、三月三十一日議決になりました米国余剰農産物買入協定に基づき、五千万ドルの小麦を外貨を使わずに円資金をもつて買入れ、そのうちの二割に当る一千万ドル、すなわち三十六億円の贈与を受けるのであります。しこうして、その三十六億円の用途につきましては、政府側において目下慎重検討中でありまして、元来MSAに関連いたしましたものでありますので、防衛産業に重点を置き、同時にこれに関連する基礎的工業力の増強に役立つものを目標としておるのであります。また、この資金の配分につきましては開発銀行が当ることに相なつておる次第であります。

以上が本補正予算案の要旨であります。これに対し真摯なる質疑応答が行われたのであります。まず第一に問題となりましたのは、MSA協定に基づく小麦買入れの内外の経済的影響であります。米国の余剰小麦を買入れることにより、従来の買付先であるカナダを初めとし、オーストラリア、アルゼンチン等は、これがために日本よりの買付数量が減少しはせぬかと心配しておるのであります。

す。しこうして、この結果として親交関係に亀裂を生じ、これらの国々への日本からの輸出が減少する心配はないであろうかとの質問に対し、政府側より、この点はカナダが最も心配いたしておるのは事実であります。二十九年の輸入食糧は大体百九十六万トンで予定いたしておりますが、MSA買付の分はこの計画の中に含まれております。すなわちMSA協定による小麦買付分は輸入計画数量のわく内で操作することになつておる。また昨年度は風水害等のため輸入数量はふえておりますが、平常化すれば、これらの国々からの買付がこれのために減少するようなことはないとの答弁であつたのであります。

第二に問題になりましたのは買付価格の問題であります。わが国は国際小麦協定により割安の小麦を買いつけることができませんが、MSA協定による買付分は米国の余剰農産物であり、しかも買付が義務づけられておることでもあるので、むしろ国際小麦協定価格よりもさらに有利な条件で交渉できるのではないかとこの質問に対しまして、政府側よりは、もちろん国際小麦協定価格より高い値段で押しつけるようなことはなく、少くとも日本に不利なようなことをしていることとは断じてないという答弁がございました。

第三の問題は、この援助は軍事援助か経済援助かという問題であります。一般国民は、MSA援助は経済援助と期待いたしておつたのであります。が、実は軍事援助が中心となつており、贈与を受ける三十六億円の用途は工業力の増強と経済力の漸増となつておるが、その内容がはつきりしておらないが、この用途決定は、日本側

が自由にきめ得るのか、それとも米国の指示を受けなければならぬのか、また、この資金の融資を受けた場合、その事業に対し米国からの影響を受けるのか、さらにまた、この特別会計の経理方法が明示されておらないがいかにという質問に対しましては、政府側よりは、贈与を受ける三十六億円の用途は研究中でありますけれども、この資金はMSA関係のものであるから、これに関連した防衛産業及びこれに関連した基礎的なものあるいは施策といった方面に投融資されるであろう、しこうして、武器、弾薬、艦艇、飛行機等にとどるに配分するかは目下検討中でありまして、配分の基礎となるものは二十九年の保安庁の発注品を中心として考へておるうとのことでありました。

次に、この資金とアメリカとの関係であります。贈与を受ける以上、日本側において自主的に自由にこの資金を使うことは当然であります。従つて、融資先の企業に対し米国側より統制や管理を受けるようなことはありません。さらにまた、この援助資金の経理方法であります。援助資金五千万ドルのうち贈与を受ける一千万ドル、すなわち三十六億円は本特別会計で日本側で処理いたします。四千万ドルについては、はつきり日本銀行にアメリカの口座を設け処理いたすことになつておるのであります。これは主として域外買付その他に使われることになつておる旨の答弁が政府よりあつたのであります。

その他、MSAに関連いたしまして、軍事顧問団との関係、あるいは投資保証問題、在外資産返還の問題、MSAと海外出兵問題、

MSAと経済援助との関係等についても質疑がございました。これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

このようにいたしましたして、質疑は十四日終了し、十五日討論採決に入りまして、政府原案通り多数をもつて可決せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院予算委員長報告(四月二十八日)

○青木一男君 只今議題となりました昭和二十九年特別会計予算補正(特第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算は、いわゆるMSA協定の締結に伴いまして、米政府から我が国に贈与される円資金を一般会計と区分して経理するたため、経済援助資金特別会計を創設することとし、その初年度の予算に該当するのであります。即ち米国余剰農産物の購入に伴い、日本政府によつて日銀内の米国特別会計勘定に積立てられる円資金に關し、米政府がその二〇%を日本の工業の助成その他日本の経済力の増強に資するため、日本政府に贈与することを定めた経済的措置に關する日米間の協定に基づきまして、米政府から贈与される当該円資金を以て経済援助資金を設けると共に、その経理を一般会計と区分して行うため、経済援助資金特別会計を設置することとしたしておる次第であります。

而して本特別会計は、只今申上げました資金の受入及びその運用



又は使用のための支出金等をその歳入歳出として経理するものであります。二十九年度におきましては、五千万ドルの農産物購入が予定されておりますので、その二〇%に当る一千万ドルに等しい円価格、即ち三十六億円の贈与を予定いたしております。従つて歳入は米國政府からの贈与による受入金三十六億円及び資金の運用による収益金約三千三百万円、合計三十六億三千三百万円となつており、同額を我が國工業力の強化に資するよう投融資することが歳出の内容となつております。

以上が本補正予算の概要であります。本案は四月十五日衆議院から送付されましたので、本委員会は四月二十日、小笠原大蔵大臣から提案理由の説明を聞き、二十二日から三日間に亘つて吉田内閣総理大臣並びに関係閣僚に対して質疑を行いました。以下これらの質疑のうち、本補正予算に直接関連するもの若干について申し上げます。

先ず第一に、援助資金の性格及び使途についてであります。我が國のMSA援助は、いわゆる経済援助を含まないにもかかわらず、政府はこの資金を経済援助資金と称しているのは如何なる理由によるのか、資金の使途並びに運用方法如何、具体的な資金計画を示せ、こういう質問に対しまして、政府側から、「この資金は経済的措置に関する協定には工業の助成その他経済力の増強に資するためという一般的な文言となつては、実際にはMSA援助の性質上、当然に防衛産業及び関連産業並びにそれらの基礎産業を対象として投融資するもので、広い意味での経済援助資金である。その

具体的な対象産業の種類や資金計画の枠等については日米両國間に話合を行い、双方の合意によつて決定される。かくして決定された資金計画に基いて日本開發銀行を通じ、商業ベースで融資すること原則とし、資金計画の枠内での個々の融資は開發銀行をして自主的にこれを行わしめる。而して資金計画そのものについては目下關係各省間で協議検討中であるが、大体の考え方としては、二十九年度において確実に予想される域外買付並びに保安庁調達の発注量と、現有設備とを勘案して設備資金の最も必要と思われる航空機産業及び弾薬以外の兵器産業に重点を置き、このうち市中融資で賄い得るものを差引いた分が大体三十六億円に見合うような計画を練つている」という旨の答弁がありました。この点に關連して「歳出の使途が具体的に決定しておらないようなものは、予算書とは認められないではないか、何故に計画未決定のままをこのように補正予算を急ぐ必要があるのか、又政府はこの資金を商業ベースで融資すると言つているが、ジェット・エンジンの試作等、商業採算に乗らないものにも使用する計画があるのではないか」等の質疑がありました。また、これに対し政府側から、「多少通常の前算書とは異なる点もあるが、見返資金の前例もあり、又経済的措置に關する協定第二條による国内措置として協定批准までに手続を終え、受入態勢を整える必要がある。又この資金の投融資については成るべく商業採算を原則とした。ジェット・エンジンの試作に使用するかどうかについては、政府としてはまだ一致した結論には到達していない」との答弁がありました。

なお、この資金を開發銀行を通じて融資することにつきまして、「米國側が融資先として個々の企業を指定することはないか、この融資について特に監査機關を設ける必要はないか」等の質疑がありました。これに対しましては、「米國側が個々の会社を指定するのは行過ぎであるから、万一にもさようなことのないようにしたい。又開銀の融資について特別に監査機關を設けることは今のところ考へておらず、大蔵省の開銀に対する監督だけで十分と思う」との答弁がありました。

次に、援助資金の我が國経済に及ぼす影響についてであります。この援助資金は特需依存から脱却して経済自立を達成しようとする我が國の基本的な政策と矛盾するのではないか、又アメリカの余剰農産物の輸入によつて我が國の農業は圧迫を受けるようになるのではないか、昨年の凶作のあとを受けた今年度はともかく、来年度若し平年作でも今年度以上の輸入があれば手持過剰となるのは必至であると思ふが、三十年度においてどのくらいの輸入を予定しているか等の質疑に対しまして、「防衛産業の拡充は、確実に発注が予想される限度内の小規模且つ着実な程度にとどめ、それ以上の設備拡張はしない、この限られた範囲内で域外買付が増加することは国際収支の面で経済自立に貢献するわけである。又今回の五十万トンの小麦は今年度の食糧需給計画中、小麦輸入量百九十六万トンの枠内で、而も外貨を使わないで輸入するのであるから、数量的に日本の農業を圧迫しないばかりでなく、國民経済上も有利である。更に又輸入価格はCIFで七十七、八ドルという国際小麦協定

価格と同じ安い価格であるが、輸入価格と国内価格とは遮断されているので、価格の面からも農業に悪影響を及ぼすことはない。ただ三十年度以降の輸入量については、食生活改善、麦食普及に伴う消費量の伸び方如何について慎重な検討を必要とするので、今からその数量を予想することはできない」との答弁がありました。

最後に、経済援助資金の将来の見通しについてであります。これにつきまして、「この種援助資金は今後とも継続されるか、継続されるとすれば、その使途を防衛産業のみに限定せず、広く一般産業にも拡大することができようか」等の質疑があり、これに対しまして、「数年後のことは確言できないとしても、少くも三十年度は続けられると思ふ、而うして米國余剰農産物の処理については、本年一月の大統領の予算教書等に明らかにせられておるよう、十億ドル三カ年計画というようなものもあるようだし、諸般の情勢よりして条件の緩和等についても必ずしも期待できないことはないと思ふ、我が國としてはできるだけ広く一般経済力の増強に資するよう、基礎産業にもつと使ひ得るよう努力したい」との答弁がございました。その他政治経済各般の諸問題についていろいろの質疑応答が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて二十四日を以て質疑を終了し、越えて二十六日討論に入りましたところ、先ず日本社会党第四控室を代表して江田委員より反対、自由党を代表して高橋進太郎委員より賛成、日本社会党第二控室を代表して相馬委員より反対、緑風会を代表して森委員より賛



成、無所属クラブを代表して木村委員より反対、改進黨を代表して堀木委員より賛成の旨それ／＼述べられました。

かくて討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和二十九年特別会計予算補正(特第1号)は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎内閣総理大臣の施政方針に関する演説

(昭和二十九年一月二十七日)

○国務大臣(吉田茂君) 第十九回国会の休会明けにあたり、政府の所信を述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

最近の国際情勢を通観いたしますと、国際的緊張はかなり緩和されたように見受けられるのであります。東西の冷戦状態は依然として存続していると考えられます。かかる情勢を前にして、わが国は、世界平和の確立を念願する見地より、自由諸国との協力提携を強化せんとする従来の基本方針を堅持し、なかならずアジアの自由諸国との友好関係の増進に努めるべきであると考えられております。特に東南アジア諸国に対しては、賠償問題の早急なる解決を期し、正常なる国交の樹立を急ぐとともに、経済協力を通じて相手国の繁栄に寄与し、善隣相助けて世界の平和に貢献したいと考えるのであります。

李ライン問題その他隣邦韓国との間の懸案が年を越えてなお解決を見ないのは最も遺憾とするところであります。政府は、あらためて最善の努力をいたすつもりであり、両国唇齒の関係から必ずや公正妥当の結論を得るに至ることを信じて疑わないのであります。昨年十二月奄美群島が復帰したことは、まことに御同慶にたえません。過去八年にわたる二十万同胞の労苦に深甚の同情を表するとともに、政府としては、今後同群島の復興と民生の安定につき、あらゆる限りの努力を惜しまないのであります。

沖繩諸島、小笠原諸島等の復帰についても、政府は、今後機会のあるごとに全国民の強い要望を伝えて、その早期実現を要請する考えであります。

未復帰の領土とともに想起を禁じ得ないのは戦犯者の問題であります。政府は、昨年濠州、フィリピン両国政府によつてとられた寛容の措置にあらためて謝意を表するとともに、同様の配慮がなるべくすみやかに残存する戦犯者の上に注がれることを期待するものであります。けだし、独立後三年、戦争の記憶と創傷とを一日も早く払拭し、国民的気概を新たに世界平和に寄与せんとすること、独立日本の切なる念願であるからであります。

政府は、二十九年度予算案を編成するにあたり、極力財政の規模を圧縮し、これを一兆円以内に収めることにはいたしましたのであります。わが国の経済が最近インフレ的傾向にあることは、もろ／＼の数字より見てこれを否定し得ないところであります。もしこの趨勢がさらに早められ、インフレーションによる悪循環がせきを切つて

奔流するに至れば、それはただちに日本経済の崩壊であるのであります。かかる実情にかんがみ、昭和二十九年においては、わが国経済の基調を積極的な物価の引下げ及び円の対外価値の強化に置き、通商貿易の振興、従つて国際収支の発展的均衡に最善の努力を傾けるつもりであります。問題は決して単なる財政の圧縮のみをもつてよくするところではありません。すなわち、政府は、金融引締めを継続強化する一方、資本の蓄積、貯蓄の増強等に資するため税法の改正を行う所存であります。民間においても、この際産業設備の合理化、技術水準の向上に努め、もつて国際競争力の強化に最善を尽されんことを切望いたします。

政府は、この間においても、治山治水、道路等の国の根本をつちかものについては、乏しき財源の中からあとう限りの施策をなさんとするものであります。昨年の屢次にわたる大災害は、もと天災によるとはいへ、戦前戦時を通じ治山治水の対策を等閑に付した結果であります。これ政府がさきに治山治水対策協議会を設けてその根本対策を検討したゆえんであります。本予算においても、災害復旧費とともに、一つの重点をこれに置いたゆえんであります。道路もまた治山治水と同様国の将来に対する投資であり、蓄積であり、これは財政圧縮の中にあつて特にこれを取上げた次第であります。

財政圧縮を前に当然に考えられるのは食糧問題であります。経済自立の基盤をつちかうためには、総合的な食糧自給度の向上をはかることは急務中の急務と存するのであります。政府が過般北海道開

内閣総理大臣の施政方針に関する演説

発に関する専任大臣を任命した一つの理由も、以上の観点から、国の関心をより強く北海道開発に注がんとするものにはかならないのであります。一面、政府は、農地の改良、営農技術の普及改善等、従来の方針をさらに強力に推進するとともに、近時国民的嗜好の変遷の傾向にかんがみ、この際積極的に米食偏重の食生活を改善すべく鋭意検討を進めたいと存するのであります。

防衛問題については、国力に應じ自衛力を漸増する基本方針については、何らかわるころはないのであります。米国が財政緊縮方針に基きその駐留軍漸減の希望あるに對し、来年度において国家財政を勘案し保安隊を増強する考えであります。それは、ひとり日米安全保障条約上の要請であるばかりでなく、国力の許す範囲において、自由諸国の共同防衛体制の樹立に寄与するため、みずからの手によつてみずからの国を守る体制を一日も早く樹立することは、当然の責務であると考えからであります。これがため近く米国との間に相互援助協定が締結される運びになつておるのであります。政府は、叙上の情勢を考慮して、この際保安庁法その他関係法律に所要の改正を行い、保安隊、警備隊をそれ／＼自衛隊に切りかえるとともに、航空自衛隊を新設し、自衛隊に直接侵略に対処する任務を持たせるため必要の規定を設けたいと存するのであります。

政府は、さらに、最近の治安状況にかんがみ、その確保と責任の明確化に腐心しつつあつたのであります。たゞ／＼今回の行政機構改革にあたり、独立後の懸案であつた警察制度の根本的改革を行



うに決し、近く案を具して国会に提出する所存であります。その主眼とするところは、現在の国家地方警察と自治体警察とをともに廃止して、新たに都道府県警察を設け、警察管理の民主的保障を保持しつつ責任を明確にするところにあります。

一部極端なる傾向が教育界に現われつつある事実もまた政府として見のがし得ざるところであります。学校教育は心身の発達の未熟な生徒児童を対象とするものであり、従つて特定の政党政派の主義主張を刻印するがごとき教育を施すことは厳に戒めるべきであります。しかるに、現状においては、学校教育の政治的中立性が侵されんとする危険性が少くないので、政府は、これに対し所要の立法措置を講じ、国の将来のため正常な学校教育の運営を保障したいと考へるものであります。

財政の緊縮に伴い、行政整理と地方諸制度の合理化は、思うに当然の措置であります。政府は、過去六年の間常に行政各部門の機構とその事務の簡素化を検討して参り、なお今後も努力を続けるつもりであります。二十九年年度においては警察制度の改革と人事院の改組等を行い、人事整理の面においても事務の簡素化に伴い約六万人の縮減を断行する所存であります。地方制度については、さきに地方制度調査会の答申を得ましたので、その結論の線を尊重し、逐次所要の改正を行う考へであります。

以上、政府の所信の一端を述べましたが、緊縮予算の趣旨を貫くことは、事必ずしも容易でないであります。政府は、国民各位がよく一旦の耐乏生活を克服して、各界一致、労資協調、国家経済のよんとするものごとくであります。かかる両者の基本的態度から考へまして、現に開催中の四国外相会議や、近く開催を予想される原子力会議あるいは朝鮮政治会議等についても、従来は困難であつたこの種会議が一応開催され得る程度に国際緊張が緩和されて来たことも確かであり、同時に、具体的成果をあげるためには、今後よほどの努力が必要であることもまた事実であります。われわれとしても、この間の推移は十分注視すべきであると考えております。

以上のような国際情勢の一環として東亜の状況を観察いたしますれば、この方面における自由国家間の相互依存及び結束強化が今日ほど切実に要請されることはないにもかかわらず、また各国いずれもこれを希求しつつも、なお十分な成果をあげ得ていない実情にあります。しかるに、共産陣営におきましては、内部的な連繫と一定の計画のもとに、朝鮮及びインドナにおいては、いわゆる代理戦争を敢行する一方、わが国その他の諸国においては、それらの事情に応じ、再軍備反対または植民地化反対等のスローガンをもつて輿論をあり、統一戦線を結成せんとするかわら、平和攻勢により自由諸国間の離間やその中立化、無防備化をはかり、場合によっては武装蜂起にまで持つて行かんとする気配を呈示しております。東西両陣営の根本的対立と共産側の平和攻勢に基く輿論の動揺とを最も典型的に現わしているのが現在の東亜の情勢であるとも言えるのであります。

政府においては、かかる国際情勢に対処する外交方針として、ま

自立達成に協力せらるるを信ずるものであります。政府においても、この際特に民生安定に努め、この重大時局の打開に際し、いやしくも国民的借調が寄せられざるよう最善の努力を傾ける覚悟であります。切に各位の御協力を希望いたします。

### ◎外務大臣の外交に関する演説

(昭和二十九年一月二十七日)

○国務大臣(岡崎勝男君) 最近の国際情勢と、これに関連して政府の外交方針について申し上げます。

国際間の情勢を見まするに、昨年春から始まつたソ連の平和攻勢が依然として現在までも続いておる点に従来と異なつた特徴が見出されるのであります。これがため、一部には、右は単にスターリンの死に伴つて表面化した内部的の困難の調整や自由主義諸国間の結束の切りくずし等の目的以外に何らかの平和を希求する意図もあるやに考えられております。しかしながら、自由諸国においては、いさ早く軍備縮小の声も起つておるのに反し、共産国家側からは、しばしば平和的な言説が繰返えされておるのみで、従来の大軍備拡充の努力を軽減した証左はないのであります。従つて、自由諸国側のこれに対する態度は、米國と英仏等との間に意見の調整等も行われた結果、結局自由諸国の結束並びに防衛態勢確立の政策はあくまでもこれを堅持しつつ、現実の対ソ政策にはある程度の弾力性を持たせ、ソ連の宥和的態度にこたえながら、国際的緊張の緩和に資せ

ず一般的の基本政策については、国際連合との協力並びに自由主義諸國、特に東南アジア諸國との提携を強化し、集団安全保障理念の実現を期し、もつてわが國運の振興とアジア及び世界の平和促進に寄与せんとするものであります。

これを具体的に申し上げれば、その一は国際連合との協力の点であります。わが國は、これが一員となり、名実ともに協力の実をあげるよう、加盟に関する施策を続けて参りますが、他方、その実現を見るまでの間においても、國連の精神に即応して諸般の対外活動を規律するほか、経済關係等特定の付屬機關または會議には極力参加する方針であります。

その二は自由主義諸國との提携強化であります。まず米國との關係が十分なる相互信頼と相互依存の域に達していることは欣快にたえないところであります。願わくば、かかる關係を他の自由主義諸國全般にも推し進めて行きたき意向であります。またわが國として特に重視するのは、近隣の自由諸國、特に東南アジア諸國との親善強化であります。東南アジア諸國とは年々親交を加えて来ておりますが、いまだ正式國交の回復せざる國々に対しては、まず賠償問題の公正なる解決をはかるとともに、これと並行して、國交未回復の現状においても、可能な限りの経済並びに文化の交流を進めて行く方針であります。韓國との國交打開につきましては、すでに御承知の通り、わが方の真摯誠実な努力にもかかわらず、三度まで日韓會談が不調に終つたまま現在に及んでおるのには遺憾の至りであり、ことに、いわゆる李承晩ラインの問題は、わが漁民に多大の



損害を与えている現状にもかんがみ、政府といたしましては、引続き韓国側の反省を促すとともに、必要あらば米国等のあつせんを依頼してでも、一日も早く公正妥当な解決をはかりたい意向であります。

その三は集団安全保障理念の実現に関するものであります。国連との提携も、また特に日米安全保障条約のごときはこの方針の現われであります。昨年夏から開始されましたいわゆるMSA協定交渉が妥結いたしますれば、この関係において、さらに一步を踏み出すこととなるわけでありませぬ。

次に、当面の政策として政府の最も重視するところは通商貿易の促進であります。わが国は本質的にその生存を外国貿易に依存せざるを得ないにもかかわらず、最近の対外収支は膨大な輸入超過となつており、かつこれを補填する貿易外収入は、大部分防衛分担金及び駐留軍の消費等米軍の国内駐留に関連するものと、いわゆる特需とであります。これは決して健全なる状態とは申されませんので、この際わが国としては、経済を建て直し、正常なる輸出によつて正常なる輸入をまかない得るがごとき措置を講ずべき緊急の必要があるのであります。

輸出の増進については、世界のあらゆる地域を目標とすることは当然であります。そのため、今回も、緊縮せる予算中において、貿易上重要な地を選び、十の在外公館設置を予定しております。しかし、地理的及び歴史的関係よりして、近隣諸国、特に東南アジアの市場がわが国にとり最も重要なこともちろんであります。

二十以上の国際機関に参加いたしております。

第二は日米相互援助協定であります。このいわゆるMSA交渉は逐次妥結に達し、現在僅少の細部調整を残すのみとなりました。余剰農産物の買付と、わが国防衛産業増進のため贈与並びに投資保証等、これから派生した二、三の案件についても、右とほぼ同様であります。また具体的な援助内容に関する交渉も、さほど時日を要せずしてまとまる見込みであります。

第三は東南アジア諸国との賠償問題であります。まず、フィリピンとの中間賠償協定に基づく沈船引揚げ作業は近く実施の運びとなつております。インドネシア及びヴェトナムとの間にも同様の沈船引揚げ協定を交渉しました結果、インドネシアとの協定はすでに昨年末調印を了したので、本国会の御審議を仰ぐ予定であります。ビルマとの間においては、いまだ具体的な成果を収めておりませんが、近く調査団の派遣や中間賠償交渉の開始が期待されております。なお、賠償問題に対する政府の方針は、単に相手国の損害の一部を償うというような消極面にとられず、前述いたしました基本方針に基いて本問題の妥当な解決をはかり、これにより関係国との親善関係を強化するとともに、これら諸国の経済回復に資すべしとの積極面に着眼いたし、賠償の内容も、役務のみでなく資本財による支払いも考慮せんとしているのであります。ただ、関係国においても、わが国の支払い能力にきわめて限りのあることは了解せられたいのであります。

第四にオーストラリアとの漁業紛争の件がありますが、これは同

外務大臣の外交に関する演説

ら、この方面に対する輸出増進策として次の諸点を推進する考えであります。

第一は貿易上の障害の除去でありまして、たとえば、関税障壁を除き、輸入制限を緩和し、わが商社の進出を容易ならしむる等の施策であります。わが国のガット加入や英国との貿易協定締結等はこの点に大なる寄与をなすものと信じます。第二はわが商品のコスト引下げであります。この具体策は種々ありましようが、現在の国際価格より見て、わが国が思い切つたコスト切下げをなす必要のあることは説明を要せぬところでありませぬ。しかしながら、東南アジア諸国は、戦後の経済回復いまだ十分ならず、購買力も自然限定されておりますので、第三に、まずこれら諸国がゆたかとなり、その購買力が増大することを期待いたします。このため、政府は、経済の許す範囲において賠償の支払いもあえて辞せず、また経済協力により資源開発等に資する機会あらば喜んでこれをなしたき考えであります。さらに、共産圏、ことに中共との貿易につきましても、わが基本方針、なかならず国連または自由諸国との協力の方針に背馳しない範囲でこれが増進を期待しております。

以上の外交方針に立脚し、最近政府がとりつつある具体的施策につき概説いたしますと、まず諸国との国交回復の状況については、昨年中において国交を再開いたしました国は計八箇国に上り、これによりまして現在わが国との修交国は、総計五十五箇国を数えるに至りました。なお、この点に関連し、わが国は、国別の修交のみならず、国際的かつ多面的規模において関係事項の処理をはかるため

国がその国内立法に基いて公海上におけるわが漁業を一方的に制限せんとしたことと端を発したものであります。しかし、問題は公海における漁業の自由という国際法の原則に関するものである関係から、わが国としてはこれを国際司法裁判所に提訴して公正なる判決を求めることとし、オーストラリアの同意を得て所要の準備を進めております。わが国が本問題に特に重大な関心を寄せているゆえんは、アラフラ海におけるわが国漁業の自由はすなわち一般的に公海における漁業の自由の原則に関連するものであり、漁業国たるわが国の利益に至大の影響を及ぼすからであります。

その五は移民問題であります。政府といたしましては、移民送出はわが人口問題解決の一助になるほか、移民が受入国の経済発展にも貢献する点を考慮し、できる限り多数の者を送出すべく努力しております。その結果、昨二十八年度における移民送出数は、ブラジルに二百五十七家族、千四百七十一名に上りましたが、本年度は、計画移民として、ブラジル向け約四千三百名、その他パラグアイ等への者を合し約五千名を見込んでおります。時たま、本年はブラジル国サンパウロ市におきまして四百年祭が挙行されますので、わが国としてもこれに全面的に協力し、同国との伝統的な友好関係の促進に資したいと考えております。

最後に、引揚げ及び戦犯並びに領土の問題について申し上げます。

昨年中における引揚者は、中共及びソ連よりの者を合せて約二万七千余名に達したことはまことに幸いでありまして、関係者の努力



を多とする次第であります。

戦犯問題については、昨年はマヌス島からの濠州関係者の内地送還を初め、フィリピン政府の好意的措置による同国関係者の全員釈放並びにフランス関係戦犯の大部分の釈放等を見たことは、まことに喜びにたえません。また関係国による仮出所の措置も漸次増加しつつありますが、いまなお莫鴨には七百九十八名の者が拘留されており、これら戦犯者及び留守家族の窮状はまことに胸を打つものがあります。政府といたしましては、この引揚げ並びに戦犯釈放は人道上の問題として、早期解決をはかるため一層の努力をいたす所存であります。

領土問題につき、昨年末奄美大島が復帰しましたことは御同慶の至りでありまして、米國政府の友好的態度を深く多とするものであります。しかし、領土については他にもなお解決すべき幾多の問題がありますので、政府としては国民の總意を体し十分善処する考えであります。

以上は政府の外交方針の概要であります。現在の国際情勢下、わが國の外交は今後ますます多事かつ多難を加えて来るものと考えます。については、同僚議員諸君並びに国民各位の深い御理解と一層の御支援とを期待してやまない次第であります。

### ◎大蔵大臣の財政に関する演説

(昭和二十九年一月二十七日)

○國務大臣(小笠原三九郎君)　ここに昭和二十九年年度予算案を提出いたします。この予算は緊縮予算であります。日本経済をインフレから脱却せしめ、正常な軌道に乗せる第一着手であります。なぜこのような予算を編成するに至ったか、また、今後の財政金融政策はどうあるべきかについて、この際政府の考えを率直に申し述べてみたいと思っております。

わが國の経済は、終戦以来一般に予想されていたよりもはるかに急速に回復向上し、生産も著しく増加し、国民生活も相当よくなつて参りました。最近、町にはビルディングが立ち並び、ネオン・サインが輝き、ぜいたくな輸入品が店頭飾られ、その他消費生活もはでになりました。わが國経済は非常に繁榮しているかのような外観を呈しているのであります。しかしながら、深くその実態を掘り下げてみますると、まことに寒心にたえないものがあるのであります。

戦後、わが國の経済は、援助や特需等の臨時的な外貨収入によつてささえられて来たのであります。これらの収入は早晩減少消滅すべき性質のものであります。現に、最近の世界情勢の推移は、わが國が一日も早く正常な輸出を増進し、これによつて必要な輸入をまかなう自立態勢を整える努力をしなければならぬことを示唆し窮を告げることになるのであります。今にして今日のインフレ的な経済基調を転換は正しければ、悔いを千載に残すでありましよう。

そも、独立国家として国際経済社会に伍して行く以上は、国際経済との関連を無視して自國の経済を運営するわけには参らないのであります。あたかも独立人格を有する個人が家計の収支を相償わせなければならぬと同様に、国家もまた国際収支の均衡を確保しなければ、独立国家としての誇りを保つことはできないのであります。これがためには、常に経済の基調を世界経済の基調に適應させることが必要であります。

今日、世界各国は、いずれも通貨の健全性の維持、インフレの抑制、国際収支の均衡確保に多量の努力を払い、経済の合理化、消費の節約等堅実な経済施策を続けていることは、周知の事実であります。わが國もまた、経済の運営にあつては、国際収支の均衡を確保することの重要性について一段と認識を深め、通貨価値の安定を経済諸政策の中核とすべきであると存じます。

最近におけるわが國国際収支の急激な悪化に堪がみ、この際率直に昭和二十八年の財政金融について反省を加えたいと存じます。昭和二十七年年度補正予算以後、占領からの解放に伴う反動的機運も手伝い、また政局の不安定にも基因し、加うるに累次にわたる異常な災害の発生もあり、財政は総合収支均衡の原則から遠ざかり、相次いで予算の膨脹を来したのであります。このような財政面の緩和も、国際収支の均衡を破らない限度においてはさしつかえない

ているのであります。

しかるに、昭和二十八年度わが國の国際収支は、特需等の臨時収入が減少していかにもかわらぬ、輸出の不振と輸入の増大のために、なお全体として二億ドルに上る赤字を示したのであります。この赤字は、前年まで毎年三億ドル以上の受取り超過を続けていたことを思えば、真にわが國国際収支の急激な悪化を意味するものと申さなければなりません。

一方、最近のわが國の物価の趨勢を見ますに、世界各国の物価が次第に下りつつあるのに反し、昨年中漸騰を続け、秋以降は朝鮮動乱の勃発直後よりも高く、戦後の最高を示している状況であります。

わが國の保有外貨は、昨年末においてドル換算で九億七千万ドルに減少しております。もしこのような情勢のまま推移するならば、遠からず、貿易のために運転資金として必要な最小限度の金額、四、五億ドルを割ることとなり、わが國経済の運営上欠くことのできない貿易にも支障を来すこととなりましょう。外貨に余裕のある間は、輸入を増加することによつて国内の物価騰貴を押えることもできますが、外貨が減少いたしますれば、それにつれて物価騰貴を押えることが困難となり、これがためにかえつて輸入を刺激し、外貨の減少に拍車をかけ、悪循環的にインフレは高進することとなるのであります。かくして、必要な食糧や原材料の輸入に事欠くに至れば、悪性インフレのために、民族独立の裏づけとしての経済の自立は不可能に陥るのみならず、わが國経済は崩壊し、国民生活は困



と考えられたのでありますが、今日から見れば行過ぎとなつたことを認めざるを得ないと存じます。戦争による荒廃消耗からまだ十分に立ち直らないわが国としては、国民生活の向上を初めとして、種々急速に実施したいことは山積してゐるのであります。国力及び国際収支の均衡という観点から、そこにおのずから限度があるのであります。他面、金融面においても、財政上過去の蓄積資金が放出されるのに対応し、信用の収縮が行われ、財政と金融との総合調整によつて経済が適正に運営せられることを期待したのであります。但し、実際は相当の信用膨脹を生じ、インフレ的傾向を助長する重要な要素となつたことも深く反省しなければならぬと存じます。従つて、今後は財政の緊縮をはかり、金融の引締めを強化することが絶対に必要であります。すなわち、これにより物価の引下げをはかり、わが国通貨の国際的価値を確保し、経済の合理化、近代化を促進し、輸出を増進し、堅実にして正常な国民経済の発展を期さなければなりません。

今回の予算編成にあたりましては、以上申し述べました経済運営の基本的な考え方に立脚し、輸出の増進、輸入需要の減退を通じて国際収支の均衡を回復するため、金融その他の施策と相まつて、積極的に物価の引下げをはかることを基本方針としたのであります。朝鮮動乱勃発後の物価騰貴率は、米国の約一割、英国の約二割七分に対し、わが国は約五割六分となつてゐるのであります。昭和二十九年においては、昭和二十八年中の物価騰貴を考慮し、とりあえず五分ないし一割の引下げをはかることを目標といたしたい

と存じます。将来の特需の減少を考慮いたします場合には、右程度の物価の引下げでは十分ではないと思われませんが、経済界に対する急激な影響を避ける等の考慮を加えて、まずこの程度が適當であると考えた次第であります。

昭和二十九年予算においては、右の基本方針に基き、均衡財政の原則を貫き、また断固たる決意をもつて財政の緊縮を実行いたしました。

まず、均衡財政の原則に立ち返る意味において、歳入面におきまして、過去の蓄積資金のとりくずしに依存いたさないのはもちろん、公債の発行もとりやめ、財政面からのインフレ要因を徹に排除する考え方もつて臨んでおります。また租税収入等につきましては、財政の緊縮と金融の引締めに基づく物価の低下等を前提として、堅実にこれを見積ることが妥當であると考えたのであります。

これと同時に、財政支出の緊縮を断行いたしました。従来からの趨勢によれば、財政の規模は相当の膨脹を来すべきところでありましたが、これを大幅に削減し、また支出の重点化、効率化をはかることに努めたのであります。

すなわち、一般会計の予算総額を一兆円未満に縮減することを目標とし、九千九百九十五億円にとどめました。これは、昭和二十八年年度の予算額一兆二百七十二億円に比し、約二百七十七億円の減少であり、また一般会計と財政投融资を通じて見ますれば、五百九十億円の減少となつております。なお、これにより、昭和二十五年年度以来逐年膨脹の一途をたどつて来た傾向に終止符を打ち、久しぶりに

前年度を下まわる予算を編成したのであります。(拍手)この結果、

国民所得に対する比率におきまして、一般会計の場合の割合も、また財政投融资を含めた場合の割合も、それ／＼本年度に比し若干の減少となるのであります。

財政規模の縮小に伴い、特に配意いたしましたのは、限られた財源の範囲内において経費を有効に配分することであり、

内外の情勢を勘案し、自国の防衛はみずから行うという態勢に一步を進める方針のもとに、防衛関係費を増額し、また、積極的に賠償問題を解決して東南アジア諸国との友好的な経済関係を確立するため、賠償の支払い等に必要経費を計上いたしました。

同時に、財政の緊縮、経済の正常化に伴う失業等の摩擦に対処するため、民生安定のための社会福祉関係経費についても、これを重点的に確保いたしました。

財政投融资、公共事業費及び食糧増産対策費等につきましては、資金の重点的かつ効率的使用をはかることとし、本年度予算に比し多少減額したのもあります。これらの経費に重点を置く従来の方針はなお十分に踏襲されておるのであります。

他面、中央、地方を通ずる行財政の整理刷新、各種補助金等の根本的再検討その他一般経費の節約を実行したのであります。

なお、物価引下げの基本方針にかんがみ、予算編成上、一般物価に影響を及ぼすおそれのある米の消費者価格、官業料金の引上げは、あとうり限りこれを避けることといたしました。

次に、予算内容のうち、特に重要なものについて概略説明いた

します。

まず防衛関係の経費につきましては、自衛力の漸増をはかるため、保安庁経費において本年度に比し百七十五億円を増額するとともに、これに対応して、防衛支出金において三十五億円を減額し、合計一千三百七十三億円を計上いたしました。

次に、平和回復善後処理費を本年度に比し百二十億円増額し、総額百五十億円を計上いたしましたのは、賠償問題の解決をはかる等のためであります。なお、連合国防産補償費は、二十六億円を計上するにとどめたのでありますが、繰越しを合せますと、百億円の支出を行い得ることに相なつております。

次に、経済力の充実発展のための措置であります。まず財政投融资の面におきまして、全体としては、金融引締めによる民間投資の抑制と相まつて、財政投融资の削減を行うことといたしたのであります。但し、電源開発、中小企業等につきましては、特に配意を加えております。

公共事業費及び食糧増産対策費につきましては、従来総花的傾向のうらみなしとしなかつたのでありますが、来年度におきましては、治山治水対策、道路事業、土地改良等に重点を置いて計上し、この際新規計画は一切認めず、さらに一部既定計画の休止を断行するほか、零細補助金についても、これを大幅に整理し、本年度に比し総額において百四十一億円を削減し、一千六百九億円を計上いたしました。

次に、民生安定のための経費といたしましては、まず住宅対策と



して、約十万户の建設を行うことを目途とし、公営住宅の建設等に百三十四億円を計上し、住宅金融公庫及び勤労者住宅に対する投融資百八十億円と相まつて、本年度に引続き住宅対策の推進をはかることといたしております。

また、生活保護、社会保険、失業対策、結核対策等社会福祉関係経費につきましては、本年度に比し三十八億円を増加し、七百七十四億円を計上いたしました。なお、旧軍人遺族等の恩給については、制度の平年度化に伴う増額等により、本年度に比し百八十八億円を増額し、六百三十八億円を計上しております。

次に、文教の振興につきましては、教員の給与費支出額の半額を国庫において負担することとし、義務教育費国庫負担金として七百億円を計上いたしました。文教施設については、六・三制実施のため一般校舎の整備に重点を置くとともに、戦災復旧、危険校舎改築のため所要額を計上いたしました。

警察につきましては、わが国の実情に即した警察制度の改革を行うため、本年七月より国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して都道府県警察を置き、これに伴い定員を大幅に減ずるとともに、負担区分を調整いたしましたので、本年度に比し六十二億円の減少となつたのであります。

地方財政につきましては、中央地方を通ずる財政の調整をはかり、地方財政の健全化に資するため、入場税を国税に移管し、タバコ消費税を創設するとともに、地方財政平衡交付金制度を廃止し、新たに地方交付税交付金、地方譲与税譲与金制度を設けるほか、警

察制度の改正整備に伴い経費の調整減額を行うことといたしました。

申すまでもなく、予算の厳正なる執行なくしては、予算編成の目的を達成することは望みがたいのであります。政府は、わが国経済の健全化の成否がかかつてこの予算の厳正な執行にあることを深く銘記し、いやしくも経費が不正不当に使用されることなきよう、監査の強化をはかるはもろろん、経費の適正かつ効率的な使用に万遺憾なきを期する所存であります。

地方公共団体においても、この際行財政の徹底的整理を断行し、財政規模を極力圧縮することに努め、もつて地方財政の再建整備を強力に押し進められんことを特に要望してやまない次第であります。

次に、歳入に関連し、税制の改正について申し述べます。過去数回にわたる減税にもかかわらず、国民負担はなお過重であり、さらに租税負担の軽減をはかることが望ましいのでありますが、現下の財政及び経済の情勢にかんがみるときは、この際、消費意欲を刺激し、歳入総額の減少を来すがごとき租税の軽減措置は、これを避けることを適当と認めたのであります。しかしながら、特に低額所得者の負担が過重になつていゝる不合理な現状を是正するため、税制につき若干の調整を加えることが必要であると考えられますので、所得税につき基礎控除及び扶養控除の引上げを行う反面、奢侈的消費の抑制をはかるため、奢侈品、高級品に対する課税を中心とする間接税の新設、増徴を行うことといたしました。なお、資本蓄積の促

進等のための税制改正については、後に申し述べる通りであります。

次に、金融に関する施策について申し述べます。財政緊縮の方針と相呼応し、金融面においては、健全金融の方針を強化し、通貨の信用を高めるために万全を期して参る所存であります。この際、金融面において安易な態度に墮することは、絶対に避けるべきものと考へております。すなわち、昨年九月以降、日本銀行の信用政策、国庫の指定預金の運用等について、金融引締めの方角をとつて参つておるのであります。本年当初、日本銀行効率適用制限をさらに強化するとともに、輸入金融抑制のための措置を講じた次第であります。これらの基本方針は、今後さらに強化することが必要と存するのであります。

このように信用の収縮をはかる方針でありますから、産業界においては、今日よりこれに即応して事業計画の調整等を行い、円滑なる経営をはかることに努められたいのであります。また、金融機関においても、信用の収縮に伴い、信用の供与にあつては一層適実を期することに努められたいと存じます。政府といたしましては、従来から銀行その他の金融機関がみずからの判断に基き、不要不急の融資を避け、国民経済全体の立場から特に緊要と認められる部面に対し、重点的に資金を供給することを期待する方針をとつて参つたのであります。私は、この際、金融機関が、わが国経済の当面する重大にして困難なる事態を十分に認識せられ、融資の面を通じてこの難局の打開に積極的に協力せられることを切に希望するも

のであります。

金融機関は日本銀行からの借入れに依存し、企業は金融機関からの多額の借入金に依存しておるために、ややもすれば経営の安定に欠けるのが現状であります。また、安易な経営に墮する傾向も認められるのであります。この状態はすみやかにこれを是正し、経済及び金融の正常化をはかることがきわめて肝要であります。しこうして、これがために基本的に必要なことは、実質的な国民資本の蓄積を促進することであり、すなわち、企業はみずからの努力によつて自己資本を充実し、金融機関は預貯金等の資金吸収に着実なる努力を傾けることが特に要請されるのであります。

私は、この際、国民諸君がこの上とも勤儉貯蓄に努め、消費を節約し、国民経済の必要に即応して生活を合理化し、企業もまた不健全な経営体制を刷新し、真剣に合理化近代化に努力し、相ともに資本蓄積の大道を邁進せられんことを切望してやみません。

政府といたしましては、資本蓄積の重要性にかんがみ、企業の自己資本の充実、資本構成の是正をはかり、資産の再評価を促進するため、新規増資等について税制上特別の措置を講ずる方針であります。また、資金吸収面におきましても、長期預貯金、生命保険等につきまして税制上の優遇措置を講じ、一段と貯蓄の増強に資せしめたい考へであります。また、貯蓄の増強については、金融機関の預貯金の安全性を確保し、世人の金融機関に対する信頼感にこたえることが大切であります。これがため、金融機関の資産内容の健全化及び預金者等の保護については、さらに特段の配慮くふうを加えて



参りたい所存であります。なお、この際、金融機関の日本銀行依存の弊風を改め、金融の正常化を促進するため、適当なる方策を講ずることを考慮中であります。

次に、貿易為替等国際金融の問題について一言申し述べます。現下わが国の貿易為替政策の最大の課題は、貿易の振興、特に正常輸出の増大をはかることにあります。

まず、今後輸出の増進をはかるためには、経済外交を積極的に推進し、友好諸国との経済協力を一層緊密にして参りたいと存じます。過般、わが国のガットへの仮加入が実現し、各国との友好的な通商関係が一層促進されることが期待されるのであります。今後さらに諸外国との通商航海条約の締結、賠償の早期解決による通商関係の回復に努め、輸出の伸長、海外市場の開拓をはかる所存であります。特に、東南アジア諸国との経済関係を増進し、これら地域との貿易の拡大を通じて世界経済に寄与して参りたいと存じます。

昨年十二月からロンドンにおいて開催された日英会談の結果、日英両国の貿易収支の目標額についても、近く両国間に了解が成立する運びになったのであります。これに応じて今後英国側が輸入制限の緩和をはかることが期待されるのであります。これは、今後ポンド地域への輸出の伸長を通じて、国際収支の改善をはかる上において少からざる効果のあることを信ずるのであります。

しかしながら、貿易振興の基本は、企業の合理化、設備技術の近代化を一段と進め、品質、価格において国際的に優秀低廉な商品の生産にたゆまざる努力を傾注することであると存じます。これがた

めには、企業の生産コストを切り下げることに努めなければなりません。

このように、輸出の増進に対し努力しなければならないことはもちろんであります。これと同時に、今日の外貨の状況等を考えますと、輸入面の施策についても改善すべき点があると存じます。輸入の減少をはかるためには、財政金融の引締めにより一般的に輸入需要の減退をもたらすことが必要であります。需要を無視して、為替政策上輸入を制限することは、かえつて物価の騰貴を来す結果となるのであります。従つて、今後の外貨予算の編成及びその実施にあたりましては、不要不急のぜいたく品につき徹底的に輸入の抑制をはかる反面、生活用品、原材料等の輸入についても、財政金融政策の強化に伴う輸入需要の減退状況等を勘案しつつ調整をはかる考えであります。

なお、わが国の貿易上の地位を強化するためには、直接貿易の衝に当る貿易商社についても、その強化をはかることが必要であります。政府におきましては、輸取出引に関する租税上の優遇措置の拡充等の施策を講ずる所存であります。また、国際金融及び為替取引の正常化に資する一環として、近く外国為替銀行制度の整備について法的措置を講じたい所存であります。

最後に、為替政策の基本たる為替レートの問題について、この際、世上一部の臆測を一扫するために、政府の所信を申し述べます。現行為替レートを切り下げることが、百害あつて一利なし、政府としては、あくまでも現行為替レートを堅持する方針であります。

す。

以上申し述べました財政金融政策に関連して、失業その他のデフレ的現象を過度に懸念する向きもありません。また、逆に補正予算の編成及び金融引締め政策の後退等によつて、結局はこの健全化の方策が放棄されるのではないかと見る向きもありません。しかしながら、今日われわれ日本国民が強く銘記しなければならないことは、年々通貨量の増発を前提とした従来のインフレ的な経済から敢然として離脱しなければならないということです。終戦後今日まで、わが国経済は、前述のごとく国際収支等の面において恵まれた関係もあり、また、物価が漸騰を続けて来たために、賃金水準、農家所得も逐次上昇し、企業もまた比較的高利潤をあげて来たのであります。このようなことは、もはや期待すべきではないのであります。今後は、所得や利潤の増加は、特需等の臨時収入によつてではなく、また、インフレの継続によつてもなく、国際的に適正なる物価水準を維持しつつ、正常なる輸出や生産を増加することによつて実現しなければなりません。すなわち、いたずらに名目的な所得の増加に期待することなく、物価の引下げによつて実質的に国民生活の改善を実現し、経済の合理化近代化により生産コストの引下げをはかり、輸出の増大のために国際競争力をつちかわなければならぬのであります。

従つて、この予算案を中心とした一連の健全化方策は、民族の独立発展のために断固として貫徹しなければならないものであります。もとより、その間に生ずるデフレ的現象については、これによ

つて経済の混乱を来し、社会不安を醸成するような事態に立ち至らぬよう考慮すべきはもちろんであります。本年度の予算案及び金融引締め政策についても、この点を考慮し、急激な変化を避け、漸進的に健全化を進めるよう配慮いたしておるのであります。

言うまでもなく、万一方策を必要とするような事態が生じた場合には、適宜の措置をとるにやぶさかではないのであります。インフレからの脱却の過程において、ある程度の摩擦的現象が生ずるのはやむを得ないのであります。このゆえに、ただちに健全化の方針を緩和するがごときことは、国民経済全体のためになすべきところではありません。すなわち、今後、補正予算を編成したり、金融引締めの方針を緩和することは、避けるべきものと考えております。

財政の規模を一兆円以内にとどめるといふことは、国民輿論の一致した要望でありまして、私はこれを、日本民族の独立精神の現われとして、まことに力強く感じている次第であります。

政府は、ここに国民諸君と相携えて、あくまでも日本経済を健全ならしむるための着実な努力を続け、もつて日本経済永遠の繁栄発展の基礎を確立いたしたいと存じます。



◎国務大臣の経済に関する演説

(昭和二十九年一月二十七日)

○国務大臣(愛知揆一君) 今日のが国経済を概観いたしますに、経済規模は拡大し、国民生活も著しく向上して参つたのであります。結果としての国際収支の逆調でございます。しこうして、このまま推移いたしました場合におきましては、わが国の手持ち外貨は次第に減少し、経済の自立を達成し得ないばかりでなく、国民経済の安定が害されるおそれも生ずるのではないかと考えるのであります。よつて、私は、この機会に、世界並びにわが国経済に関する最近の諸情勢を申し述べまして、これに対処する政府の経済政策の大綱について所信を明らかにいたしたいと存じます。

まず、わが国をめぐる世界経済の最近の諸情勢について簡単に申し述べます。海外の主要諸国におきましては、ここ数年來、国民の非常な努力によりまして、その経済的地位も著しく向上して参りました。たとえば、イギリス、西ドイツ等の西ヨーロッパ諸国におきましては、昨年以來貿易も順調に増加し、手持ち外貨も著しく増大いたしているのであります。特に右両国におきましては、国内経済力の充実に伴い、ポンド、マルクの対外価値が強化せられ、その自由交換化に対する熱意も高まつて来ているのでございます。次に、朝鮮における休戦に伴いまして、世界経済の動向は若干景気後退の徴候

を示し、物価は低落の傾向にあり、対外購買力も漸次減少が予想されるのであります。アメリカにおいても、年頭の大統領教書においてこの点に触れているのであります。世界における景気の後退は一般的に貿易規模の縮小を招来するおそれがあるのであります。先の英連邦蔵相会議における新通商政策として特に非ドル地域との貿易の促進と連邦特惠制度の強化に重点を置いたことは、これを物語るものと考えられるのであります。かくて、今後は東南アジア、中南米等、世界各市場における輸出競争はいよいよ激化するものと覚悟いたさなければなりません。

このような世界主要各国の経済情勢であるにもかかわらず、わが国経済はこれに反するがとき傾向をたどつて参りました。すなわち、わが国物価は、異例の風水害と凶作の影響もあつたものではあります。内需の旺盛にささえられて、世界物価の動向とは逆に漸騰を示し、その国際的割高はますます広がり、加うるにポンド地域等諸外国の輸入制限措置、世界的輸出競争の激化の影響もありまして、輸出は、昭和二十八年におきましては十一億五千万ドルと、前年に比し一億三千万ドルの減少となつておるのであります。これに対し、財政支出の増大、信用の膨脹は国内購買力を増加し、生産と消費の増大を来し、輸入の増加を招いたのであります。昭和二十八年の輸入は二十一億ドルと、前年に比し三億八千万ドルを増加いたしましたのであります。これは金額において二割余の増加であります。数量的には約四割の著しい増加に当るのであります。その結果、昭和二十八年におきましては、年間八億ドル余のいわゆる特需収

入があつたにもかかわらず、国際収支は差引一億九千万ドル余の赤字となつたのであります。なお、従来わが国の国際収支と経済規模の上においてきわめて大きな役割を果して参りました特需収入は、

昭和二十七年八億二千万ドル、昭和二十八年八億ドル余でありましたが、今後は国際情勢の変化に従いまして年々若干の減少傾向をたどるのであります。たとい近い将来に予想されるMSAの援助等を考慮いたしましても、昭和二十八年以上の期待をかけることは困難ではないかと考えられるのであります。この間、わが国の国内生産水準は大幅に上昇し、昭和二十八年におきましては、鉱工業生産指数は、昭和九一十一年を一〇〇といたしまして、一五〇程度になるものと推定されるのであります。これは前年に比し約二割以上の増加であります。また消費水準も、国民所得の増加に伴い、都市、農村を通ずれば戦前の水準を越えるに至つたのであります。特に繊維の消費量はほぼ戦前の最高水準に達したものと想われます。以上、要するに、現在のわが国経済における国内消費の上昇、国内生産の拡大は一見好ましいように見えるのであります。輸出の伸長を伴わないものであつたために、国際収支の逆調を結果いたしております。逆にわが国経済の自立に対して重荷となつたのであります。

私は、この際、たとい消費水準や生産の上昇の停滞を招来いたしましても、国際収支の均衡を回復し、正常な均齊ある経済を確立することが当面最大の急務であると考えるものでございます。従つて、政府といたしましては、昭和二十九年度の経済政策の基調を、

まず第一にわが国経済の正常化、特にわが国物価の国際水準へのさや寄せを通じての国際収支の均衡の回復に置かんとするものであります。

そのため、政府は、財政面、金融面において引締め政策を実行し、購買力の抑制をはかることといたしておるのであります。すなわち、財政においては一兆円内の予算を編成し、財政支出を圧縮いたしますとともに、財源としての国債の発行、過去の蓄積資金の放出は行わないことといたしました。これに対応いたしました。金融面におきましてはこれが引締めを強化し、通貨の収縮をはかる所存でございます。特に輸入金融の引締め、滞貨金融の抑止、過剰設備投資の防止等によりまして、国内購買力の減少をはかり、物価水準の引下げに努めたいと存するのであります。しかしながら、重要部門に対する必要資金につきましては、その確保をはかるよう一段とくふうをいたす考えでございます。また、物価下落を妨げるがごとき不当な価格協定等の取締りを強化し、不況カルテルのごときは安易にこれを認めない方針といたしたいと思つております。

右は、将来の発展のため、わが国経済の均衡を回復せんとの趣意に出たものであります。今後特需収入が減少した場合におきましても、国際収支の均衡をはかるためには、常に資本蓄積を強化し、国際競争力を充実に、輸出振興の基盤を育成し、さらに国内自給度を向上して外貨の節約をはかる措置を怠つてはならないのであります。

まず、輸出力の増加のためには、国内購買力の減少と国内物価の



国際水準へのさや寄せが重要であります。これを並行して、市場開拓を目的とする経済外交の推進、対外信用の確保、輸出商社の強化、生糸その他繊維類の輸出振興、機械、石炭、鉄鋼、硫酸等、重要産業に対する財政投資の重点的投入によるコストの引下げ並びに税法上の優遇措置その他各般の輸出奨励策を講じまして、国際競争力を培養して参りたいと存するのであります。この点において特に重要なことは、設備の近代化とその完全操業でありましょう。たとえば、西ドイツの機械工業が世界的に強力な競争力を持つておりますることは、その稼働設備のほとんど大部分が戦後の近代的設備であることによるのではないかと考えるのであります。この際各企業が資産再評価を断行し、経営者も職員も、その他あらゆる関係者が、企業の実体を明らかに把握することによりまして、経営の合理化、設備の近代化に邁進することが最も肝要ではないかと存するのであります。政府においても、資産再評価の促進のため、税制上特別の措置を認める考えでございます。

さらに、昭和二十八年の輸出が伸び悩みました主要な原因が特にポンド圏貿易の不振にあつた事実にかんがみまして、日英間の新協定が締結せられましたあかつきにおきましては、その完全な実施をはかるよう諸般の措置を講じたいと考えるのであります。また東南アジア諸国との貿易につきましては、最近プラント輸出の増加も見込まれるような情勢となつておりますが、今後賠償の早期解決等により、さらにこれが一層の促進をはかりたいと存するのであります。

そのため、税法上特別の優遇措置を講じたのであります。中小企業につきましては、従来に引続きその振興対策を促進いたしまするほか、今後一層協同組合の結成等、組織化を推進し、相互扶助の効果を發揮するよう奨励し、特に中小企業信用保証制度の充実等によりまして金融の円滑化をはかる等、随時適切な措置をとる、誤りなきを期したいと考えるのであります。

以上は、来るべき昭和二十九年においてとらんとする施策の概要であります。政府は、これらの経済政策がわが国の企業及び国民生活に少なからざる忍耐と努力を求めものであることは、よく承知するところであります。しかしながら、すでに述べましたごとく、わが国経済の実態は安易な方策を許さないのであります。従つて、この際奢侈的消費の徹底的抑制、食生活及び衣生活の合理化、国産品の使用等、国民生活の堅実化について、国民各位の積極的協力に期待するところがまことに大なるものがあります。政府におきましては、諸経費の節約をはかるほか、物資の購入にあたりましては、できる限り国産品にたよることといたす考えであります。

前述のごとき諸政策が政府、民間の一体的協力によつて着々その実をあげ得るならば、現在の憂慮すべき事態は逐次改善せられることとなるのであります。すなわち、逐年上昇傾向をたどつて参りました物価は、財政規模の圧縮、金融の引締めに伴う消費需要減退の影響を受けて次第に下降に転じ、年度間を通じて大体五ないし一〇%程度の低落を見るものと予想されるのであります。鉱工業生

次に、国際収支の均衡に資するため、科学技術の振興、国内自給度の向上その他外貨支払い節減の方策は引続きこれを行ふ所存であります。食糧につきましては、その増産対策といたしまして、引続き相当額の財政支払を行いますとともに、特にその重点化、効率化により、増産効果の可及的増大を期しております。また、外米の輸入が年間約二億ドルにも上ることにかんがみ、食生活の改善に必要な措置を講じ、米食偏重を是正し、外貨払い及び財政負担の節減を期したい所存であります。また、水産及び畜産の振興につきましても特段の配慮をいたすことにいたしましたのであります。合成繊維につきましては、すでにその拡充計画の実行により、昭和二十九年においては前年度に比し約千五百万ポンドの増産を見ることがなつておるのであります。昨年における繊維原料輸入の増加傾向にかんがみ、今後一層増産を奨励いたしまして、早急に必要な能力を増加したい所存であります。また石炭その他地下資源の開発の合理化を促進するほか、石油の増産を積極化することといたしたのであります。なお、電源の開発、外航船の建造、国際航空事業の拡充につきましても、引続きこれを実施するものであります。

また一方、食糧、綿花等、国民生活の安定のためきわめて緊要な物資につきましては、必要量の輸入を確保いたすことはもちろんであります。奢侈品、高級品その他不急の外貨支払いは今後一層削減し、国際収支の改善をはかる所存であります。

次に、資本蓄積の促進をはかることが重要であることは申すまでもありません。政府においては、新規増資と長期貯蓄の増加をはか

産も漸次横ばいしないし若干下向きとなり、年度間を通じてはほぼ二十八年並、すなわち昭和九一一年を一〇〇として一五二程度にならうかと考えるのであります。従いまして、国民所得の規模は、大体二十八年並と大差なく、五兆九千八百億円程度と推計せられるのであります。一方、貿易の面においても、逐次購買力の減退、国内物価の下落が進展するに伴つて、輸入の規模は縮小し、反対に輸出は次第に伸長するであります。かくて、われわれは、年度末においては、ほぼ国際収支の均衡点に近づくべく、全幅の努力を傾けたいと存する次第でございます。

右のごときわが国経済の改善は、さきに申し述べました諸政策の実施を前提とするものであります。今後のわが国経済の前途と運営とはなかく、容易ならぬものがあることを痛感せざるを得ないのであります。政府は、この最も重大な時期におきまして、決意を新たにし、日本経済の正常化とその自立発展のために最善の努力を傾注し、国民各位の協力を得まして、その成果の達成を期せんとするものであります。



法律名	提出	衆議院		参議院		成立年月日	公布年月日	施行年月日
		委員付託 月日	議決 月日	委員付託 月日	議決 月日			
特定海域における漁船の 被害に伴う資金の融通に 関する特別措置法	衆 三、三	水 二、三	修 二、三	水 二、三	可 二、三	三、一	法元、三、一 号	公布の日
当せん金附証票法の一部 を改正する法律	参 三、六	大 二、三	可 三、四	大 二、六	可 二、五	三、一	法元、三、一 号	公布の日
特別損害復旧臨時措置法 の一部を改正する法律	衆 一、三	通 一、三	可 二、六	通 三、六	可 三、九	三、一〇	法元、三、一 号	公布の日
昭和二十八年の風水害及 び冷害による被害農家等 の被害に對して米麦を特別 食糧管理特別会計により の損失を補てんするため の一般會計から繰入る 金に關する法律	衆 二、二	大 二、二	可 三、四	大 三、六	可 三、九	三、一〇	法元、三、一 号	公布の日 一部は 元、四、一
開拓者資金融通特別會計 に關する貸付金の財源に 充てるため一般會計から 繰入金に關する法律	衆 三、一	大 三、一	可 三、四	大 三、六	可 三、九	三、一〇	法元、三、一 号	元、四、一

法律成立経過

八三七

法律成立経過

可—提出原案又は送付案可決、修—修正可決（委員会欄「修」、本会議欄「修」とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正可決）、同一回付案同意、承—承認











関税法	参	三、一	大	三、四	三、六	可	三、七	可	三、七	大	三、一	三、三	可	三、四	可	三、七	元、四、二	政令で定
医療法の一部を改正する法律	参	三、八	厚	三、四	三、九	可	三、〇	可	三、〇	厚	三、八	三、三	可	三、四	可	三、〇	元、四、六	公布の日
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三	法	三、三	三、七	可	三、九	可	三、九	法	三、三	三、三	可	四、一	可	四、一	元、四、六	公布の日
刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律	衆	三、二	法	三、二	三、七	可	三、九	可	三、九	法	三、三	三、三	可	四、一	可	四、一	元、四、六	公布の日
統計法の一部を改正する法律	参	二、三	内	三、六	四、一	可	四、三	可	四、三	内	二、三	三、五	可	三、六	可	四、三	元、四、七	公布の日
日本銀行券預入令等を廃止する法律	参	二、六	大	二、六	四、二	可	四、三	可	四、三	大	二、六	二、三	可	二、六	可	四、三	元、四、一〇	公布の日
外国為替銀行法	参	三、二	大	三、四	四、二	可	四、三	可	四、三	大	三、二	三、三	可	三、四	可	四、三	元、四、一〇	公布の日
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	衆	三、三	厚	三、三	三、七	修	(三、七)修	可	(四、〇)修	厚	三、七	四、八	修	四、九	修	四、一〇	元、四、一五	公布の日
国会議員の選挙等の執行の基準に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、八	地	三、八	四、六	可	四、八	可	四、八	地	四、八	四、三	可	四、四	可	四、四	元、四、一五	公布の日
外国人登録法の一部を改正する法律	参	二、三	法	三、二	四、四	可	四、五	可	四、五	法	二、三	三、五	可	三、九	可	四、五	元、四、一〇	公布の日
あへん法	衆	三、九	厚	三、九	三、五	可	(三、五)同	可	(四、七)同	厚	三、五	四、三	修	四、六	修	四、七	元、四、三	公布の日
清掃法	衆	一、六	厚	一、六	三、二	修	(三、三)修	可	(四、七)同	厚	三、三	四、三	修	四、六	修	四、七	元、四、三	公布の日

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律	衆	三、〇	通	三、〇	四、七	可	四、八	可	四、八	通	四、八	四、五	可	四、六	可	四、六	元、四、二〇	公布の日
昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律	衆	四、七	地	四、七	四、九	可	四、〇	可	四、〇	地	四、〇	四、〇	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
肥料取締法の一部を改正する法律(衆、綱島正興君外二十四名提出)	衆	三、五	農	三、九	三、三	可	(三、三)同	可	(四、五)同	農	三、三	四、九	修	四、四	修	四、五	元、四、二〇	公布の日
農林省設置法の一部を改正する法律	衆	四、五	農	四、五	四、六	可	四、七	可	四、七	内	四、九	四、〇	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
らい予防法の一部を改正する法律	衆	三、三	厚	三、三	三、九	可	三、〇	可	三、〇	厚	三、〇	四、〇	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
船舶職員法等の一部を改正する法律	衆	三、五	運	三、五	四、六	可	四、七	可	四、七	運	四、七	四、〇	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
町村合併促進法の一部を改正する法律(参、内村清次君外十四名提出)	参	四、六	地	四、三	四、七	可	四、七	可	四、七	地	四、六	四、九	可	四、三	可	四、七	元、四、二〇	公布の日
狂犬病予防法の一部を改正する法律	衆	一、六	厚	一、六	三、二	修	三、六	修	三、六	厚	三、六	四、九	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
消費生活協同組合法の一部を改正する法律	衆	二、三	厚	二、三	四、五	修	四、八	修	四、八	厚	四、八	四、九	修	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
自治庁関係法令の整理に関する法律	衆	四、六	地	四、六	四、九	可	四、〇	可	四、〇	地	四、〇	四、〇	可	四、三	可	四、三	元、四、二〇	公布の日
国有林野法等の一部を改正する法律	衆	四、三	農	四、三	四、七	可	四、七	可	四、七	農	四、七	四、三	可	四、六	可	四、六	元、四、二〇	公布の日
保安林整備臨時措置法	衆	三、三	農	三、三	四、七	修	四、七	修	四、七	農	四、七	四、三	修	四、六	可	四、六	元、四、二〇	公布の日
特別調達資金設置令等の一部を改正する法律	衆	三、六	大	三、六	四、二	可	四、三	可	四、三	大	四、三	四、六	可	四、六	可	四、六	元、四、二〇	公布の日
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	衆	三、元	大	三、元	四、五	可	四、五	可	四、五	大	四、五	四、六	可	四、六	可	四、六	元、四、二〇	公布の日



法律成立経過

住宅金融公庫法の一部を改正する法律	衆	三、八	建	三、八	三、二六	可	三、一八	可	三、一八	建	三、一八	四、一九	修	四、三	可	四、三	法元、五、一八号	公布の日
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	衆	三、三	通	三、三	三、四、三	可	四、一五	可	四、一五	通	四、一五	四、三三	可	四、三	可	四、三	法元、五、一八号	公布の日
石油資源探査促進臨時措置法	衆	三、三	通	三、三	三、四、三	可	四、一五	可	四、一五	通	四、一五	四、三三	可	四、三	可	四、三	法元、五、一八号	公布の日
財政法等の一部を改正する法律	衆	三、三六	大	三、三六	三、四、四	修	四、一五	修	四、一五	大	四、一五	四、三六	可	四、一六	可	四、一六	法元、五、一八号	公布の日
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律	衆	三、三九	大	三、三九	三、四、四	可	四、一五	可	四、一五	大	四、一五	四、三六	可	四、一六	可	四、一六	法元、五、一八号	公布の日
商品取引所法の一部を改正する法律	参	三、三六	通	三、三六	三、四、七	可	四、三〇	可	四、三〇	通	三、六三、三五	可	三、三六	可	四、一六	可	法元、五、一〇九号	公布の日
運輸省関係法令の整理に関する法律	衆	四、一九	運	四、一九	四、二二	可	四、三三	可	四、三三	運	四、三三	四、三六	可	四、三六	可	四、三六	法元、五、一〇九号	公布の日
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律	衆	四、三〇	大	四、三〇	四、三六	可	四、三七	可	四、三七	大	四、三七	五、七	可	五、八	可	五、八	法元、五、一〇九号	公布の日
地方税法の一部を改正する法律	衆	二、三三	地	二、三三	二、四、七	修	四、八	修	四、八	地	四、八	四、三六	修	五、六	修	五、一三	法元、五、一三九号	公布の日
入場税法	衆	二、二五	大	二、二五	二、四、八	修	四、八	修	四、八	大	四、八	五、六	可	五、七	可	五、七	法元、五、一三九号	公布の日
建設機械抵当法	衆	四、二二	建	四、二二	四、三三	可	四、三三	可	四、三三	建	四、三三	四、三六	可	五、六	可	五、六	法元、五、一三九号	公布の日
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律	衆	四、二二	建	四、二二	四、三三	可	四、三三	可	四、三三	建	四、三三	四、三六	可	五、六	可	五、六	法元、五、一三九号	公布の日
当せん金附証券法の一部を改正する法律(衆、浅香忠雄君外十八名提出)	衆	四、二四	大	四、二四	四、二七	可	四、三〇	可	四、三〇	大	四、三〇	五、六	可	五、七	可	五、七	法元、五、一三九号	公布の日

利息制限法

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	衆	三、一〇	地	三、一〇	三、一〇	修	四、三三	修	四、三三	地	四、三三	五、八	修	五、一〇	修	五、一三	法元、五、一五〇号	公布の日
入場譲与税法	衆	三、一	地	三、一	三、一、四、七	否決	四、八	修	四、八	地	四、八	五、八	修	五、一〇	修	五、一三	法元、五、一五〇号	公布の日
交付税及び譲与税配付金特別会計法	衆	三、八	大	三、八	三、八、四、三	修	四、一五	修	四、一五	大	四、一五	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
経済援助資金特別会計法	衆	三、七	大	三、七	三、七、四、八	修	四、三〇	修	四、三〇	大	四、三〇	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
閉鎖機関令の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	三、三、四、二	可	四、三三	可	四、三三	大	四、三三	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
金融機関再整備法の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	三、三、四、二	可	四、三三	可	四、三三	大	四、三三	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に本店の整理に関する法律	衆	三、三	大	三、三	三、三、四、二	可	四、三三	可	四、三三	大	四、三三	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
令の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	三、三、四、二	可	四、三三	可	四、三三	大	四、三三	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
軍事郵便貯金等特別処理法	衆	四、四	郵	四、四	四、四、五、八	可	五、一〇	可	五、一〇	郵	五、一〇	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
国の所有に属する自動車の交換に関する法律	衆	四、六	大	四、六	四、六、四、七	可	四、三七	可	四、三七	大	四、三七	五、一〇	可	五、一四	可	五、一四	法元、五、一五〇号	公布の日
株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律	参	三、九	大	三、九	三、九、四、六	修	四、三〇	修	四、三〇	大	三、九三、三九	可	三、三〇	可	四、一六	可	法元、五、一〇七号	公布の日
港湾法の一部を改正する法律	参	三、〇	運	三、〇	三、〇、四、六	可	五、一〇	可	五、一〇	運	三、〇、四、六	可	四、一六	可	四、一六	可	法元、五、一〇七号	公布の日
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律	衆	四、二	大	四、二	四、二、四、七	可	四、三〇	可	四、三〇	大	四、三〇	五、七	修	五、八	修	五、一〇	法元、五、一〇七号	公布の日

法律成立経過















覚せい、劑取締法の一部を改正する法律(参、高野一夫君外十一名提出)	宅地建物取引業法の一部を改正する法律(衆、村瀬宣親君外十六名提出)	精神衛生法の一部を改正する法律(衆、青柳一郎君外十二名提出)	国有財産特別措置法の一部を改正する法律(衆、苦米地英俊君外二十五名提出)	教育公務員特例法の一部を改正する法律(参、荒木正三郎君外十九名提出)	酪農振興法	企業再建整備法の一部を改正する法律	農業協同組合法の一部を改正する法律(衆、金子與重郎君外十六名提出)	農業委員会法の一部を改正する法律(衆、小枝一雄君外十六名提出)	行政機関職員定員法の一部を改正する法律
参	衆	衆	衆	参	衆	衆	衆	衆	衆
五、二六	五、三六	五、三六	五、三〇	五、三九	四、二七	四、三三	四、二六	四、二六	三、一〇
厚	建	厚	大	文	農	大	農	農	内
五、二六	五、二六	五、二六	五、三三	五、三〇	四、二七	四、三三	四、二六	四、二六	三、一〇
五、二六	五、二六	五、二六	五、三三	五、二六	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	三、二五
可	可	可	修	可	修	修	修	修	可
五、三三	五、三三	五、三三	五、三三	六、三三	五、二八	五、三三	五、三三	五、三三	三、二七
可	可	可	修	可	修	修	修	修	可
厚	建	厚	大	文	農	大	農	農	内
五、二六	五、三三	五、三三	五、三三	五、二六	五、二八	五、三三	五、三三	五、三三	三、三三
五、二六	五、三三	五、三三	五、三三	五、二六	五、二八	五、三三	五、三三	五、三三	三、三三
可	可	可	可	可	修	可	修	修	修
五、二六	五、三三	五、三三	五、三三	五、二六	五、二八	五、三三	五、三三	五、三三	三、三三
可	可	可	可	可	修	可	修	修	修
五、三三	五、三三	五、三三	五、三三	五、三三	五、二八	五、三三	五、三三	五、三三	三、三三
法元、六、三三	法元、六、三三	法元、六、三三	法元、六、三三	法元、六、三三	法元、六、二四	法元、六、二四	法元、六、二四	法元、六、二四	法元、六、二七
公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律	奄美群島復興特別措置法(衆、保岡武久君外二十四名提出)	昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律	道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律	地方公務員法の一部を改正する法律	地方自治法の一部を改正する法律	日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律	質屋営業法の一部を改正する法律
衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
三、二二	四、二六	五、二四	三、四	三、八	三、三〇	五、八	四、二二	三、八	三、二二
法	地	地	地	建	地	地	大	大	地
三、二二	四、二六	五、二四	三、四	三、八	三、三〇	五、八	四、二二	三、八	三、二二
三、二五	五、一九	五、二五	四、一三	四、一五	五、二六	五、一九	四、二七	五、二〇	五、二六
可	可	可	可	可	可	修	可	修	可
三、二七	五、二〇	五、二五	四、一三	四、一七	五、二七	五、二〇	四、二七	五、二五	五、二七
可	可	可	可	可	可	修	可	修	可
法	地	地	地	建	地	地	大	大	地
三、二七	五、二〇	五、二五	四、一三	四、一七	五、二七	五、二〇	四、二七	五、二五	五、二七
六、二二	六、一九	六、二四	六、九	五、三三	六、九	六、九	五、一〇	五、二八	六、九
修	可	可	可	可	可	可	修	可	可
六、二五	六、一五	六、二〇	六、一五	六、一	六、一五	六、一五	五、二二	五、二〇	六、二五
可	可	可	可	可	可	可	修	可	可
六、二五	六、一五	六、二〇	六、一五	六、一	六、一五	六、一五	五、二二	五、二〇	六、二五
法元、六、二七	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二	法元、六、二二
公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日







約(第八十号)

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書	衆	四、七	外	四、七	四、二六	承	四、三〇	承	四、三〇	五、七	承	五、八	承	五、八	条元、五、三二号	元、五、三二
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定	衆	四、一〇	外	四、一〇	四、二六	承	四、三〇	承	四、三〇	五、一七	承	五、一七	承	五、一七	条元、六、一三二号	元、六、一
日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定	衆	五、二四	外	五、二四	五、二八	承	五、二八	承	五、二八	五、二六	承	五、二六	承	五、二六	条元、六、一三三号	元、六、五
通商に関する日本国とカナダとの間の協定及び関係文書	衆	四、九	外	四、九	四、三三	承	四、三三	承	四、三三	五、二二	承	五、二二	承	五、二二	条元、六、一三四号	元、六、七
第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定	衆	二、二	外	二、二	二、二七	承	二、二五	承	二、二五	三、一五	承	三、一七	承	三、一七	条元、六、一三〇号	元、六、三〇
奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件	衆	二、三、四	(委員会省略)		二、三、四	承	二、三、四	承	二、三、四	三、二四	承	三、二四	承	三、二四		
日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるとの件	衆	二、二	外	二、二	二、二五	承	二、二五	承	二、二五	三、一五	承	三、一七	承	三、一七		

けしん栽培並にあげん及び生産の制限及び引取に及ぼす承認書の批准に關する件	衆	四、七	外	四、七	四、二六	承	四、三〇	承	四、三〇	五、一〇	承	五、一四	承	五、一四		
日本国における合衆国軍隊及び作爲軍の共同の作爲又は作爲の共同の請求権に關する承認書の締結に關する件	衆	四、一〇	外	四、一〇	四、二六	承	四、三〇	承	四、三〇	五、一七	承	五、一七	承	五、一七		
所得に対する租税に關する二重課税の防止のため日本国とアメリカ合衆国との間の協定の批准に關する件	衆	四、二二	外	四、二二	五、一五	承	五、一八	承	五、一八	五、一九	承	五、二二	承	五、二二		
遺産相続及び贈与に対する租税に關する二重課税の防止に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の批准に關する件	衆	四、二二	外	四、二二	五、一五	承	五、一八	承	五、一八	五、一九	承	五、二二	承	五、二二		
第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とスウェーデンとの間の協定	衆	四、二二	外	四、二二	四、二六	承	四、三〇	承	四、三〇	五、七	承	五、八	承	五、八	条元、七、一六二七号	







◎召集及び会期

一、召集 昭和二十八年十一月十九日官報号外をもって、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によつて、昭和二十八年十二月十日に、国会の常会を東京に召集する。

御名御璽

昭和二十八年十一月十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

二、会期

当初決定 昭和二十八年十二月十日から昭和二十九年五月八日まで百五十日間

会期延長 九月九日から五月二十二日まで十四日間

会期延長 五月二十三日から五月三十一日まで九日間

会期延長 六月一日から六月三日まで三日間

会期延長 六月四日から六月五日まで二日間

会期延長 六月六日から六月十五日まで十日間

◎委員会及び委員長名

一、常任委員会

委員会名	議院名	委員長名	所属
内閣府	衆議院	稲村順一	自由党
人事院	衆議院	川島正次	自由党
地方行政	衆議院	小島正次	自由党
法務	衆議院	上塚三郎	改進黨
大蔵省	衆議院	辻寛一	改進黨
文部省	衆議院	小出徹三	改進黨
農林省	衆議院	井出徹三	改進黨
通商産業	衆議院	大田西長	改進黨
参議院	参議院	小酒井義男	改進黨
参議院	参議院	松浦清	改進黨
参議院	参議院	内村清	改進黨
参議院	参議院	郡九次	改進黨
参議院	参議院	高橋進	改進黨
参議院	参議院	佐藤尚武	改進黨
参議院	参議院	大矢次郎	改進黨
参議院	参議院	西郷吉之助	改進黨
参議院	参議院	川村松五郎	改進黨
参議院	参議院	堀村末五郎	改進黨
参議院	参議院	上柳愛吉	改進黨
参議院	参議院	片柳真吉	改進黨
参議院	参議院	森八三	改進黨
参議院	参議院	森崎三	改進黨
参議院	参議院	中川以良	改進黨
参議院	参議院	石原幹郎	改進黨
参議院	参議院	石原幹郎	改進黨



運輸	郵政	電気通信	労働	予経	懲罰	議院	図書
關内正一(自)	田中織之進(社左)	成田知巳(社左)	久赤野松忠(自)	倉佐石伯忠(自)	伊森管田東幸岩男(自)		
前田穰(緑)	高木正夫(緑)	上原正吉(自)	佐藤義彦(自)	島津忠彦(自)	深川良(自)	堀木謙(自)	早川慎(自)
青木英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)	小川英一(自)
寺尾清(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)	高橋道一(自)

二、特別委員会

委員会名	委員長名	設置年月日	備考
海外同胞引揚及び遺族特別委員会	山下春江(改)	昭六、三、一〇	
公職選挙法改正に関する調査特別委員会	森三樹(社左)	昭六、三、一〇	
行政監察特別委員会	塚原俊郎(自)	昭六、三、一〇	
補助金等の臨時特例別委員会	葉梨新五郎(自)	昭六、三、一〇	
補助金等の臨時特例別委員会	松永義雄(社右)	昭六、三、一〇	

不成立法律案審議経過

法案名	提出	衆議院		参議院		備考
		委員会	本会議	委員会	本会議	
昭和二十八年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外九名提出)	衆議院 十一月十日	大	十一月十日 否決			
公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(白濱仁吉君外十一名提出)	衆議院 十一月十四日	水	十一月十四日 (可決撤回)			
科学技術庁設置法案(松前重義君外七名提出)	衆議院 十一月十四日	内				
教育委員会法の一部を改正する法律案(野原覺君外百三十五名提出)	衆議院 十一月十九日	文				
教育委員会法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(野原覺君外百三十五名提出)	衆議院 十一月十九日	文				
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(野原覺君外百三十五名提出)	衆議院 十一月十九日	文				
学校教育法等の一部を改正する法律案(前田榮之助君外百三十五名提出)	衆議院 十一月十九日	文				
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(前田榮之助君外百三十五名提出)	衆議院 十一月十九日	文				
特定の公務員の営利企業等への関与の制限に関する法律案(中村高一君外十九名提出)	衆議院 十一月十九日	人				

三、両院法規委員会

衆議院 武知勇記(自)  
参議院 白波瀬米吉(自)二九、六、一五まで  
松岡平市(自)二九、六、一五から



政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外十九名提出)	衆	二、三	特(公選)	三、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
刑法の一部を改正する法律案(八百板正君外百三十四名提出)	衆	三、三	法	三、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案(中野四郎君外二十一名提出)	衆	三、三	大	四、二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(阿部五郎君外百三十四名提出)	衆	四、三	大	四、四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
最低賃金法案(井堀繁雄君外六十三名提出)	衆	四、九	労	四、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
最低賃金保障金融公庫法案(井堀繁雄君外六十三名提出)	衆	四、九	労	四、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
最低賃金法案(和田博雄君外四名提出)	衆	四、九	労	四、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
最低賃金保障金融公庫法案(和田博雄君外四名提出)	衆	四、九	労	四、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
自給肥料増産特別措置法案(杉山元治郎君外十二名提出)	衆	四、二	農	四、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
農民組合法案(足鹿覺君外十九名提出)	衆	四、四	農	四、七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
国土開発中央道事業法案(竹谷源太郎君外二十六名提出)	衆	五、八	経	五、八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
売春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一名提出)	衆	五、〇	法	五、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外十九名提出)	衆	五、七	特(公選)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
砂利採取法案(大西禎夫君外十四名提出)	衆	五、八	通	五、〇、五、六	修六、三	修六、三	通六、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
結核及びらい患者福祉事業振興会法案(福田繁芳君外三名提出)	衆	五、〇	大	五、三	(五、三撤回)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
水道法案(只野直三郎君提出)	衆	五、二	厚	五、四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(芳賀貢君外四十四名提出)	衆	五、三	農	五、三	五、三	修六、三	否決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
昭和二十九年五月の暴風雪害による被害農業者等に対する資金の融通に関する法律案(芳賀貢君外四十四名提出)	衆	五、三	農	五、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外六名提出)	衆	五、三	大	五、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出)	衆	五、三	大	五、三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
精神衛生法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十一名提出)	衆	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案(佐藤洋之助君外十二名提出)	衆	六、一〇	農	六、一〇、六、一〇	可六、二	可六、二	可六、二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(山手満男君外十一名提出)	衆	六、二	通	六、二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
加工水産物の輸出振興に関する法律案(佐竹新市君外四十四名提出)	衆	七、八	水	七、八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案(千葉三郎君外十六名提出)	衆	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
資金運用部資金法の一部を改正する法律案(福田利夫君提出)	衆	七、二	大	七、二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査
地方自治法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出)	衆	八、一	地	八、一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	衆、継続審査




















BZ-5-8



\*1201000118296\*



第二十回国会制定法審議要録

衆議院法制局





112



B8  
5  
8



K 7790

凡 例

314.451Sy 996k

一、本書は、第二十回国会（臨時会）において成立した法律並びに議決された昭和二十九年度予算補正三案の提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の政府の所信に関する演説、大蔵大臣の財政に関する演説、第二十回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日番号の下に「（衆）」又は「（参）」と註記してあるのは、その法律案の提案が、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、そ

凡 例

一







○法律第二一六号 する繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八公布)……………二五

昭和二九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八公布)(衆)……………二五

○法律第二一七号 昭和二九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・八公布)……………二六

○法律第二一八号 北海道における国有林野の風害木の売却代金の納付に関する特別措置法(昭二九・一二・一五公布)……………二七

○法律第二一九号 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五公布)(衆)……………二七

○法律第二二〇号 昭和二九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二九・一二・一五公布)(衆)……………二八

○法律第二二一号 昭和二九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・一五公布)……………二九

○法律第二二二号 昭和二九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・一五公布)……………二九

○法律第二二三号 水稻健苗育成施設普及促進法(昭二九・一二・一五公布)(衆)……………二九

○法律第二二四号 昭和二九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭二九・一二・一五公布)(衆)……………二九

○法律第二二五号 日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五公布)(参)……………二九

○法律第二二六号 町村合併促進法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一六公布)(参)……………二九

○法律第二二七号 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九・一二・一六公布)(衆)……………二九

二〇公布(衆)……………三三

○法律第二二八号 昭和二九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭二九・一二・二〇公布)(衆)……………三六

昭和三十年

○法律第一号 昭和二九年七月の大雨同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇・一・七公布)(衆)……………七四

○昭和二十九年度一般会計予算補正(第一号)(昭二九・一二・六成立)……………七六

○昭和二十九年度特別会計予算補正(特第二号)(昭二九・一二・六成立)……………七六

○昭和二十九年度政府関係機関予算補正(機第一号)(昭二九・一二・六成立)……………七六

○内閣総理大臣の政府の所信に関する演説(昭二九・一一・三〇)……………九四

○大蔵大臣の財政に関する演説(昭二九・一一・三〇)……………九六



法律の件名索引 (五十音順)



○医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二二)(参).....三五

○漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九・一二・八法二二四).....三三

(二)

○国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇六)(衆).....一

○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇七)(衆).....二

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇八).....八

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二三).....三

○国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭

件名索引

二九・一二・二〇法二二七)(衆).....三

(七)

○自衛隊法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇九).....一〇

○昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(昭二九・一二・八法二一〇).....三

○昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二一六)(衆).....三七

○昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・八法二一七).....三〇

○昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二九・一二・一五法二二〇)(衆).....三六

○昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・一五法二二一).....四〇

○昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・一五法二二二).....四四

○昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭二九・一二・一五



件名索引

法二二四(衆).....三

○昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭二九・一二・二〇法二二八)(衆).....六

○昭和二十九年七月の大雨同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭三〇・一・七法一)(衆).....四

(す)

○水稻健苗育成施設普及促進法(昭二九・一二・一五法二二三)(衆).....四

(そ)

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五法二一九)(衆).....三

(ち)

○町村合併促進法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一六法二二六)(参).....五

(に)

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五法二二五)(参).....五

(の)

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二五).....三

(ほ)

○北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法(昭二九・一二・一五法二二八).....三

(ろ)

○労働組合法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二二)(衆).....九

法律の部門別索引

第一 憲 法

○公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇七).....二

第二 国 会

○国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇六).....一

第三 地 方 行 政

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇八).....八

○昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(昭二九・一二・八法二一〇).....三

○町村合併促進法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一六法二二六).....五

部門別索引



第四 財政・金融

- 国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九・一二・二〇法二二七)……………三
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二一三)……………三
- 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二五)……………二五
- 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律(昭二九・一二・八法二二四)……………三
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五法二一九)……………三
- 昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二九・一二・一五法二二〇)……………三

第五 産業・経済

- 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭二九・一二・二〇法二二八)……………六
- 昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二六)……………二七
- 水稻健苗育成施設普及促進法(昭二九・一二・一五法二二三)……………四
- 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法……………四

- (昭二九・一二・一五法二二二)……………四〇
- 北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法(昭二九・一二・一五法二二八)……………三
- 昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・一五法二二二)……………四
- 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭二九・一二・一五法二二四)……………三
- 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二九・一二・八法二二七)……………三〇

第六 交通

- 日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二九・一二・一五法二二五)……………三

第七 厚生

- 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二一)……………二五

第八 労働

- 労働組合法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二二)……………一九



○自衛隊法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二〇九)……………10

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二〇六)(衆)

一、提案理由(十二月六日)

○田淵光一君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案したものでありまして、衆議院の議長、副議長及び議員の秘書に支給する期末手当及び勤勉手当は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によつて毎年六月及び十二月の十五日に在職する者に対し支給することとなつておりますから、その期日の直前に衆議院が解散されたような場合においては支給を受けることができないので、きわめて短時日の差で所定の期日まで在職し支給を受けるものとの権衡を失するきらいがあり、また任意の退職でもありませんから、その期日の属する月、すなわち六月及び十二月の一日から十四日までの間に解散されたときは、所定の期日まで在職したものとみなし、これを支給することとする必要があると認め、本案を提出した次第であります。なお、本案は本年十二月に支給する分から適用することといたしました。何とぞ御賛成をお願いいたします。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

二、参議院議院運営委員長報告(十二月六日)

○寺尾豊君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

現行規定によりますと、期末手当及び勤勉手当を受けるべき期日の直前に衆議院が解散をされたときは、その解散の日に在職する衆議院の議員等の秘書には期末手当及び勤勉手当を支給することができませんので、本案は六月一日から六月十四日までの間、又は十二月一日から十二月十四日までの間に衆議院が解散をされたときは、その解散の日に在職する秘書に対し右の諸手当を支給できるように改めようとするものであります。

本委員会は、本案が衆議院から送付されるに及び、これを審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審議は省略された。



## ◎公職選挙法の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二〇七) (衆)

### 一、提案理由(十二月三日)

○森三樹二君 たいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

本案は、今次の国会自粛立法の一環として、選挙界の浄化をはかるため、連座制等を強化して選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化、選挙運動費用の合理化、政党等の政治活動の規制等を行うとともに、選挙管理事務に関する規定を整備せんとするものであります。

すなわち、選挙の公正確保に関するものとして、公務員等がその地位を利用してなす事前運動を禁止し、選挙運動費用の法定制限額を現行約四十万円より七十万円まで引上げ、その制限額を越えて支出した場合には出納責任者を処罰し、さらに選挙運動に従事する者に対する実費弁償額並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額を実情に沿うがごとく引上げ、その基準を法定することとし、寄付の制限に関しては新たに規定を設けて、立候補の意思のある者は、当該選挙に当該選挙区内の者に対しては寄付を禁止し、さらに、立候補の前後を問わず、候補者が役員である会社その他の団体が行う寄付で、候補者の名前が表示されたり類推されたりするものは禁止することにいたしましたのであります。

た車上においてする演説のみ許されております。なお、これらの車上に乗る者の員数は、候補者、運動員、労務者合せて四人に制限し、拡声機は一そろいに限ることにいたしました。但し、個人演説会場においては、会場ごとにさらに一そろいを使用することができるとにいたしましたのであります。

なお、文書、図画に關しましては、自動車及び船舶への掲示は一切禁止し、選挙事務所、演説会に用いるポスターはその規格を制限し、さらにポスターを他人の工作物に掲示する場合には居住者の承諾を得ることを明確にいたしましたのであります。

さらに、屋外放送を禁止するため、主として屋外に向つて放送することを目的とした設備の使用は禁止されることにいたしましたのであります。録音盤は、立会い演説会においてはその使用を禁止し、個人演説会、街頭演説においてはこれを認めることにいたしました。なお、立会い演説会開催当日の他の演説会は、その前後二時間の間のみ禁止することに緩和いたしました。

このほか、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の範囲を拡大するとともに、この規制を、参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙についても及ぼすことにいたしました。

その他は、おおむね選挙管理事務の整備及び現行法の整備であります。

次に本改正案の施行期日ですが、本改正案の施行は昭和三十年三月一日から行うこととし、但し、衆議院の選挙に關しましては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、原則として当該総選

公職選挙法の一部を改正する法律

連座制に關しては、出納責任者の買収犯等にも新たに連座制を適用するとともに、総括主宰者、出納責任者の買収犯等の場合及び出納責任者の法定費用超過支犯罪の場合には、従来の免責規定をやめて、おとり犯の場合に限り免責規定を置くことといたしました。さらに、おとり犯罪の制度を創設して、おとり犯については処罰することとするともに、選挙権、被選挙権を停止された者はその期間中選挙運動ができないこととし、また罪の時効については、形式犯については六箇月、その他の犯罪については一年、犯人が逃亡した場合には時効期間を二倍に延長することにいたしましたのであります。

選挙運動一般に關しましては、まず選挙事務所法定数厳守のため、表示する一定の標札を掲げなければならないものとするともに、飲食物の提供については、選挙運動従事者及び労務者に対する弁当は、候補者一人について、選挙の告示のあつた日から選挙の当日までの期間、一日十五人の割合で、三食分に相当する数を越えない範囲に限つてその提供を認め、これは選挙事務所で食事し、または携行する場合に限るものとなりました。さらに、現行法におきましては湯茶の提供に限られていたものを、茶菓の提供に改めておきます。

なお、自動車、拡声機及び船舶の使用につきましては、まず選挙運動用自動車は、乗用車または小型トラック一台に限ることとし、大型トラックは、天候その他の事情により小型トラックの運行ができない場合に限り使用することができるとにいたしました。連呼行為は、車上、徒歩すべて禁止し、自動車上の選挙運動は、停車し

挙から施行することとしたのであります。

最後に、選挙区制、議員定数等の問題であります。この点については今回は結論を得るまでには至らなかつたのであります。今後とも広く各界の意見を聞き、慎重に研究調査することといたしました。

以上が本法案の要旨であります。なお、詳細にわたりましたは委員会の速記録を御参照いただきたいと思つております。

本法案の草案の成立につきましては、今夏以来、自粛立法の申合せ及び国民の輿論にこたえるため、各党の代表が熱心に御討議の上成立したものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

### 二、参議院地方行政委員長報告(十二月六日)

○中田吉雄君 只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過の概要並びに結果を御報告いたします。

本案は衆議院提出にかかるとあります。その提案理由として、今次の国会自粛立法の一環として選挙界の浄化を図るため、連座制等を強化して、選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化、運動費用の合理化、政党等の政治活動の規制等を行うと共に、選挙管理事務に関する規定を整備せんとするものであると、ございませう。

次に法案の内容の概要を申し上げます。まず選挙の公正確保に關するものとして、公務員等がその地位を利用して行う事前運動を禁止



し、選挙運動の法定制限額を、衆議院議員については現行約四十万円より七十万円に引上げ、参議院議員については現在政令で定められている基準額を法定し、その額を衆議院議員の場合とほぼ同一割合を以て引上げ、その制限額超過の場合には、出納責任者を処罰し、更に選挙運動に従事する者に対する実費弁償額並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額を実情に副うごとく引上げ、その基準を法定することとし、寄附の制限に關しては、新たに規定を設けて、立候補の意思のある者は、当該選挙に關し当該選挙区内の者に対しては寄附を禁止し、更に立候補の前後を問わず、候補者が役員である会社、その他の団体が行う寄附で、候補者の名前が表示されたり、類推されたりするものは禁止することにいたしております。

連座制に關しては、出納責任者の買収犯等にも新たに連座制を適用すると共に、総括主宰者、出納責任者の買収犯等の場合及び出納責任者の法定費用超過支出罪の場合には、従来の免責規定をやめ、新たにおとり罪を創設して、このおとり犯の場合に限り免責を認めると共に、おとり防止のために、おとり犯につき嚴罰規定を設けたのであります。また選挙犯罪により選挙権、被選挙権を停止された者は、その期間中選挙運動ができないこととし、罪の時効については、形式犯については六月、その他の犯罪については一年、但しおとり罪については二年間とし、犯人が逃亡した場合は、その時効期間をそれより二倍に延長することにいたしております。選挙運動一般に關しましては、先ず選挙事務所法定数厳守のため

一定の標札を掲げなければならないものとし、飲食物の提供については選挙運動従事者及び労務者に対する弁當は一定の範囲内においてその提供を認めるが、これは選挙事務所で食事し、又は携行する場合に限るものであります。更に現行法では湯茶の提供に限られているのを茶菓の提供に改めたのであります。自動車、拡声機及び船舶の使用については、選挙運動用自動車は乗車用又は小型トラック一台に限ることとし、大型トラックは積雪、泥濘等の悪路その他止むを得ない事情により乗用自動車及び小型トラックの運行不可能の場合でなければこれを認めないこととし、連呼行為は車上、徒歩すべて禁止し、自動車上の選挙運動は停止した車上においてする演説のみを認め、自動車、船舶に乘車、乗船する者は、運転手、船員を除き一台、一隻につき候補者、運動員、労務者合せて四人以内に制限し、拡声機は一揃いに限ることとし、但し個人演説会場においては会場ごとに更に一揃いの使用を認めることといたしております。

文書図画に關しては、自動車及び船舶への掲示は一切禁止し、選挙事務所、演説会に用いるポスターの規格を制限し、録音盤は立会演説会においてはその使用を禁止し、個人演説会、街頭演説会においてはこれを認めることとし、立会演説会開催当日の他の演説会等の制限を立会演説会の開催前二時間から終了後二時間の間に緩和したてております。なお個人演説会告知用ポスターは、現在千二百枚を交付されることになっておりますが、今回これを衆議院議員については五千枚、参議院地方選出議員については三千枚に増加すると

共に、告知用ポスターはその掲示個所を移動し、他の演説会の告知用に再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないものとしたしました。この場合衆参両院議員の間でポスター枚数が違つておりますのは、参議院議員については、別にいわゆる五号ポスター、即ち一般の選挙運動用のポスター二千枚が認められているためであるとの説明であります。なお政党その他の政治団体の選挙における政治活動の規制及び政党等の機関新聞紙及び機関雑誌に關する制限は、参議院議員の選挙にも及ぼすことにいたしております。

以上が改正案の主要な点であります。その他はおおむね選挙管理事務の整備及び現行法の整備であります。

地方行政委員会におきましては、本月四日、衆議院議員森三樹二君より提案理由の説明を聞いたのち、数回に亘り衆議院側及び政府委員との間に質疑応答を重ね、慎重熱心なる審査を行いました。その詳細については会議録に譲ることをお許し頂きたいと存じます。

本六日討論に入り、自由党の伊能委員は、「本法案はおおむね妥当と認めるが、ポスターの枚数のごとく、今後衆参両院の間に調整を要する点があるので、これらの点については将来これが是正を考慮することとして本案に賛成」の旨を述べられました。緑風会の小林委員は、「本法案の内容において基本的、実質的な要点に触れるところの少いのを遺憾とする、殊に選挙区制の問題が取上げられなかつたのは不満足であるが、今後選挙界公正のため、小選挙区制を推進したい意思を持つてゐることをここに明らかにし、本法案に賛

成する」旨を述べられました。社会党第四控室の若木委員は、「本法案の内容をつぶさに検討すると、言論の自由を尊重する上に配慮が十分でない点が見られるのは遺憾であるが、今後の是正を期待して本法案に賛成する」旨述べられました。日本民主党の寺本委員は、「個々の点については不満足な点もあるが、本法案が連座制を強化して国民の期待に応えた点は極めて適当であるから、本法案に賛成する」旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題になりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

本法案は、今次の公職選挙法の一部改正に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正せんとするものであります。改正の内容を申し上げますと、第一点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の候補者の選挙公報の字数、現行千五百字を二千文字に増加し、新たに候補者の写真を掲載することとなり、又参議院全国選出議員の候補者の選挙公報の字数、現行五百字を六百字に増加することになりましたのに伴ひまして、用紙代、印刷代等を増額し、選挙公報発行費の基準額を改定しようとするものであります。第二点は、公営施設使用の個人演説会場において拡声機の設備があるものについては、その拡声機の使用料を加算する規定を新たに設



けようとするものであります。第三点は、衆議院議員の候補者の個人演説会告知用ポスターの枚数、現行千二百枚を五千枚に、参議院地方選出議員の候補者については現行千二百枚を三千枚に枚数が増加されることになりましたのに伴いまして、それらポスターの経費の額を改定しようとするものであります。第四点は、交通不便な島で特別に備船を必要とする場合における経費の加算額の規定を新たに設けようとするものであります。第五点は、国の予算節減の方針に則り、当分の間基準額で算出した額の5%の節減を行うため、特に規定を設けようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、本月四日、政府当局より提案理由の説明を聞いた後、格別の質疑もなく、本六日採決の結果、本法案は全会一致を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題になりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、政府において警察制度の改正に伴う都道府県分警察費所要額の算定につきまして、五十六億円の過小算定があることが明らかになりましたので、警察費の算定替えを行うこととし、補正予算において要措置額四十億を地方交付税の総額に追加することになったことに対応いたしました。本年度の地方交付税について地方交付税法の所要の改正を行おうとするものであります。

起債の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、本年七月の大雨、八月、九月の台風及び八月の冷害により被害を受けた地方公共団体に対し、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方税等の減免により生じた財政収入の不足を補う場合及び風水害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病害虫駆除対策、農機具対策等の財源とする場合におきましては、起債を財源とすることを認めると共に、この地方債については、資金運用部資金、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を融資することとし、その利息の定率及び償還方法は政令で定めること等を内容とするものでありまして、衆議院提出に係るものであります。

本委員会におきましては、本日六日、衆議院議員加藤精三君より提案理由の説明の後、本法案に対する政府の意見について質疑があり、これに対し政府委員から、「昨年の類似の法律より弾力性がある故、止むを得ない。ただ七月の大雨にまで及ぼすのは範囲を拡げ過ぎる。当大蔵当局も本法案は了解している」旨の答弁がありました。

次いで討論において伊能委員から、七月の大雨を含めることは、他の同種類の特例法との均衡上不適当であるから、これは削除すべきであるとして、修正案が提出されました。次いで採決の結果、伊能委員の修正案は、多数を以て可決され、修正部分を除いた衆議院送付案は、全会一致を以て可決されました。かくて本法案は、多数を以て修正可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

その内容の要点は、第一に、所得税及び法人税の収入額の百分の十九・八七四(現行十九・六六)、並びに酒税の収入額の百分の二十を以て本年度の地方交付税とすることであり、第二に、本年度分として交付すべき地方交付税の総額は所得税及び法人税の収入見込額の百分の十九・八七四(現行十九・六六)並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とすることであり、第三に、すでに決定した本年度の普通交付税の額を変更することによる混乱を防止するため、本年度分の地方交付税について増加して四十億円は特に特別交付税の総額に算入するものとすることであり、第四に、

本委員会におきましては、十二月三日、塚田国務大臣から提案理由の説明を聴取し、本六日、警察費の不足額の内容、交付税の率、法人税の自然増収等を見込んで率を定めた理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

討論において加瀬委員は社会党第四控室を代表して、交付税の性質、地方財政の窮乏等の見地に立つて反対、伊能委員は、本年度限りの止むを得ない緊急措置として賛成、小林委員は、便宜的に交付税の率を変えるのは不可であるが、止むを得ぬものとして賛成の意見が述べられました。次いで採決の結果、本法案は、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

御報告申し上げます。

次に議題になりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の

以上、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審議は省略された。



### ◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二〇八)

#### 一、提案理由(十二月四日)

○石村政府委員 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等の執行について、国が負担すべき経費の基準を定め、もつて、その適正かつ円滑な執行を確保することを目的として、昭和二十五年に施行されたものであります。この法律は、現在までに四回にわたり改正されておりますが、今回御案内のごとき経緯により公職選挙法の一部が改正されることになりましたのに伴いまして、さらに改正を必要とするに至つた次第であります。

改正の内容について申し上げますと、第一点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の候補者の選挙公報の字数現行千五百字を二千字に増加し、新たに候補者の写真を掲載することとなり、また参議院全国選出議員の候補者の選挙公報の字数現行五百字を六百字に増加することになりましたのに伴いまして、用紙代、印刷代等を増額

し、選挙公報発行費の基準額を改訂しようとするものであります。第二点は、公営施設使用の個人演説会場において拡声機の設備があるものについては、その拡声機の使用料を加算する規定を新たに設けようとするものであります。

第三点は、衆議院議員の候補者の個人演説会告知用ポスターの枚数現行千二百枚を五千枚に、参議院地方選出議員の候補者については現行千二百枚を三千枚に枚数が増加されることになりましたのに伴いまして、それらポスターの経費の額を改訂いたそうとするものであります。

第四点は、交通不便な島で特別に用船を必要とする場合における経費の加算額の規定を新たに設けようとするものであります。

第五点は、国の予算節減の方針にのっとり、当分の間、基準額で算出した額の五％の節減を行うため特に規定を設けようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

それから数字について選挙部長から説明させます。

○兼子政府委員 現行法で参りますと、費用は衆議院議員の総選挙で申しますと、地方公共団体に対して委託する委託費関係で十四億五千七百二十三万六千二百五十一円と相なっております。そのほか候補者の無料乗車券の購入費とか、無料葉書の購入費、選挙放送の委託費、そのほかに自治庁の事務費等本庁で支出いたします経費

がございますので、現行法で衆議院の総選挙をまかぬますには、十五億九千三百一十一万三千二百五十四円かかることに相なっております。

それに対して、昨日衆議院で可決されました公職選挙法の改正案によりまして、公営がたゞま政務次官から御説明になりましたように拡張に相なっております。それに伴います委託費関係の増が一億二千八十一万一千四百五十四円増加することに相なっております。でありますので、先ほど申し上げました経費にその増加する経費を足しますと、衆議院の総選挙の地方公共団体委託費関係におきましては、十四億五千七百二十三万六千二百五十一円に一億二千八十一万一千四百五十四円を足しまして、十五億七千八百四十七万七千七百一十四円ということに相なります。それから先ほど申し上げました本庁支出の経費を加えますと、十七億一千三百九十二万四千七百円と相なるわけでございますが、本年度の予算執行の上におきまして、財政金融措置によりまして物価の低下等が見込まれ、それに従いまして予算の節約等を行つておりますので、物価の低下等を織り込みまして、この改正案にも百分の九十五の数字を出しておりますが、それで参りますと、委託費関係におきまして、約七千七百九十万二千円ばかり節約に相なりまして、委託費関係におきまして十五億十四万五千三百八十八円の所要経費と相なっております。従いまして、本庁経費を加えますと、十六億三千六百一十二万三千五百六十八円と相なります。そのほかに今回は最高裁判所裁判官の国民審査が一名ございますので、その所要経費を加えますと、かりに総選挙があるということになりますと、この改正案で参りますと総選挙の経費

と国民審査の経費を加えて、十六億六千八百一十六万二千二百三十八円と相なる見込みでございます。

#### 二、衆議院地方行政委員長報告(十二月四日)

(昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律(昭二九一法二二〇)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院地方行政委員長報告(十二月六日)

(公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎自衛隊法の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二〇九)

#### 一、提案理由(十二月一日)

○木村国務大臣 たいま議題になりました自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

さきの国会において陸上自衛官二万人の増員が認められ、これを基礎として二管区隊を増置し、北海道及び東北方面の陸上自衛隊の防衛警備力の充実強化をはかる計画でありましたが、増置する管区隊の具体的配置場所等については種々研究の結果去る八月に至りようやく決定することができた運びとなつたのであります。当時たまたま国会閉会中でありましたので、政府は、自衛隊法第十三条第二項前段の規定に基づき管区隊増置令をもつて二管区隊を増置し、これらの名称並びに管区隊増置令の名称及び所在地を定めた次第であります。これらの管区隊については自衛隊法第十三条第二項後段の規定により政府は、次の国会で自衛隊法を改正する措置をとらねばならないことになつております。

なお、第六管区隊増置部の現在の所在地である福島県信夫郡荒井村については宮城県宮城郡多賀城町に建設中の営舎の完成するまでの間とする必要が、あります。

以上本案の要点を申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(十二月六日)

○平井義一君 たいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、前国会において増員を認められた陸上自衛官二万人をもととして、北海道及び東北地方における防衛警備力の充実強化をはかるため、去る八月政令をもつて二管区隊を増置したのであります。右は国会閉会中の措置であり、次の国会で自衛隊法を改正する措置をとらねばならない規定になつておりますので、本法案は、これら二管区隊の増置に伴い、同法中の別表について管区隊の名称及び所在地等を改正しようとするものであります。

本案は十一月三十日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、十二月六日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して下川委員及び日本社会党を代表して鈴木委員よりそれ／＼反対の意見、自由党を代表して平井委員及び日本民主党を代表して高瀬委員よりそれ／＼賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

#### 三、参議院内閣委員長報告(十二月六日)

○荒木正三郎君 只今議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報

告いたします。

先ず、本法律案について、政府が提案の理由として説明するところを申述べます。さきの国会において陸上自衛官二万人の増員が認められ、これを基礎として二管区隊を増置し、北海道及び東北方面の陸上自衛隊の防衛警備力の充実強化を図る計画であつたが、増置する管区隊の具体的配置場所等については、種々研究の結果、去る八月に至り漸く決定することができた運びとなつたのであるが、当時たまたま国会閉会中であつたので、政府は自衛隊法第十三条第二項前段の規定に基づき、管区隊増置令を以て二管区隊を増置し、これらの名称並びに管区隊増置令の名称及び所在地を定めた次第である。然るにこれらの管区隊については、自衛隊法第十三条第二項後段の規定により、政府は次の国会で自衛隊法を改正する措置をとらねばならないことになつておるので、今回本法律案を提出することにした次第である。なお、第六管区隊増置部の現在の所在地である福島県信夫郡荒井村については、宮城県宮城郡多賀城町に建設中の営舎の完成するまでの間とする必要があるので、附則でその趣旨の規定を設けることとした。以上が本法律案の提案の理由であります。

内閣委員会は、委員会を二回開きまして、本法律案の審査に当たつたのでありますが、この審査においては、今期国会において本法律案が審議未了になつた場合、又、本法律案が成立する以前に衆議院が解散になつた場合における管区隊増置令なる政令の効力はどうかという点、自衛隊法第十三条第二項の「特別の事由」の意義如何、

自衛隊法の一部を改正する法律

その他管区隊増置部の設置の場所の問題、自衛力増強の問題等について、木村長官との間に質疑応答が行われました。本日の委員会においては、質疑も終了いたしましたので、討論の段階に入りましたところ、討論省略の動議が成立し、次いで採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終わります。



### ◎昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律

(昭和二九、一二、八法二一〇)

#### 一、提案理由(十二月二日)

○塚田国務大臣 たいま御上程になりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案に關する提案の理由及びその内容の概要について簡単に御説明申し上げます。

御承知の通り昭和二十九年年度の地方交付税につきましては、その総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算において千二百十六億円を計上いたしていただいておりますが、その後においてその総額の算出の基礎となつた地方財政計画における警察制度改正に伴う道府県分警察費所要額の算定につきまして、過不足の疑いが生じて参りましたので、制度改正後の道府県警察の実態について、大蔵省、警察庁及び自治庁の三者において共同調査を行いました結果、五十六億円の過少算定であることが明らかになりましたので、今回国の補正予算の編成にあたり、警察費の算定がえを行い、要措置額四十億円を地方交付税の総額に追加することとし、これに伴い昭和二十九年年度の地方交付税の所得税、法人税及び酒税に対する既定の割合を変更する必要があると参つたのであります。他面本年度分の地方交付税は、普通交付税

につきましては、すでに各地方団体ごとの額を決定し、その全額が交付済みとなつておりますので、今回増加いたしました四十億円につきましては、地方交付税の原則に従つて、再算定を行い、普通交付税の額の変更を行うこととなるのであります。地方税収入見込額の変更に伴いまして、基準財政収入額の算定がえをも行う必要があり、その結果、通常の手續に従うときは、すでに決定された普通交付税の額が減額される地方団体が生ずることが当然予想され、普通交付税の減額される地方団体については、既交付額の返還という困難な問題をも生じて来るのであります。しかしながら、窮乏した地方財政の現状において、しかも年度末も近いこの際、このような事態の発生を予想しながら、通常の変更手續をとすることは、地方団体の財政運営に大きな混乱を与えることとなり、適当ではありませぬので、かかる無用の混乱を防止するため、特に本年度の地方交付税については、普通交付税と特別交付税の総額の割合に特例を設け、すでに決定した普通交付税の額をこれを変更せず、今回増加する四十億円はすべてこれを特別交付税の総額に算入し、特別交付税の算定を通じて、この間の調整をはかつて行くことが妥当な措置であると考えるのであります。またこれらの特例措置は、いずれも地方交付税制度の基本的な事項でありますので、附則の一部改正という形式によることなく、別個単独の特例法を設けることとし、ここに本特例法案を提案いたすこととしたのであります。

次に本法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。  
第一は、昭和二十九年年度の地方交付税の総額を所得税、法人税の

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします次第であります。

#### 二、衆議院地方行政委員長報告(十二月四日)

○中井一夫君 たいま議題となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず、本案提出の趣旨及び内容の概略をきわめて簡単に申し上げます。御承知のごとく、昭和二十九年年度の地方交付税については、総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度予算一千二百十六億円を計上してありますが、警察法の改正に伴い地方公共団体側から警察費所要額の算定につき論議が現われましたので、政府関係当局は、共同調査を行いました結果、五十六億円の不足額を認定し、今回の国の予算補正にあたり警察費の算定がえを行い、措置を要する額四十億円を地方交付税の総額の一十二億六千六百万円に追加することとし、合計一千二百五十六億円をもつて本年度の地方交付税の総額と改め、その結果、昭和二十九年年度地方交付税の所得税、法人税及び酒税に対する既定割合を変更せんとするのであります。また、交付税の種類ごとの総額についても、すでに決定済みである普通交付税の額には変更を及ぼさず、四十億円の増加額をすべて特別交付税をもつて所要警察関係費の調整をはかるため特例措置を講ずるとするものであります。

本案は十一月三十日本委員会に付託され、十二月二日塚田国務大



臣より提案理由の説明を聴取、四日質疑終了、討論に入り、またところ、委員北山愛郎君及び中井徳次郎君はそれ〴〵日本社会党を代表して政府原案に反対の意を表明し、委員加藤精三君は自由党及び日本民主党を代表して賛意を表明し、採決の結果、多数をもって政府原案の通り可決すべきものと決したのであります。

なお、加藤精三君は、自由党及び日本民主党を代表して、原案に対し附帯決議を付すべしとの動議を提出し、採決の結果、これまた多数をもって可決せられました。

附帯決議は

警察費の不足額四十億円を是正するための地方交付税の率の修正について、今回政府がとつた措置は、地方交付税制度の本旨にかんがみ、適当であるとは思われない。よつて政府は、昭和二十九年年度の地方交付税の清算に当つては、右地方交付税制度の本旨に基く措置をとるよう速やかに改正法律案を提出すべきである。ということでありませぬ。

引続き、たゞいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今回公職選挙法の一部が改正されることになつたのに即応いたしましたので、国会議員の選挙等の執行に關し、国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの基準を改正することなどの必要が生じたので、政府より提案されたものであります。その内容につきましては、政府より配付せられましたところの議案に

基き御承知ありたく、これを省略します。

本案は十二月三日日本委員会に付託され、本四日石村自治政務次官より提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしました。が、本案の趣旨はおおむね妥協と認められますので、同日質疑を終了、討論を省略、採決に付しましたが、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(十二月六日)

(公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇七)の委員長報告と一括して掲載)

◎医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二二一)(参)

一、提案理由(昭和二十九年四月三十日)

○有馬英一君 それでは、発議者の一人といたしまして、私から議案の提案の理由を御説明申し上げます。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)は占領当時制定せられたものであります。昭和三十年一月一日から実施することが定められてありますが、果して我が国の現状において完全医薬分業制度が支障なく実施できるか否かはこの際、再検討を要する問題であります。

即ちその実施上の問題点は大體二つに要約することができます。その一つは、この法律を実施するには、その制定当時、実施の前提条件としてあげられた条件が果して現在整えられているか、どうかという点であります。他の一つは、この法律の実施が我が国の現状において国民生活に如何なる影響を及ぼすかということでありませぬ。

前段の問題点である実施の前提条件は医薬分業実施に適應した新しい合理的な医療費体系を確立することでありませぬ。然るに、この条件は現在まだ何ら具体的に実現しておらないのであります。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

して、この事實は今国会の衆議院厚生委員会の質疑応答によつても明らかであります。これらは今後更に十分なる検討が国会においても行われなければならない基本条件であります。

第二の問題点たる国民生活に及ぼす影響につきましては、大體しますと次の通りになります。一、医療費負担の国民経済に及ぼす影響(特に社会保険経済に及ぼす影響)、一、国民の便、不便に対する影響、一、疾病治療に対する影響、これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師、薬剤師の側における意見は必ずしも一致しておりませぬので、今後十分なる検討を要するわけでありませぬ。

かくのごとく、今日の実情においては、この法律に規定されておる実施の期日たる昭和三十年一月一日という期日については、未だ十分なる見通しと確信とを得ることができませんので、一応これを別に法律に定める日と改正し、この法律実施につき、その前提となるべき諸条件を十分検討し、国民の保健と福祉の向上のために適正なる結論を得たる上、法律をもつて実施の期日を定めんとするものであります。

以上が本法律案提出の提案理由であります。何とぞ慎重御審議のあらんことをお願いする次第であります。

二、参議院厚生委員長報告(十二月二日)

○加藤シヅエ君 只今議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、



厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知の通り、去る昭和二十六年の第十国会におきまして、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律が制定せられたのでございますが、本法は実施の猶予期間を設け、昭和三十年一月一日から施行することが定められております。これがいわゆる医薬分業制度の実施でございます。いよ／＼医薬分業制度の実施を明年に控えました去る第十九国会におきましては、苦米地義三君ほか三十七名の發議によりまして、果して我が国の現状において医薬分業制度が支障なく実施できるか否かはこの際再検討を要する問題であるとして、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が、議員提案として提出せられたのであります。

本法律案の提案理由の概要について申し上げますれば、第一に、第十国会においていわゆる分業三法が制定せられた当時、この法律を実施するための前提条件として挙げられた諸条件が果して現在整備せられているかどうかの問題、第二に、これをそのまま実施することによつて、国民の経済的、労力的負担及び医療内容の向上改善等、即ち国民生活に及ぼす影響如何という問題、これらの点につきまして、今日の実情におきましては、我が国に医薬分業制度を実施する期日たる昭和三十年一月一日という期日については、未だ十分なる見通しと確信とを得ることができないので、一応これを「別に法律に定める日」と改正し、医薬分業制度の実施についてその前提となるべき諸条件を十分検討し、国民の保健と福祉の向上のために

適正なる結論を得たる上、法律を以て実施の期日を定めんとするものであります。

当時第十九国会におきましては、分業実施の省令の制定及び改正について調査、審議させるため、その組織及び運営を定めた医薬関係審議会設置法案が政府より提出されておりましたので、厚生委員会におきましては慎重なる審議を重ねたのでありますが、その結果、医薬関係審議会設置法は附帯決議を以て成立し、この延期法案は継続審査事件として決定せられたことはすでに御承知の通りであります。

閉会中におきましては、厚生委員会は附帯決議に基いて政府より報告された、いわゆる新医療費体系について鋭意検討を加え、継続審査となつております本法律案の審議につきましては、特に小委員会を設置して、慎重に意見の調整に努め、一年三カ月延期することが適當であるという大多数の意見がまとまつたのであります。ところが十一月二十九日の厚生委員会におきましては、山下小委員長の報告を承認いたし、本法律案に関する質疑を打切り、討論に入りましたところ、高良委員より、「別に法律で定める日」を「昭和三十一年四月一日」に修正する動議が提出され、成立したのであります。これに対しまして高野委員は、「延期された期日の実施を果して保証することができるか、国会は国民の信頼に応え、医薬両者の協力によつて医療制度を改革すべきである」と反対討論を行なつて退席せられたのでございます。山下委員は、社会党第二控室を代表し、「延期の性格は、分業の前進と改革を期する意味において円満適正

に実施するために、最小限度にとどめる若干の準備日時を認めるとして、一年三カ月を準備のため十分活用することを要望」せられて賛意を表せられたのであります。河野委員は、緑風会を代表し、「分業の実施は輿論の帰趨に従うべきであるから、この際占領中の法律による分業実施は再検討の上、多少延期の必要がある」として賛意を表せられました。湯山委員は、国民の期待と希望を持たせるため、更に政府の努力を要望し、やむを得ざるものとして賛意を表せられたのであります。適正診療費を速かにまとめること、薬事法の分業関係罰則を削除すること、分業の前進として延期した昭和三十一年四月一日に必ずこの実現すること等を強く要望されました。有馬委員は、日本民主党を代表し、「一年三カ月の延期では諸般の準備が完了するとは認められないが、少しでも前進するという意味で、医薬の協力と医療の向上を期して」賛意を表せられました。中山委員は、自由党を代表して、「占領政策の一環として制定せられた分業実施の延期としては一年三カ月は短期間と思われれるが、今日の情勢からやむを得ないので、新医療費体系等、諸般の準備を完了すべきこと」を強調して賛意を表せられました。かくして討論を終結し、採決の結果、全会一致を以て高良委員の修正案通り、修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院厚生委員長報告(十二月三日)

○小島徹三君 ただいま議題となりました医師法、歯科医師法及び

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

昭和二十六年六月二十日制定公布されました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は明年一月一日から施行されることとなつておりますが、医薬分業を支障なく実施するためには、第一に、この法律制定当時実施の前提条件としてあげられた諸条件が整えられているかどうか、第二には、この法律の実施がわが国の現状において国民生活に及ぼす影響を及ぼすかについて、この際再検討を要するのであります。しかるに、医薬分業の実施に伴う適正にして合理的な新しい医療費体系の確立及びそれが国民の医療費負担、なかならず社会保険経済に及ぼす影響等の諸問題は、国会において十分に検討されなければならない基本問題であります。これらの点につきましても、国民各界の意見、特に医師、薬剤師両者は必ずしも一致していない状態でありますので、同法の立法精神と現在における諸般の準備状態にかんがみ、さらに円満適正な運営により医療内容の向上を期し国民の利益をはかる意味において、より完璧なる準備と国民の啓蒙に努力するため、法律実施の期日を昭和三十一年四月一日に改めんとするのが、この法律案の提案理由並びにその大要であります。

厚生委員会におきましては、医薬分業の国民に及ぼす影響の重大さにかんがみまして、閉会中、十月、十一月の両月において十数回にわたり委員会を開き、草葉厚生大臣並びに関係当局より、医薬分



業実施に必要な新医療費体系並びに新医療費体系に基づく社会保険診療報酬点数について説明を求め、特に十月七日、八日の両日には、新医療費体系に関する件について八名の参考人より意見を聴取する等、医薬分業実施に関しきわめて慎重なる討議が行われたのであります。

本法案は参議院提案にかかるものでありますが、本月二日本委員会に付託され、三日提案者有馬参議院議員より提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党を代表して松永委員、日本民主党を代表して佐藤委員、日本社会党を代表して長谷川委員、日本社会党を代表して岡委員、新党同志会を代表して山下委員よりそれぞれ希望を付して賛成、無所属只野委員より反対の意見が述べられたのでありますが、詳細は会議録についてごらんをお願いいたします。

次いで採決に入りましたところ、多数をもつて本法案を可決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

## ◎労働組合法の一部を改正する法律

(昭和二九、一一、八法二二)(衆)

### 一、提案理由(十二月一日)

○大橋(武)委員 私は衆議院各派を代表いたしましたして、ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

本法案は、労働組合法に基く地方労働委員会の委員の定数に関するものであります。地方労働委員会の委員の定数は、昭和二十七年の労働組合法の改正により、労、使、公益の各側五名制のうちから十三県が各側三名に減員せられたのであります。昭和二十八年、十一県が復元せられ、現在島根、鳥取、山梨の三県が各側三名のままに放置せられておるのであります。

ところが、委員会の使命といたします争議の円満な早期解決、労使関係の安定により産業の発達を促進させますためには、委員数名では、調整事案の輻湊する今日、著しく処理の円滑を欠き、事態の解決を遷延せしめる結果となり、労使双方に多大の不便を与えつつあるの実情にあります。そこで地方労働委員会については、その機能を十分に發揮させるため、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の数を最小限度五名とする必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

労働組合法の一部を改正する法律

### 二、衆議院労働委員長報告(十二月二日)

○多賀谷眞稔君 ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案の、労働委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本案は各党共同の議員提案でありまして、昭和二十九年十一月三十日本院に提出せられ、ただちに委員会における審査を行ったのであります。本案の目的は、現下の労働情勢を勘案して、労働委員会の機能を十分に發揮させるため、使用者委員、労働者委員及び公益委員の数を最小限度各五名とする必要を認め、所要の改正を行わんとするものであります。委員会は本案を全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右報告いたします。

### 三、参議院労働委員長報告(十二月三日)

○藤原道子君 只今議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、本法律案の趣旨、提案理由、委員会における審査の経過を御報告いたします。

現行の労働組合法におきましては、労働争議の斡旋、調停及び仲裁等を行う権限を有する地方労働委員会は、労働者委員、使用者委員、公益委員、各三人、又は各五人、各七人のうち、政令で定める数を以て組織いたすことになっております。而して、政令により、労、使、公それれ三人の委員を以て定数と定められております所



労働組合法の一部を改正する法律

は、山梨県、鳥取県、島根県の三県に置かれておる地方労働委員会だけでございまして、他はすべて各七人又は五人の委員を以て組織されておるのであります。

本法案は、定数各三人の地方労働委員会の組織を改め、労働者委員、使用者委員、公益委員の定数を、最小限度各五人とすることにいたす趣旨のものでありまして、これによつて委員会の機能を十分發揮させることを提案の理由といたしております。

参議院労働委員会は、本日の委員会におきまして本法案を審議いたしましたのでありますが、委員会は、地方労働委員会の円滑なる運営を図り、その機能を十分に發揮させるために、このような改正は必要であるとし、全会一致を以ちまして原案通り可決いたしましたのであります。

右、報告を終わります。

◎交付税及び譲与税配付特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、八法二二三)

一、提案理由(十二月二日)

(農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二九―法二一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

(国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

(漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二九―法二二四)の委員長報告と一括して掲載)

交付税及び譲与税配付特別会計法の一部を改正する法律







九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十を以て地方交付税とい  
たし、その収入見込額の合算額を交付税の総額とすることとなつて  
おりますので、昭和二十九年一般会計から交付税及び譲与税配付  
金特別会計に繰入れる金額を、所得税及び法人税の収入見込額のそ  
れぞれ百分の十九・八七四並びに酒税収入見込額の百分の二十の合  
算額とすることとしようというのであります。

本案の審議に当り政府当局に対し、地方財政、特に警察費の現況  
及びその赤字の原因、及び対策等について質疑が行われましたが、  
その詳細はすべて速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了いたし、討論に入り、平林委員より、「地方財政に対  
して特別措置を講ぜられたい」との希望を付して賛成の意見が開陳  
せられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決  
定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足を  
補てんするため一般会計から繰  
入金に関する法律の一部を改正する法  
律(昭和二九、一二、八法二二五)

一、提案理由(十二月二日)

○山本政府委員 たいま議題となりました、農業共済再保険特別  
会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する  
法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、その提案の  
理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年度におきましては、風水害、冷害等が相次いで異常に  
発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険  
金の支払いが増加し、多額の歳入不足を生ずることが予想されまし  
たので、その歳入不足を埋めるために、すでに第十七回臨時国会及び  
第十九回国会において御審議を願ひ、成立を見ました農業共済再保  
険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置に関する法律及  
び農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計  
から繰入金に関する法律によつて、昭和二十八年及び昭和二十  
九年度において、一般会計から繰入金八十五億円及び五十五億  
円をこの会計の農業勘定に繰入れることができる措置を講じたので

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律

ありますが、支払保険金確定の結果、なお約十二億円の不足が生ず  
ることとなりましたので、今回さらに、その不足を埋めるために、  
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計か  
ら繰入金に関する法律の一部を改正し、一般会計から、この会  
計の農業勘定に繰入れることができる繰入金の限度額五十五億円を  
六十七億円に改めようとするものであります。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保  
険事業について生じた損失を埋めるための一般会計から繰入金  
に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げま  
す。

漁船損害補償法の規定により漁船の拿捕、抑留等の事故を保険事  
故とする特殊保険及び漁船乗組員給与保険法の規定により漁船の乗  
組員の抑留を保険事故とする給与保険につきまして、昭和二十八  
年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、第十八回国会  
において成立いたしました漁船再保険特別会計における特殊保険及  
び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一  
般会計から繰入金に関する法律によりまして、とりあえず、昭  
和二十八年四月一日から同年十一月三十日までの間における損失を  
埋めるため、一般会計から、この会計の特殊保険勘定に一億七千七  
百万円、給与保険勘定に七百万円を繰入れることができることとい  
ましたのでありますが、同年十二月以降も引続き保険事故が異常に  
発生し、さらに、特殊保険勘定におきましては、本年三月三十一日  
までに約九千四百万円、給与保険勘定におきましては、本年十月十



五日までに約千五百万円の損失を生じたのであります。これらの損失は、その事故の性質にかんがみまして、一般会計からの繰入金をもつて埋めることが適当であると考えられますので、今回これらの損失を埋めるため、昭和二十九年におきまして、一般会計から、この会計の特殊保険勘定に九千四百万円、給与保険勘定に千五百万円を繰入れることができることとしようとするものであります。

最後に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、主として警察費にかかる財源所要額の是正をはかるため、昭和二十九年における地方交付税の総額を変更することとし、その所要額を今回の補正予算に計上いたしますとともに、別途提出の昭和二十九年の地方交付税の総額の特例に関する法律案において、昭和二十九年に限り、地方交付税法第六条の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれ／＼百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とするにといたしたのであります。これに伴い、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に入れる金額につきまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正を要することとなつたのであります。すなわち従来は、同法第四条におきまして、地方交付税法第六条第二項に規定する交付税の総額に相当する金額を、予算で定めるところにより、この会計に繰入れることになつておりますので、ここに同条につき昭和二十九年限りの特例を設けることといたし、また、右の第四条の規定は、一般会計と特別会計との間における繰入

れ関係を規定したものでありますので、この際、繰入れの内容について同法自体においても明確に規定することが本特別会計を設けて經理の区分の明確を期する建前から必要かつ適切であると認められますので、あわせて同条の規定を整備することといたそうとするものであります。

以上がこの三法律案を提出する理由であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願い申し上げます。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

(国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九一法二二七)の提案理由を一括して掲載)

## 三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

(漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律(昭二九一法二二四)の委員長報告を一括して掲載)

## ◎昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和二九、一二、八法二二六)(衆)

### 一、提案理由(昭和二十九年六月十日)

○佐藤(洋)委員 たいま提案となりました昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

去る四月及び五月における凍霜害、風雪害及びひょう害等による被害農家に対し、農業経営を維持するのに必要な営農資金を融通する措置を講ずるため、今国会におきまして昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の通過成立を見ましたことは、各位の御承知の通りであります。

しかるに本月四日、また／＼茨城県の一部に激甚なひょう害をこらむり、一市一町十箇村にわたり被害総額二億五千万円以上に上るものと推定されるのであります。なお岩手、青森等においても相当の被害があるやに存じます。この被害地域は、昨年凍霜害及び冷害により非常な経済的損失をこうむりまして、鋭意これが回復に努力

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

いたしておりますところ、引続きこのたびのひょう害を受け、これら被害農家に及ぼしました経済的精神的打撃はまことに深刻なものがござります。従いましてこれら被害農家に対しても、四月及び五月における凍霜害等による被害農家に対して講じました措置にならしまして、低利の営農資金を融通いたし、もつて被害農家の経営の安定をはかる目的をもちまして、ここに本改正案を提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

### 二、衆議院農林委員長報告(十二月三日)

(北海道における国有林野の風雪木等の売却代金の納付に関する特別措置法(昭二九一法二二八)の委員長報告を一括して掲載)

### 三、参議院農林委員長報告(十二月二日)

○森八三一君 只今議題となりました昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案について農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本年四月及び五月における凍霜害並びに五月における風雪害及び雹害による被災農家に対して、営農に必要な資金の融通を円滑にし、以てこれが農業経営の安定に資する目的を以て、先の第十九回国会において、過ぐる五月三十一日、昭和二十九年四月及び五月に



おける凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の成立をみたのであります。然るにその後六月四日、茨城県その他群馬県及び埼玉県の一部が降雹の厄に会い、相当な被害をこうむりましたので、かかる事態に対処して、これらの地域における被害農家に対しても、四月及び五月における凍霜害等による被害農家に対してとられました措置にならつて、低利な営農資金の融通を図ることによつて、本法律案が提出せられたそも、この趣旨であり、且つ内容であるのであります。ところがこれが今日にいたるまでには、いろいろな曲折を経ておりますので、ここで本法律案の提出及びその後の経過について一応説明しておきたいと存じます。

本改正法律案は、先の第十九回国会において過ぐる六月十日衆議院議員佐藤洋之助君ほか二十二名によつて衆議院に提出せられ、翌六月十一日予備審査のため当院に送付、即日農林委員会に予備審査のため付託せられ、農林委員会は直ちに提案理由の説明を聞いて審査に着手いたしましたところ、その日に衆議院において本会議を通過して、当院に送付、直ちに農林委員会に本付託となり、本格的審査が始められたのであります。然るにその後において二回に亘つて法律案印刷物中の正誤が行われ、その一は単純な字句の整理でありましたが、他の一つは本改正法律案提出の理由に、当初のものにおいては昭和二十九年六月における雹害の被害農家に対し低利な営農資金を融通するため云々とあつて、対象被害を雹害のみに限つてあつたのであります。これに対して凍霜害をも加えて「凍霜害及び

雹害と訂正しようとすることになつていたのであります。而してかかる正誤の狙いとするところは、この正誤によつて、本法の適用を茨城県等における雹害ばかりでなく、その当時伝えられておりました北海道等における凍霜害の被害に対しても及ぼすことにしようと思はれたものであります。

委員会におきましては茨城県等の雹害及び北海道における凍霜害の被害農家に対して低利な営農資金の円滑な融通を図ることについては何らの異議がないばかりでなく、むしろこれが速かな実施が期待されていたところでありましたが、本改正法律案はその親の法律であるすでに成立を見ておる特別措置法が、その適用対象を昭和二十九年四月及び五月の凍霜害並びに同年五月の風雪害及び雹害による被害農家としておりますのに対して、これを六月の同様な災害による被害農家にまで拡張せんとするだけの改正でありまして、特別措置法がその第四条において、本法適用の対象となる営農資金の総額を四億五千万円と限定しておるのであります。かかる本法の要とも言うべき資金の総額については何等の考慮が払われていなかったものであります。かくのごとく営農資金の総額をそのままにしておいて、単に適用対象区域及び対象被害農家だけを拡大せんとするがごときことは不合理であり、法の運用を不可能ならしめ、且つはすでに成立した特別措置法の適用区域及び適用農家に累を及ぼすことにもなる虞れがあり、更に提案理由の説明を逸脱してこれを北海道等の凍霜害に対してまで及ぼすこととなさんとすることは、この影響を一層大きくするばかりでなく、これを正誤を以て行わんとするが

ごときことは手続としても問題があるので、新たに拡大適用しようとする区域の被害が明らかになつた後において、これに即応して資金の総額をも改正すべきであるというのが委員会の意向であつたのであります。時たま、いわゆる変則国会のあと始末を講ずるため、日ならずして臨時国会が開会せられる情勢にもありましたので、その際に法律案の内容を整備修正して成立を図ることとしようという話し合いによつて、継続審議に付することに取組みめられたのであります。ところが臨時国会の開会が延び、となり、従つて本法律案の処理も遅延して今日に及んだのであります。

この間におきまして委員会は事態を憂慮して、去る六月二十八日政府当局に対して昭和二十九年六月における雹害及び凍霜害等の被害農家の救済に対して遺憾なく措置するよう申入れを行い、この申入れに対して政府からは申入れの趣旨に従うよう善処しておる旨の回答を得ておるのであります。かかる事情の間に、数次に及ぶ台風によつて全国に亘つて激甚な災厄をこうむり、又北海道においては深刻な冷害に見舞われ、これらの災害に当面して、これらの新らしい事態に対応して本改正法律案の取扱を如何にすべきかとの問題も論議せられたのであります。これらの災害はその規模において隔絶しておりますので、これらの新事態については政府において別途に適応緊急の措置がとられることが期待せられ、且つ当然のことと認められて、本改正法律案は当初の趣旨に副つて、六月までの雹害その他の災害に限定することとし、かくして本臨時国会の開会と共に、委員会においては直ちに本改正法律案の仕上げに着手し、全会

一致を以て衆議院送付案に対して、本改正法律案の処理が右に述べましたような事情によつて遅れたことによつて、営農資金の貸付期限を昭和三十年一月三十一日まで延期すること、適用対象の拡大によつて営農資金の総額を六億五千万円に増額すること、その他一、二、字句を改める等のため修正を加えて可決すべきものと決定いたしましたのであります。この間の詳細については会議録に護ることを御了承願いたしたのであります。以上を以て報告を終わります。



### ◎昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二九、一二、八法二一七)

#### 一、提案理由(十二月三日)

○加藤政府委員 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の健全な発達をはかるためには、その基盤をなす中小企業の振興をはかることが喫緊事であることにかんがみまして、政府としてもこれが育成に万般の措置を講じつつあるものであります。特に最近の経済及び財政金融情勢下におきましては、中小企業に対する金融の円滑化、その経営の安定化は刻下の急務となつて参つておるのでございます。しかるところ、本年八月及び九月における台風によつて、中小企業者の被つた損害は、商工業関係におきまして約百二十億円の巨額に上り、これに対する資金の融通については、特段の配慮を必要とすると考えられるのでございます。政府としては、これに対処いたしまするため中小企業金融公庫国民金融公庫等を通ずる政府資金の特別融資措置を講じて来たのであります。が、さらにこれに加えて、昭和二十八年における風水害に

際してとられたと同様に、一般金融機関よりの被害小企業者に対する融資について特に積極的な優遇策を講ずることといたしまして、従来とすれば金融の恩恵を受けることの少なかつたこれら小企業者に対する災害復旧資金の融通を一段と強化し、もつてその期待にこたへたい所存でございます。

次にこの法案の概要を御説明申し上げます。この法律におきましては、金融機関が被害小企業者に対し、災害の復旧に必要な事業資金として二十万円以内の貸付を行つた場合においてその都道府県がこれにつき年五分の利子補給を行つたときは、政府といたしましては、その利子補給額の半額をその都道府県に支給することといたしております。従いまして実際の支給は、金融機関に対してなされることとなるのであります。が、これによつて、被害を受けた小企業者は通常の場合よりも年五分だけ低い利子で資金の調達ができることとなりまして、その災害の復旧の促進と経営の安定に資することができますと考えられるのであります。なお予算上の措置といたしましては、さしあたり本年度の補正予算案におきまして二百万円を計上いたしておる次第でございます。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要でございます。どうぞ慎重御審議の上、可決せられますよう御願ひ申し上げる次第でございます。

#### 二、衆議院通商産業委員長報告(十二月四日)

○大西禎夫君 ただいま議題となりました昭和二十九年八月及び九

月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。

本年八月及び九月における台風によつて中小企業者のこうむつた損害は、商工業関係におきまして約百二十億円の巨額に上り、これに対する資金の融通については特段の配慮を必要とすることと相なつたのであります。

次に、本案の概略を御説明申し上げます。本法案におきましては、金融機関が被害小企業者に対し災害の復旧に必要な事業資金として二十万円以内の貸付を行つた場合において、その都道府県がこれにつき年五分の利子補給を行つたときは、政府といたしましてはその利子補給額の半額をその都道府県に支給することといたしております。従つて、実際の支給は金融機関に対してなされることとなるのであります。が、これによつて被害小企業者は通常の場合よりも年五分だけ低い利子で資金の調達ができることとなり、その災害の復旧の促進と経営の安定に資することができると思はれるのであります。なお、予算上の措置といたしましては、さしあたり本年度の補正予算案におきまして二百万円を計上いたしておる次第であります。

以上の提案の趣旨及び理由でありまして、本法案は去る二日本委員会に付託せられ、翌三日政府より提案の理由を聴取いたし、続いて四日質疑に入り、社会党永井勝次郎君より、特に被害の甚大な地域の小企業者について本法の実施を適用せられたいとの要望があ

り、政府委員よりその趣旨にのつとり本法の運営に当たりたいとの答弁がありました。内容の詳細は会議録を御参照願うことといたしました。

引き続き討論に付し、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

右御報告申し上げます。

#### 三、参議院通商産業委員長報告(十二月六日)

○石原幹市郎君 只今議題となりました昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本年八月及び九月の台風により、商工業関係の中小企業者の被害総額は約百二十億円であり、その事業復旧を助成するため、政府当局といたしましては、中小企業金融公庫や国民金融公庫等を通じて政府資金の特別融通を行いました。更にこれに加えて、昨年の風水害に対する措置と同様に、特に一般金融機関よりの被害小企業者に対する融資につき積極的な優遇策を講ずるため、ここに本法案の提出を見た次第であります。

次に、本法案の要旨を申し上げます。銀行等が被害小企業者に事業復旧資金として二十万円以内の貸付を行なつた場合に、各都道府県がこれにつき年五分の利子補給を行なつたときは、政府でその利子補給額の半額をその都道府県に支給することになつております。かく



して実際の支給は銀行等が受けるわけでありますが、これにより業者は普通よりも年五分だけ低い利息で資金調達ができ、復旧促進に役立たせようとするものであります。

なお、本措置の対象となる資金の総額は五億円であり、又予算措置としては差当り今次の補正予算に二百万円を計上いたしております。

当委員会の審議における質疑の主なるものは、被害小企業者の規模、昨年度の実施状況等であり、特に本年度被害の最も大きかった北海道等が昨年度の基準によれば脱落する虞れがありますので、地域指定などに関する諸問題につき質疑を重ねましたが、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

かくして討論に入りましたところ、本案に対して先ず西川議員より、次のごとき附帯決議案が提出され、賛成意見が述べられました。即ち、

政府は昨年度の中小企業関係の災害法律の実施状況に鑑み、本年度の法律の実施に当つては、左記の点に特に注意すること。

一、災害法律の趣旨及び内容については、末端まで十分に徹底するよう万般の措置を講ずること。

二、災害法律の適用地域については、昨年度の基準にかかわることなく、商工業関係の被害額を基準として決定すること。

なお、天田、三輪両議員よりも、貸付を受ける業種は奢侈的なものに流れぬよう嚴重に注意することを希望条件として、賛成意見が述べられました。

### ◎北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法

(昭和二九、一一、一五法二一八)

#### 一、提案理由(十二月二日)

○羽田政府委員 たいま議題となりました北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

北海道の国有林野は、本年五月の旋風及び九月の第十五号台風によりほとんど全道にわたつて立木に被害を受け、約五千五百万石の風倒木及び損傷木を生じました。その被害量は、国有林野の正常伐採量の約一箇年分に当り、国有林野経営にとりまして未曾有の大被害であります。政府といたしましては、この被害に対し、資源の活用、木材の需給及び価格の調整並びに森林火災及び病虫害の予防等を総合的に考慮して、本年度から三箇年にわたつてこれを処理する方針であります。

一方右に申し述べました風水害等により、北海道においては住宅、学校その他の施設が激甚な被害をおこむり、これが復旧には相当の時日と資金とを要するものと思われるのであります。よつて政府といたしましては、風害木の有効な処理方策として、被害市町村に対し風害木及びその製品を復旧用材として売り払う場合には、そ

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法

次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て、本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。又西川議員より提出された附帯決議案も、全会一致を以て原案通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。

の売払い代金の納付につきまして、次に申し述べる特別措置を講じ、災害対策の一環といたしたのであります。

この法案の骨子を申し述べますと、この法律により風害木等を買受ける資格を持つ者は、災害救助法による救助の措置がとられた北海道の市町村であつて、その市町村が売払いを受ける風害木等を公用もしくは公共用施設の復旧用、被害者を収容するための公営住宅の建設用に充て、または農林漁業施設の復旧用材として被害者に売り払うために買受けるときは、その代金の納付について担保の提供を免除し、利息を付さないで、三年以内の延納の特約を結ぶことができることとしたものであります。これは、現行制度では延納期間が一年以内となつていたので、被害市町村の財政窮乏等を考慮し、特に三年という大きな特例を本年度及び明三十三年度一ぱい講じて、災害復旧の促進をはかろうとするものであります。また現行制度では、市町村に対して延納を認める場合にも、利息は付するのが通例でありますので、この点においても本法は特例を設けているわけであります。

なお、本年度すでに売払いが行われた風害木等につきましても、本法施行と同時にその売払いの契約条件を変更して三年以内の延納、無担保、無利子とすることができるとにいたしております。

以上がこの法案の内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院農林委員長報告(十二月三日)



○佐藤洋之助君 たいま議題と相なりました、内閣提出、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案、私外二十四名提出、水稲健苗育成施設普及促進法案、並びに参議院送付、衆法第五十一号、昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案について申し上げます。

本年、北海道域内の国有林野は、五月の旋風並びに台風第十五号により莫大の被害を受け、約五千五百万石に及ぶ風倒木及び損傷木を生じ、全国有林野の正常伐採量の約一箇年分にも相当するといふ未曾有の大被害でありまして、これら風害木の処理には三箇年を要するというありさまであります。他方また、北海道におきましては、これらの風水害等によりまして、住宅、学校その他の施設に甚大な被害をこうむり、これが復旧もまた容易ならぬものがあります。よつて、厳冬を迎え迅速にこれが対策を講ずる必要があります。よつて、政府は、これら風害木等を緊急かつ有効に処理するとともに、あわせて被害市町村の復旧の促進に資したい目的をもつて本法案を提出されました。

次に本法案の要旨を申し上げますと、本年四月一日以降発生した災害に対し、災害救助法による救助措置をとつた北海道の市町村に対し、北海道内国有林野の樹木で本年五月及び九月の暴風雨によつ

て生じた風害木等を、その市町村がその災害によつて被害を受けた公用もしくは公共用施設の復旧またはその災害による被害者を収容するための公営住宅の建設に供するため、あるいは政令で定める農林漁業用施設の復旧資材として被害者に売り渡すために必要な用材に充てるため売却の場合には、その代金の納付について担保の提供を免除し、利息を付さないで三年以内の延納の特約を結ぶことができることとするものであります。

本法案は去る一日付託となり、昨日羽田農林政務次官より提案理由の説明を聴取の後、質疑に移り、各委員から御発言がございまして、質疑の内容は速記録に譲りたいと存じます。

質疑終了後、社会党芳賀委員から、被害者の住宅用資材についてもこの法律の適用を受けるようにしたいというので、第一項第二号中「政令で定める農林漁業用施設」を「住宅又は政令で定める農林漁業用施設」とする修正案が提出されました。

よつて、討論を省略、採決に入り、まず修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決、次いで修正部分を除く政府原案について採決、これまた全会一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

次いで、自由党福田委員より次の附帯決議を付したいとの提案がありました。採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

次に附帯決議を朗読いたします。

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関す

る特別措置法案に対する付帯決議

政府は、本法施行にあたり左記の点に留意して運用すること。

記

北海道以外における国有林野の風害木等を売り払う場合においても、その売却が本法に規定する場合に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ利息を付さないで代金の延納の特約をすること。

次に、水稲健苗育成施設普及促進法案について申し上げます。

御承知のごとく、北海道、東北等寒冷地帯は、一般に水稲生育期間の気温が低く、積雪量も多いため、稲の生育期間が短かい上に、夏季には低温及び冷水灌漑等により授精障害並びに生育遅延による登熟障害を起しやすく、昨年並びに本年の二箇年にわたり激甚なる冷害をこうむつたことによつても明らかであります。従いまして、水田の生産力は不安定かつ低位にあり、ためにその利用率も低く、経済的にもはなだ立ち遅れております。しこうして、これらの地域の水稲作を安定し、その増産をはかりますには、早まき、早植えによる健苗の育成をはかることがきわめて有効でありますことには、現在実施を見ております温床苗代、保温折衷苗代による健苗育成の結果が明瞭にこれを物語つております。しこうして、現在の普及状況を検討いたしますと、最も実施を必要とする寒冷地帯は、経済力が脆弱なため、その普及度及びきわめて不十分なのであります。これらの地域の生産力の高揚と農家経営の安定向上のため、これら水稲健苗育成の施設の普及を重点的かつ計画的に行うこと

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法

ととし、これに必要な助成の措置を講じようとするものであります。

本法案は昨日付託となり、同日提案者を代表して私より提案理由の説明をいたしました。御承知のごとく、本法案は農林委員全員が提案者となつておりまして、趣旨、内容とも十分に熟知しておりますので、質疑討論を省略いたし、採決に入るに先立ち、社会党芳賀委員から附帯決議を付したいとの提案がありました。採決の結果、全会一致をもつて可決、次いで附帯決議も採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

次に附帯決議を朗読いたします。

水稲健苗育成施設普及促進法案に対する附帯決議

本事業の完璧を期するためには、予算措置を明確にすることが肝要である。

よつて政府は、本法施行に当り、左記方針を体していかななく措置すべきである。

記

一、普及促進に関する五カ年計画に基き、毎年度、年次計画達成に必要な苗代面積二十万坪以上につき助成措置を講ずること。

二、昭和三十年度の本施設の実施に必要な経費は出来るだけ二十九年中にこれを措置すること。

右決議する。

次に、昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案につ



きまして御報告をいたします。

第十九国会におきまして、本年四月及び五月の凍霜害、風雪害及びひよう害による被害農家に対し営農資金を融通するために、現行特別措置法の通過成立を見たのでありますが、六月に至りまして、また、茨城県に激甚なひよう害、岩手、青森等の地域に相当広範囲な凍霜害があり、これら被害農家に対しても四月及び五月における凍霜害等による被害農家に対すると同様の低利営農資金融通の措置を講ずる目的をもつて本改正案が提出され、本院を可決通過いたしましたことは、各位の御承知の通りでございます。

本案は参議院において閉会中の継続審査に付されていたのでありますが、昨日に至りまして修正を行つて本院に送付されて参りました。その修正内容は、字句の修正、資金貸付の期限を昭和三十年一月三十一日までに延期すること、昨年本年と二重の被害を受けた農家の既借受営農資金の償還期限を再延長すること、資金の総額四億五千万円を六億五千万円に増額することであります。

本案は昨日農林委員会に付託と相なりましたが、参議院の修正は、もとより被害農家の経営安定のために適切な処置であり、委員各位は以前に非公式ながら修正内容について説明を受け熟知していたことでもございますので、本日委員会におきまして採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右御報告を終わります。

### 三、参議院農林委員長報告(十二月六日)

## ◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和二九、一一、一五法二一九)(衆)

### 一、提案理由(十二月四日)

○内藤委員 たいいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

この改正の内容は、医師及び歯科医師の社会診療報酬よりなる所得に対する所得税については、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず一定率、すなわち百分の七十二をもつて必要経費とすることができるようにしようというのであります。しこうしてこれは昭和二十九年分所得から適用しようというのであります。また法人税につきましても同様の措置を講じようというのであります。この必要経費を法定しようというのは、昭和二十六年、二十七年、所得税につきましても、政府が閣議決定をもつて行政措置で実行したこととは同様であります。ただ従来のごとく行政措置をもつて実行することとが法律上いへる問題があり、またこういふ問題を引起す根底には、医療報酬の決定が必ずしも適正を得ていないということがありまして、数年来いざこざが絶えないのでありまして、こういう事情のもとにおきまして、さしあたり経費率を法定することがいざこざを避けるための最も適切かつやむを得ざる処置と存するのであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律

(水稲健苗育成施設普及促進法(昭二九一法二二三)の委員長報告と一括して掲載)

す。これが本案を提出する理由であります。

何とぞすみやかに御決定あらんことを望みます。

### 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

○内藤友明君 たいいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、従来の課税の経緯にかんがみまして、医師及び歯科医師の社会保険診療等による所得に対する所得税または法人税について特別の措置を講じようというのであります。

この内容は、社会保険診療による事業所得の計算上、その医療にかかる必要経費は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、支払いを受ける金額の百分の七十二にすることができるようにするのであります。

その特別措置は、昭和二十六年及び二十七年分の課税について政府が閣議決定によつて行政措置で実行したものと同様の措置であります。ただ、行政措置のみで実行することは、法律上幾多の疑義があり、また実際にはなほだしい紛糾が起つたのであります。よつて、さしあたり経費率を法定することがきわめて妥当であると考えたのであります。なお本法施行によりまして税収入にはさしたる影響のないことをつけ加えて申し上げます。

本法律案は大蔵委員全員から提案されたものであります。審議の結果、本日午後質疑を打ち切り、ただちに討論に入りまして、私か



附帯決議

本法律案は、社会診療報酬の適正化の実現までの暫定措置であるから、政府は速に之が実現をはかるよう善処せられたい。

次に、採決の結果、本法律案並びに附帯決議案は、起立総員をもちまして、いずれも原案通り可決いたしました。

而して又課税の均衡を図るため、医療法人に対する法人税につきましても同様の措置を講じようとするものであります。本案の審議の詳細につきましては速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、杉山委員より反対意見、更に安井委員よりの賛成の意見が、それら述べられまして、採決の結果、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(十二月七日)

○西郷吉之助君 只今議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は衆議院議員内藤友明君外二十四名の提出によるものであります。法案の概要を申し上げますと、御承知の通り医師又は歯科医師の社会診療報酬よりなる所得に対する所得税については、従前のごとく行政措置で実行することは、法律上いろいろの問題もあり、且つ医療報酬の決定が必ずしも適正を得ていないこと等の原因から、ここ数年課税とかく紛争を惹起しがちであつたため、将来社会保険診療報酬の適正化が行われるまでの過渡的な暫定措置といはしまして、差当り経費率を法定化することが望ましいと思われまゝです。今回所得の一定率、即ち百分の七十二を以て必要経費といはし、昭和二十九年分所得から適用しようとするものであります。

◎昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律

(昭和二九、一一、一五法二二〇)(衆)

一、提案理由(十二月四日)

○内藤委員 本法案は、現下の食糧事情にかんがみまして、前年来引続きまして供出米の奨励金について免税の措置をとらうとするのであります。皆さん全員の御提出でありますので、すみやかに御決定願いたいと思つてあります。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

(国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九一法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

(国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭二九一法二二七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法 (昭和二九、一一、一五法二二一)

#### 一、提案理由(十二月一日)

○羽田政府委員 たいま提案になりました昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

本年は水稲の分蘖期において低温等のため全国的に作物の発育がきわめて悪く、一時は凶作が予想されておりましたが、その後に至り予想外の高温と晴天とが続きましたために作況はとみに回復したのであります。ところが、不幸にして、八月以降第五号、第十二号、第十三号、第十四号さらには第十五号と引続き台風の襲来を受け、相当広範な地域にわたり災禍に見舞われ、また北海道及び東北地方の一部では発育期の低温障害により作物に受けた打撃を遂に回復できず、これまた昨年引続き冷害をこうむりましたので、これら災害地の被害農林業者の現金収入は、平年に比し相当下まわり、その経営の維持の上からきわめて憂慮すべき事態に立ち至つてゐることは、各位の御承知の通りであります。政府は、この事態に対処して、農林漁業施設の復旧については国庫の補助及び農林漁業金融公庫の融資によりまして対策を講ずる一方、救農土木事業を行う等農

林業者の現金収入の道を開くことにいたしておるのをごいすが、さらに被害農林業者が今後その経営を維持するために必要な資金が円滑、かつ、低利で融資されるための措置を講じて、被害農林業者の経営の安定をはかる目的をもつてこの法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の内容の概略を御説明申し上げます。まず、この法律案による経営資金の借入れを受けることのできる者は、前に申し上げました今年の台風及び冷害のため平年作に比し三割以上の農作物の減収があり、かつその減収による損失額が農業総収入額の一割以上である農業者または台風及び冷害のための林産物の損失額が平年の林業総収入額の一割以上である林業者もしくは台風により炭がま等が著しい被害をこうむつた林業者でありまして、経営資金の使途は種苗、肥料、飼料、薪炭原木等の購入、炭がまの構築その他となつております。貸付額の限度は、内地では七万円、北海道では十五万円が最高であります。牛馬を所有する農家にはさらに三万円を加算することとしております。償還期限は、原則として二年以内であります。開拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、政令の定めるところにより五年までの期間を認めるものとし、また利率については原則として年六分五厘以内とし、開拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、政令の定めるところにより年五分五厘にいたすこととなつております。

次にこの資金の貸付は、農業協同組合、森林組合または金融機関から行われ、農業協同組合または森林組合は、このために必要な資

金を都道府県信用農業協同組合連合会、森林組合連合会または農林中央金庫から借り入れることができます。そこで地方公共団体がこれらの融資機関に対し利子補給及び損失補償を行う場合に、国がその経費の一部を都道府県に対し補助しようとするものであります。

利子補給については経営資金の貸付利率に応じて地方公共団体が年五分ないし六分を補給した場合に国はその半額すなわち年二分五厘から三分までに相当する額を補助し、損失補償については地方公共団体が融資総額の四割までの補償をした場合に国がその二分の一を補助するものであり、国の補助の対象となる融資の総額は八十五億円を限度としております。

なお、昨年の台風第二号、風水害または冷害の被害農林業者で今年重ねて被害を受けたものの貸付を受けている経営資金の今年度償還分については、その償還の猶予にかえて、従来と同じ条件で借りかえを認めることとするため、この法律案の附則において、前述の各災害関係経営資金の融通に関する特別措置法の一部を改正しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

#### 二、衆議院農林委員長報告(十二月六日)

○吉川久衛君 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法

る資金の融通に関する特別措置法案について御報告申し上げます。

御承知のごとく、本年北海道及び東北地方の一部に近年まれに見る激甚な冷害がありまして、北海道のごときは全域にわたつて被害をこうむり、作況指数を例にとつてみましても、去る十月十五日現在の農林省調査によりますと、水稲六〇、陸稻のごときは実に一五にすぎない状況でありまして、この点からも今次冷害の苛烈さを御推察願ふることと存じます。他方、台風は、八月以降、第五号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号と引続き襲来いたしました。宮崎県初め相当広汎な地域にわたつて災禍を与えていたのであります。しかも、この台風の被害地のうちには、昨年同様風水害または風水害により多大の損害をこうむつた上本年と、累年災害を受けたものが相当にございます。また特に北海道、青森、岩手等のごときは、本年の冷害に加えて台風第十五号の襲来もこうむつてゐるのであります。従いまして、全国的規模において見ました被害額は昨年をそれに比較して劣るとは申しますものの、災害地の大部分は昨年に比してはるかに深刻な影響をこうむつてゐるのであります。農林業経営維持に多大の支障をもたらしておりますことはもちろん、生活の維持にも困難を来している状況にありまして、一日も早くこれが救済の措置を講ずべきことはもとより当然のことと存じます。わが農林委員会といたしましては、これら災害の甚大なることを察知いたし、当時間会中でありましたにもかかわらず、九州及び北海道並びに東北の一部に国政調査の委員派遣を行い、これらの災害につきつゞきに調査をいたし、これに基づき十数回にわたり委員会



並びに農林災害対策に関する小委員会を開き、これが対策を考究いたしますとともに、政府に対しても万遺憾なき対策を講ずるよう要望して来たところであります。従いまして、政府といたしましては、これらの趣旨をも体しまして、災害対策の最も重要な一環として、被害農林業者に対し今後その経営を維持するに必要な資金を低利で円滑に融通いたし、もつて被害農林業者の経営の安定をはかる目的をもつて本法案を提出されたのであります。

次に、本法案の要旨を御説明いたしますと、一、本年の台風及び冷害により平年作に比し三割以上の農作物の減収をこうむり、かつその損失額が平年の農業総収入額の一割以上、または林産物の損失については林業総収入の一割以上に当る農林業者に対し経営資金を融通することとし、その貸付限度は、内地七万円、北海道は十五万円を最高といたし、牛馬の所有農家はこれにさらに三万円を加算いたします。償還期限は原則として二年以内、その他政令で定めるものは五年以内、利率は年六分五厘以内、その他政令で定めるものについては年五分五厘以内といたします。二、利子につきましては、地方公共団体が年五分ないし六分の補給をした場合は国がその半額を補助いたし、また損失補償についても、地方公共団体が融資総額の四割までの補償をした場合には国が二分の一を補助することといたしております。三、融資総額は八十五億円といたしております。四、昨年の水害、風水害または冷害による被害農林業者で本年重ねて被害を受けた者の貸付を受けている経営資金の本年度償還分については、その償還の猶予にかえて、従来と同一条件で借りかえを認

めることといたしてあります。

以上本法案の要旨を申し上げたのでありますが、本法案は去る十月三十日付託となり、翌十二月一日羽田農林政務次官より提案理由の説明を聴取の上審議に移し、各委員より御発言があり、慎重に検討いたしました。一昨四日をもつて質疑を終了、ついで吉川より大要次のごとき内容の修正案を提出いたしました。すなわち、一、経営資金には土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金を含むこと、二、開拓者に対する経営資金の融通については利率を年三分五厘とすること、三、昨昭和二十八年の水害、風水害及び冷害に関する特別措置法により利率年三分五厘で資金の融通を受けた者が本年の台風及び冷害により平年の総収入額の百分の五十以上に達する被害をこうむつた場合には、融資利率を年三分五厘とするこ

と、四、融資総額を百億円とすること、であります。ついで、社会党芳賀委員から、この修正案について提案者たる私並びに政府側に対し質疑がなされたのでありますが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

続いて討論を省略、採決に入り、まず吉川提出の修正案について採決の結果、全員一致、但し自由党欠席、をもつて可決、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、これもまた全員一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

続いて、吉川より次のごとき附帯決議を付したいとの提案があり、採決の結果、同様全員一致をもつて可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の

融通に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法による資金融通の結果、系統金融機関の本来の資金に不足を来すことのないよう農林債券の資金運用部資金による引受枠の増大等適切な措置を講ずるとともに、特に信連、単協に資金繰りのしわよせを行うことのないよう厳に留意すること。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院農林委員長報告(十二月六日)

(昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭二九一法二二八)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

(昭和二九、一二、一五法二二二)

#### 一、提案理由(十二月二日)

○羽田政府委員 たいま議題となりました昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。

御承知の通り本年も八月以降、数次にわたつて台風がわが国を襲い、各地に多大の人的並びに物的損害の発生を見るに至つたのであります。すなわち、八月十八、十九日主として中国、九州地方を襲つた台風第五号を初めとして、九月上旬、中旬に前後して、台風第十三号及び第十二号が、中国、九州地方を再び襲い、引続いて九月中旬に主として東海地方を中心として台風第十四号が襲来し、最後に九月二十五、六日にかけて、台風第十五号が北海道を中心として全国各地にわたり猛威を振り、本年最大の被害をもたらしたのであります。これら屢次にわたる台風による被害のうち漁業関係におきましては、漁港、漁船、漁具、共同施設、養殖施設等につき甚大なる被害を受け、うち被害の特にはなほだしかつたものは、漁船及び漁具であり、地域としては北海道、ことに台風によつて発生した火災により全滅した岩内町及び四国、瀬戸内海沿岸であります。これら

の重大な被害の状況にかんがみ、これらの台風によつて著しい被害を受けた漁業者及び水産業協同組合に対し、この際、低利の復旧資金の融通を促進する措置が緊急となつた次第であります。次に、この法律案の要旨を申し上げます。この法案の内容は、被害を受けた漁業者及び水産業協同組合に対しまして、農林中央金庫その他の金融機関が行う漁船、漁具またはその他の施設の復旧資金並びにこれらの施設が復旧されるまでの間における特定の着業資金の融通について、地方公共団体が五分の利子補給を行うこと及び漁船については六割その他の施設については五割の損失補償を行うこと並びに国が利子補給については二分五厘に相当する額までを補助し、損失補償については漁船分の三割とその他の施設分の二割五分にそれぞれ相当する額を加えた額を限度として補助を行うことであります。

また、この法律の対象となる復旧資金は、貸付を受ける者一人につき、一千万円以内で、償還期限が一年以上五年以内、利率が年六分五厘以内のもので昭和三十年六月三十日までに貸し付ける資金であります。なお、政府が都道府県に対し補助する対象となる復旧資金の総額は、十五億円を限度としております。

また、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法並びに昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法のそれらの法律の一部を改正し、漁業協同組合その他の金融機関が、これらの法律の被害漁

家または被害漁業者で再び昭和二十九年の台風によつて連続的に被害を受けたものに対しましては、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、昭和三十年三月三十一日まで貸し付ける資金をこれらの法律における経営資金とみなす旨の規定を設け実質上償還期限を延期する措置をとつたのであります。

以上、本法案の提案理由並びに要旨を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院水産委員長報告(十二月四日)

○田口長治郎君 たいま議題となりました昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本年八月以降において数次にわたつて台風がわが国を襲い、各地に猛威を振つたことは、御承知の通りであります。この数次にわたる台風によつて、漁港、漁船、漁具等の漁業施設について甚大なる被害を受けた次第であります。これら著しい被害を受けた漁業者等に対し、この際低利の復旧資金の融通を促進する措置を講じようとするのが、本案の提案理由の概要であります。

次に、法律案の要旨を申し上げます。

まず第一点は、被害漁業者等に対して、農林中央金庫その他の金融機関がする漁船等施設の復旧資金について、地方公共団体が利子

補給及び損失補償を行い、国がこれに対し補助する等、これまでの災害特別措置法とほとんど同様であつて、昭和三十年六月三十日までに貸し付ける資金とし、政府が補助する復旧資金の総額は十五億円を限度としたことであります。

次に、第二点としては、特に今回は特定の着業資金についても復旧資金として融資する道を開いたことであります。

最後に、第三点としては、昭和二十八年台風第二号または同年六月及び七月の水害に対する二法律の一部をそれら改正して、これらの法律による被害漁業者で再び本法案による台風によつて連続的に被害を受けた者に対しましては、その者が貸付を受けている経営資金の償還期限を延長する措置をとつたことであります。

本案は去る十一月三十日政府から提出され、水産委員会に付託されたものであります。委員会としては、災害が発生した当初から、閉会中においてもしばしば委員会を開き、これが対策について真剣に検討いたして参つた次第であります。また十二月二日及び本日委員会において慎重審議いたし、特に今回の災害をこうむつた地方は、たび重なる災害である関係から、高率の補助を必要とする。あるいは農林漁業金融公庫からの融資等について政府は積極的に考慮すべきである等の意見が述べられ、政府もこれが趣旨について了承いたしました次第であります。

質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は原案通り全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。